

平成 28 年第 4 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年12月12日（月）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	12月12日 午前9時00分宣告（第2日）			
応 招 議 員	1 番	松 本 正 美	2 番	板 倉 浩 幸
	3 番	飯 田 雅 広	4 番	石 原 裕 介
	5 番	水 野 智 見	6 番	戸 谷 裕 治
	7 番	伊 藤 俊 一	8 番	黒 川 勝 好
	9 番	中 村 英 子	10 番	佐 藤 茂
	11 番	奥 田 信 宏	12 番	吉 田 正 昭
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 推 進 策 室	室 長	岡村 智彦	ふるさと 振興課長	寺西 隆雄
	総 務 部	部 長	江上 文啓	次 長 兼 安心安全 課長	伊藤 啓二
		総務課長	浅野 幸司	税務課長	鈴木 孝治
	民 生 部	部 長	橋本 浩之	次 長 兼 環境課長	江場 満
		次 長 兼 高齢介 護課長	伊藤 光彦	子 育 て 推進課長	寺西 孝
	産 建 設 業 部	部 長	志治 正弘	次 長 兼 土木農政 課長	伊藤 保彦
		まちづく り推 進課長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次 長 兼 水道課長	伊藤 満		
	消 防 本 部	消 防 長	奥村 光司	次 長 兼 消防署長	佐藤 安英
	教 育 委 員 局 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教育課長	黒川 静一
		給食セン ター所長	伊藤 和孝	生涯学 習課長	伊藤 保光
	本会議に職務のため出席した者の職氏名	議 事 会 局	局 長	金山 昭司	書 記
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	戸谷裕治	空き家対策と町づくりを問う……………	30
2	安藤洋一	①日光川東側に津波避難タワーの設置を求む……………	44
		②町長選挙 4期目挑戦の決意を問う……………	55
3	石原裕介	蟹江町における防災対策について問う……………	63
4	松本正美	①いじめ・不登校対策は大丈夫か……………	74
		②食品ロスゼロをめざせ……………	90
5	飯田雅広	今須成線はいつ便利で安心できる道路になるのか?……………	102
6	吉田正昭	インフラ整備について……………	114

○議長 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。

平成28年第4回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、まことにありがとうございます。

議会広報編集委員長より広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問される議員の皆さんは昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いします。

また、西尾張シーエーティーヴィ株式会社より、本日及びあしたの撮影、放映許可願の届け出がありましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により、撮影、放映することを許可いたしました。

皆様のお手元に安藤洋一君の一般質問に関する資料と最終日に上程される議案第74号から議案第78号までの5議案を配付いたしておりますので、お願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問される議員の皆さん及び答弁をされる皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力いただきますようお願いいたします。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問1番 戸谷裕治君の「空き家対策と町づくりを問う」を許可いたします。

戸谷裕治君、質問席へお着きください。

○6番 戸谷裕治君

6番 戸谷裕治でございます。皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、「空き家対策と町づくりについて」を質問させていただきます。

その前に、町長、きのうの新聞を拝見させていただきました。以上でございます。

早速質問に入らせていただきます。

質問は短くしてありますので、ご答弁は長くても結構ですから、詳しくお教えのほどをよろしくお願い申し上げます。

まず1問目、本町の公共用地活用について。

本町連合会を主体とし、学区、PTA、ボランティア団体が活用方法について会議を開かれ、町のほうに要望書を出されたと思いますが、結果として、どのように取り扱うつもりですか。まず1問目、よろしくお願い申し上げます。

○総務課長 浅野幸司君

改めまして、おはようございます。

では、私のほうから、ご質問のありました本町の公共用地活用について、本町連合会等から町に要望書を提出されたと思いますが、結果としてどのように取り扱うつもりですかについてお答えをさせていただきます。

本町地区の公共用地につきましては、去る平成25年10月に、町が用地先行取得事業用地として、佐藤化学工業株式会社の跡地を取得したものでございます。

町といたしまして、この用地の有効な利活用について現在検討中でございます。

また、お尋ねの要望書につきましては、本年10月25日付で、本町連合会、これは7つの町内会でございますけれども、から蟹江町長宛てに当該土地の有効利用についてご要望をいただいたものでございます。地元の住民の方の貴重なご意見として、今後利活用の方針決定の参考資料とさせていただきますと考えております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

そこで、提案とご質問を混ぜたような質問ですけれども、よろしくお願い申し上げます。

本町の公共用地については、町が平成22年度に策定された都市計画マスタープラン上では、これは街区公園ですが、街区公園の配置にぴったりと該当する場所であります。また、都市計画マスタープラン上の街区公園の面積は0.25ヘクタール規模となっており、現在の公共用地は約700坪、ぴったりと合致いたします。

しかし、都市計画の街区公園に指定されると、他の用途変更は大変難しくなると思われます。今の状態がベターであると思っております。子供たちが遊べる公園等に貸し出しをされておる、これがベターだと思いますけれども、ベストではないと思います。

最初に申し上げたように、地域での活用方法をアンケート調査されたところによると、52%の方が広場、公園、48%の方が避難所となる防災建物、また多目的ホールに使える建物が欲しいとの結果でした。真っ二つに結果が分かれたように見えますが、広場、公園と答えた人の多数は、防災にも使えることが条件でした。

このような結果から、都市計画マスタープランに沿ってまちづくりをするためには、また、住民の意向に沿ったまちづくりのためにも、建設されて40年以上も経過し老朽化した蟹江保育所の建てかえと同時に、防災多目的に使える複合施設の建設を要望いたします。

建設は、現在の公共用地を使用することにより、現蟹江保育園の運営は継続しながらで建設ができます。建設後は都市計画にある公園を配置してもよいと思います。住民アンケート調査にも諮り、都市計画にも沿ったまちづくりができると思います。

近鉄、JR両蟹江駅からも中間点となり、子育て蟹江のまちのランドマークになる子育て世代の住みたいまちづくりの一助になると思います。また、この中には40%以上の方が貯水

対策で貯水池というのもアンケートに入っておりました。

こういう答えと要望でございます。できましたら、副町長、少し答弁をお願いいたします。

○副町長 河瀬広幸君

まず、戸谷議員、おはようございます。

第1番目に戸谷議員のほうから、空き家対策とまちづくりの観点でご質問をいただきました。

まず、引き合いに出されましたのは都市計画のマスタープランの話をされました。先ほど戸谷議員がおっしゃったように、このマスタープランは蟹江町の土地利用の未来構想をつくるものでありまして、当町は平成8年から作成をしております。現在、平成20年に作成したマスタープランに基づいて計画を進めているところであります。

このマスタープランの中には、5つの地区に地区別の構想エリアがありまして、5つの地区が挙げてあります。それは、まず北のほうの須西の地区、それから今、戸谷議員がおっしゃった本町の地域、そして舟入、蟹江川の西にいきますと学戸地区、そして新蟹江、この5つの大きな土地の利用構想の中で5つが挙がっておりまして、今、戸谷議員がおっしゃいました、新たに取得した公共用地、本町地区にあるわけでありまして、質問の中に、このマスタープランの中に街区公園の質疑があるという話がございますが、これは適正配置の中に当然必要な施設として公園もあるわけでありまして、特にその用地の公園がそこにピタリと当てはまるのではなくて、周りのバランス等を考えて、マスタープラン上、街区公園がこのブロックのほうにあると理想であるというような意味合いでありますので、まさしくそのまま当てはまる土地でないということだけはお答えをしておきたいと思っております。

ただ、そんな中でも、やっぱり今、本町地区というのは、この蟹江川の西地区に比べますと、やっぱり基盤整備もされていません。といいますのは、旧市街地でありますので、集落がたくさんありまして、静かな雰囲気醸し出してはおりますが、この西地区の新しい市街地と比べますと、確かに公園は少ない状況にあるのが事実でございます。私ども、町長とまちづくりミーティングをやっていると、当然本町地区の方からも公園等の要望も多々聞いているのが現状であります。

そんな中で、今回質問のありました公共用地につきましては、皆さんの要望等を踏まえてしっかりと議論をしていきたいと思っております。先ほどおっしゃいましたように、地元のアンケートの中には、大きく分けると2つに分かれたと。公園的な、要するに使うのが1つ、もう一つは、多目的施設の建設と、そのようなことが大きな用途があったと思います。そのほかには、貯水池、調整地の利用だとか、そんなさまざまな要望がありますので、私どもしっかりとその辺の議論を議会の皆様方とやらせていただいて、今後の方針は固めていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○6番 戸谷裕治君

副町長がおっしゃったとおりなんですけれども、このマスタープランによりますと、代替配置図が、佐藤化学の跡地くらいに街区公園の設置というのが代替配置でぴったり合っているもので、ですから、それを要望するんですけれども、そして、町の人たちの要望を取り上げていきますと、建物と遊水池、そういうのも入っておりますんですけれども、建物もこれから古くなった蟹江保育所、あれを建て直すときには、僕はもうこれからランニングコストとかいろんなことを考えまして、やっぱり複合施設だなと、一つにさせていただきたいなど。下が保育園、2階が例えば防災、3階が多目的で使えるような建物、そうしたら管理のほうも楽になりますし、そういう要望で、隣同士の立地にありますもので、そして、街区の公園としてはもう最適な場所だなと。

ですから、今の町の総務のほうの財産ですので、保育所も建て直すときにそちらのほうを使えると。街区公園になりますと、都市計画で指定されますと、また条例変更等々で大変使い勝手の悪い土地になっちゃうと。その前にそういうことをやっていただきたいと思っております。

その辺を踏まえまして、要望といいますか、再度そういうお考えができないか。

そして、これから、先日来問題になっております3歳児、0、1、2歳から3歳児問題というのが他のところでも大変起こっております。その3歳児以上の方ですね、そこら辺の方の受け入れ先をちゃんと確保するためにも、そういう整備がこれから必要じゃないかなと思っております。

ですから、行政としては子育てというのは、やっぱりある程度は行政が面倒を見ていくのが、地元が面倒を見るというのがしかるべくものであって、これに少しお金が足りないから民営化しようとか、そうじゃなしに基本的には行政が携わっていくものだと。義務教育の終わるまでは行政が携わるもんだと。だから、ゼロ歳から14、5歳までですか、この間は行政が携わって指導をしながらやっていくものだと私は感じております。

そこら辺を踏まえて、再度、副町長のおっしゃったことと、考えてみますというような発言でしたけれども、そういうことは考えられないのかと。再質問ですけれども、もう一度お願いできませんか。

○副町長 河瀬広幸君

戸谷議員のほうから再質問をいただきました。

今、おっしゃいました用地につきましては、現在、取得した時点で蟹江保育所の南運動場で拡張用地を使わせていただきました。これによりまして、子育て施設としては充実した運動場ができたというように理解をしております。

それと、残った土地につきましては、周辺の町内会を中心に、現在子供たちが遊べるスペースとして利用をしております。その前に、昨年度は防災訓練をさせていただきましたし、まずは当面の間は、地域の皆さんが利用していただく施設としてオープンなスペースとして

使わせていただいているのが実情であります。

その中で、将来展望の中に戸谷さんおっしゃった、特に本町地域、新しい住民もたくさんふえておりますし、子育ての充実した施設を含めた複合施設としてというような活動がありますので、これは当然私ども今つくっております公共物の管理計画、この中で蟹江保育所の耐用年数、それからいろんな問題もこれからクリアしなければならない問題がありますので、その辺をにらみつつ、じゃ今度、蟹江保育所の、例えばあと耐用年数がどれだけあるのか、改修するととれだけもつのか、そんなことをしっかりと踏まえた上で、複合施設も視野に入れた考え方をしていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○6番 戸谷裕治君

先ほどアンケート調査を申し上げましたとおり、住民の方は広場と建物を両方望まれていると、これが半々ということで、どちらのご意見もうまく取り上げていくには、私が申し上げた複合施設をつくられたほうでいいんじゃないかなと。そして、それが都市計画にもちょうどマッチングしている場所ですから、そういう使い方がされたほうでいいんじゃないですかと、そして、都市計画を策定された以上、それを一つ一つ、やっぱり町並木というものをつくっていくと、そういう信念を持ってやっていただかないと、せっかくたまたまですけれども、そういう都市計画に合致した土地が出たもので、そして、公共用地で取得されたもので、それを使われることを考えていただかないと、何のための都市計画かわからないということで、これは要望でございますので、そういうことをお考えください。よろしく願い申し上げます。

次に入ります。

空き家ですけれども、空き家には売却用、賃貸用、二次的住宅用、これは別荘等ですね。その他の4つに分類されると思われま。このうち特に問題になるのは、空き家になったにもかかわらず、買い手や借り手を募集しているわけでもなく、そのまま放置されている状態のその他の空き家でございます。

当町のその他の空き家の問題点は、もともとの住宅密集地に多く見られます。地方の空き家とは少し行政も取り組みの方向性を考えなければなりません。

そこで質問させていただきます。

来年度からの問題として、危険な空き家はどのように対処されていきますか。その中の1番目の質問といたしまして、固定資産税の税の軽減をとめる方針ですか。

また、2番目、撤去費用の補助は国からも出るようですが、町としては補助を考えておられますか。

そして3点目は、今現在の消防署よりの文書発送件数と、これによる効果を少しお教え願いたい。まずここまでで質問させていただきます。

○税務課長 鈴木孝治君

質問のごさいました固定資産税の軽減についてお答えをさせていただきます。

まず、固定資産税の軽減措置である住宅特例とは、住宅の敷地の用に供されている土地について、200平方メートル以下の部分については課税標準額が6分の1、200平方メートルを超える部分については3分の1とする特例措置でございます。例えば1戸建てで300平方メートルの敷地ですと、200平方メートル分については課税標準額が6分の1、100平方メートル分については3分の1となります。

次に、危険な空き家に対する固定資産税の軽減がどのようになるかですが、賦課期日である1月1日において、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく除却等の勧告を受けた特定空家等の敷地の用に供する土地につきましては、地方税法第349条の3の2の規定により、住宅特例の対象から除外することとされていますので、固定資産税の軽減はなくなります。

なお、空き家につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条及び第11条の規定に基づき、担当課と情報連携し、空き家の除却だけではなく、空き家の活用などの対策と同時進行で町として慎重に検討してまいります。

以上でございます。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

それでは、2つ目のご質問にごさいました空き家の除去等の補助については、まちづくり推進課からお答えをさせていただきます。

現在、愛知県下におきまして、空き家等の除去について国費を活用している自治体は4市町でございます。また、除去を市単独で実施している自治体は5市町でございます。

空き家等の除去の補助を導入している自治体を調査したところ、補助額が低額であるため、積極的に所有者が活用するのではなく、問題となつてございまして空き家の所有者に対して、制度を提案することで除去に協力をしていただいているような状況でございます。

本町におきましても、来年度から着手を予定しております空き家等対策計画の中で、このような先進的な自治体の状況も調査しながら、効果的な補助制度についても検討をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○消防長 奥村光司君

それでは、私のほうから、空き家の文書発送件数と文面と効果についてお答えいたします。

まず、消防といたしましては、放火、火遊びなどによる空き家からの出火を防止するため、毎年11月から翌年3月にかけて空き家の現況調査を実施しております。

調査対象は、玄関や窓が壊れて容易に屋内に侵入することができるもの、家の周囲に燃えやすいものが放置されているなど、管理の状況が悪いものについて、その所有者に対して適切な管理をしていただくよう指導しているところでございます。

発送文書の内容ですが、所有者または管理者宛てに、蟹江町消防長名で、「空き家の管理について（お願い）」と見出しをつけ、「日頃は火災の予防にご協力いただき厚くお礼を申し上げます。近年、全国で放火による火災の発生が多くなり、また愛知県内におきましても、連続放火による火災が発生しています。つきましては、あなたが所有（管理）されている空き家において放火、火遊び等による火災を防止するため、下記の事項に注意され、適切に管理されますようお願いいたします。なお、現在の管理状況等の確認のため、適切な措置を実施しましたら、同封の結果報告書でご返送ください」との内容で、下記といたしまして、所在地、物件名、空き家。注意事項としまして、侵入防止。着火物となりやすい可燃物の物品を周囲に放置しない。ガス及び電気の遮断。危険物等の除去。備考といたしまして、通知書の問い合わせ先を記載してございます。

本年の文書発送件数につきましては、現在調査中というところでございます、件数は出ておりませんが、昨年度27年度は26件ございました。そのうち17件が必要な措置を講じられ、適切に管理していただいているところでございます。是正率といたしましては65.4%でございます。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

危険な空き家というのも、消防のほうで管理をしていただいているということで、なかなか管理も難しい状態だと思っていますので。

国の空き家対策の特措法ができました。運用は市町村に任せられている状態であります。早くうまく運用するべきであると思います。空き家対策特措法が制定された理由は、現在の危険な空き家を壊すことを目的としてだけで制定されたわけではなく、次代の危険な空き家をつくらせないことを目的として制定された法律だと私は理解しております。

法律というのは、事前予防だと思っています。例えば例を申し上げますと、本町地区にも屋根が落ち、雨が入り放題でいつ壊れてもおかしくない物件があります。周辺住民の皆さまからも苦情が大変たくさん出ております。家主は他の地域に住み、行政から指導があっても、「はい、いついつまでに壊します」と。期日が来ますと、壊れておりません。また、「はい、いついつまでに」、行政指導があると「壊します」と。そして延び延びになっております。いつ壊すかわからない状態であります。この空き家があることにより、他の空き家の持ち主も、別に放っておいても行政は何もできないのだからと判断している人もみえるかもしれません。

このようなことが起こらないように、空き家対策の協議会を設置し、効力のある行政指導ができる体制を構築するべきではありませんか。他の自治体では、注意、指導、勧告、強制代執行と罰則規定を設け、罰金制度を設けているところもあります。危険空き家に認定され

ると、固定資産税の軽減がなくなり、約6倍になると思われます。そういうこともありまして、今の状態で空き家を放置されている方が多いのかなと、固定資産税のことも考えまして。だけど、法的に町として効力のあることを早く進めていかないと、次代の空き家がどんどんふえていくということですので、その辺も踏まえまして、ちょっと質問いいですか、お答えしていただけますか。すみません。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のございました協議会の設置についてお答えをさせていただきます。

まず、今年度、実態調査ということで空き家の調査を実施してございます。その結果を踏まえまして、来年度には空き家の対策ということで、空き家等対策計画を策定をする予定をしております。

それと同時に、議員のご質問にもあったとおり、対策協議会の設置ということで、同時に協議会の設置に向け、メンバーの選考のほうも行っていこうと考えてございますので、できるだけ早い時期に協議会の設置に向け推進をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

今申し上げましたとおり、協議会の設置というのは、これをしますと、他のこれから空き家になりそうなところに効力があると。予防ですね。そういうことでつくっていただきたい。決して、今現在ある危険空き家を壊してしまえということじゃなしに、2次、3次的なことを考えて、早く制定していただきたいと。

地方に行きますと、もう平成24年度ぐらいから空き家対策に取り組まれまして、そこら辺とは我々の町とはちょっと事情が違いますもので、大都市圏と近隣ということと。地方に行きますと、本当に山の中とか、そういうところに対しての空き家対策とかいろいろされてきましたもので、そういうところとは全然違うんですけれども、早く設置のほうをお願いしたいと。

続きまして、当町の場合は、町自体は大都市に隣接した利便性の高い立地にも恵まれた土地であります。また、空き家も既存の市街地に多く見受けられ、大都市の周辺市町村としては大変立地に恵まれた場所に空き家が点在いたします。

空き家を抱える人は、これまではそのまま放置することが税制上有利であった。しかし、今後は、先ほど申し上げた協議会設定とか、そういうことをつくることによって、危険な状態になった場合、固定資産税の優遇がなくなるかもしれない、優遇を受け続けるためには最低限のメンテナンス費用を投入するか、また将来の税負担増を考慮して、売れるうちに売るなどの選択を迫られるようになると思います。先ほどの話が条件ですよ、これは。

まず1番目ですけれども、危険空き家予備軍に対しては、どのような対処をされていきますか。

2つ目、当町の立地を考えても、空き家の利活用は必須の課題であります、官民一体の利用活用は考えていますか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のございました、まず1つ目の空き家予備軍に対するの対処方法ということでお答えをさせていただきます。

先ほどもご説明したとおり、今年度、空き家等の実態調査を実施してございます。その方法としましては、まず固定資産税の課税台帳と住民基本台帳からマッチング処理を行いまして、机上でまず居住者がいない建物を抽出し、その建物が本当に空き家かどうかであるかということを実地に出向いて調査を行ってまいりました。

その結果ですが、まず空き家と断定された建物、これが116件ございました。空き家と断定できない建物、これが646件、空き家ではない建物が335件ございまして、空き家と断定された建物と空き家と断定できない建物を、空き家の可能性が高い建物として762件を抽出してございます。

この全てが危険空き家の予備軍となるものではございませんが、この現地調査では、倒壊等、著しく保安上、危険となるおそれがあるものということで、特定空き家等の可能性についても、国が示してございます判断の参考となる基準に基づいて調査を行いましたので、特定空き家等の可能性が高い建物の対策についても、今後、策定予定をしております空き家等対策計画の中で検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

引き続き、利活用についても、お答えさせていただきます。

空き家の利活用については、空き家の所有者が行政に寄附もしくは低価格で売却することで、道路やポケットパークとしての整備、地域の住環境を改善することや行政や住民団体などに寄附もしくは低価格で賃貸することで、地域住民や移住者にあっせんすることで住民交流を促進する効果等が考えられると思っております。

このような効果を目的とした活用につきましても、今回の空き家等実態調査の中で実施します意向調査の中で、有償、無償の譲渡や貸与についてや、あと貸し出しの条件などについて伺いますので、その結果を踏まえながら、所有者がどのような利活用を望んでいるか、検証いたしまして、これもあわせて今後の策定を予定してございます空き家等対策計画の中で有効な利活用について検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

ただいま申し上げました予備軍につきましては、この2番目の質問にありました利活用を早く考えていただきたいと。その利活用するためにも、特定空き家というのは早く処理したいということで、協議会の設定をお願いしたいと。この町は大変大発展中の名古屋駅前から

近鉄でもJRでも10分以内の場所に立地しております。この利点を生かした空き家対策が望まれると思っております。これは、対策というのは利活用だと思っております。この町の発展のためにも、早急な空き家対策が望まれます。

防災常任建設委員会といたしましても、3月議会までに議員提案の条例を見据えた提言をしていこうかなと思っておりますので、その辺も含めてお考えのほどを、早く、早く空き家対策をお願いしたいということです。よろしく願い申し上げます。これは要望でございます。

続きまして、空き家対策と同時に、当町に今強く望まれているのは、空き店舗対策であると思っておりますが、空き店舗対策として、町当局はどのように考えていますか。

まず1点目、空き店舗数はどのくらいありますか。

2番目、昨年度のプレミアムチケットは広域で他の町村でも使えることにいたしました。蟹江町の使用率が高かったように思います。このように潜在的消費者がたくさんみえると思っておりますので、この辺も含めてご質問申し上げます。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

戸谷議員のご質問でございます空き店舗数はどのくらいありますか、2として、昨年度のプレミアムつき商品券事業では広域分は蟹江町の使用率が高く、潜在的な消費者を呼び込む能力は高い。空き店舗対策の現状と補助金制度の優遇を教えてくださいということでございましたので、つきましては、ふるさと振興課から一括して答弁をさせていただきます。

まずは、1の空き店舗数はどのくらいありますかでございますが、まず統計面から、ご参考までにご報告をさせていただきますが、定期的に行われている国の統計調査である商業統計調査での蟹江町の店舗数については、若干古いんですが、平成9年は491件であったものが、平成19年では385件と106件、21.6%の減少となっております。これは、飲食業を除く商店数を統計的に集計したものでありますが、空き店舗の統計的データは見当たらないのが現状でございます。よろしくお願ひします。

なお、商工担当でありますふるさと振興課としましては、町内にどのくらい空き店舗があるかは把握していないのが現状であります。蟹江町商工会で各地区の発展会、これは蟹江一番街を初めとし、7つの発展会でございますが、聞き取りをした結果、おおむね30件であることでありましたが、関係者が把握していないものも合わせますと、もう少しふえるのではないかと考えられます。

また、今年度、まちづくり推進課が実施しております空き家等実態調査委託業務で現況調査の結果においても、空き店舗数の把握ができると考えております。

続きまして、2のほうでございますが、次の質問であります空き店舗対策の現状と補助金の制度でございますが、現在、空き店舗を対象とした補助制度は、平成23年度に蟹江町としまして、蟹江町空き店舗対策事業補助金交付要綱を制定して、現在に至るまで実施しており

ます。これは、一定の条件の下の時限的な補助金制度ではありますが、空き店舗の活用促進及び地域活性化を図るため、空き店舗を活用して事業を営む場合の店舗の賃借料の一部に対して補助金を交付しております。

この補助金の交付対象者につきましては、蟹江町商工会であります。現在までに蟹江一番街発展会の「まちの駅」、それから舟入発展会の「水辺の駅」、近鉄駅前通り発展会の「ふれあい」が対象施設でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○6番 戸谷裕治君

先ほど言葉足らずで、補助金のことが抜けましたもので、お答えいただきありがとうございます。

別にちょっとお尋ねしたいんですけども、今現在、空き店舗対策に対して県の補助金があるやに聞いておりますけれども、その辺はひとつ聞かせていただけませんか。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

チャレンジショップのような開業資金に乏しい若者などを初めとした創業、開業者に向けて新たな補助金制度の考えはないかということでございますが、一時はこの今の空き店舗対策の関係で、この補助金が県の補助金となったことはございますが、ちょっと今、関係資料がございませんのでご答弁ができませんが、再度調査いたしましてご答弁させていただきますので、申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

○6番 戸谷裕治君

突然に県の補助金のことを申し上げましたけれども、たしか県の補助金があるやに聞いております。その辺も含めまして、まず、小規模事業者がふえると町が活気づきます。これは昭和の時代を過ごしてきた、ここにおみえのほとんどの人が感じておられると思います。空き店舗対策を打ち出すことにより、起業家の男女を問わず夢とチャンスを与えられる町、町としてのイメージもよくなると思います。現在の町内には、多くのスーパーやドラッグストアがあり、商売が成り立っております。ここで商売が成り立つんだというイメージがすごくあります。蟹江というのはそういう町でございます。

このようなイメージも打ち出し、県の補助があるうちに商売の成り立つ町、チャンスを与えてくれる町と、町のイメージアップにつながりますので、ぜひとも空き店舗対策を打ち出してほしいと思っております。これは要望ですので、どなたかこういうことに関しましてお答えしていただけませんか。政策室長でも結構ですけども。

○政策推進室長 岡村智彦君

今の要望につきましては、本町のほうといたしましても、さまざまな空き店舗、これから減少していくというような傾向にございますが、町のほうの補助も有効に使いまして、また、出店、新しく起業されること、そういうところの活性化ということも、やはり集客またはP

R等、そういうような施策も考えながら行っていきたいと思っております。

現在のそういう商店街の推進事業ということ、いろいろなことの事業を活用いたしまして、慎重にまたそういうところを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○6番 戸谷裕治君

地方でいいますと、富山市とか、ああいうところは商店街に結構そういう補助金とか出しまして、若者たちが集まって起業していくと。その一助にしていこうと。そして、名古屋でいいますと、円頓寺ですか、あちらのほうもそういうことで、若者たちが集まっているとされております。そして、若者たち、お年寄りでも結構ですので、起業される方がいると町が活気づく。これの一助ということで、期限を切っても結構です。1年間出しますよとか、そういうのも結構ですので、起業の補助になるような制度を設けていただければありがたいなと思っております。これは要望でございます。

このように、空き家・空き店舗対策はまちづくりにおいて重要な課題となってきました。また、まちづくりにおいては、駅は重要な位置づけになります。この駅について質問させていただきます。

J R蟹江駅は平成32年度、自由通路及び橋上駅舎が利用可能になります。まちづくりにすばらしい貢献をするでしょう。また、安心・安全なまちづくりの一助にもなると思っています。

近鉄蟹江駅もJ R蟹江駅に負けないぐらいの利用者がいます。ロータリーの拡張も進められていく予定です。また、まちづくりに貢献するでしょう。ロータリーが拡張されると、またまちづくりが大変貢献すると思っております。

そこで質問いたします。私どもは何回もこういう一般質問の席で申し上げていますが、近鉄蟹江駅周辺、雨水対策を教えてくださいということで、排水場の能力はアップしましたが、ことしもまた一時的であれ、周辺が水浸しでした。ことしの水浸しの時間は、ちょうど近鉄駅を使われて社会人の方が帰宅される時間、学生の方が帰宅される時間が一番ひどかったです。浸水では、深いところでは膝上までたまりました。来年も再来年もこの状態で放置されるのだろうか。対外的にも本当に駅の周辺がイメージが悪いということでご質問申し上げます。これはどういう改良をされていくか、お答え願えますか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

それでは、近鉄蟹江駅周辺の雨水対策につきまして、戸谷議員の質問にお答えをさせていただきます。

初めに、近鉄蟹江駅周辺、本町地域の排水対策についてご説明をさせていただきます。

これまで排水施設である道路側溝の整備、暗渠化された新本町線のしゅんせつを行い、また排水ポンプの補修や改修工事、さらには停電時における排水ポンプ自動運転装置の設置等、その都度必要に応じた対策を施し、この地域の排水対策を図ってまいりました。

本年9月20日に上陸しました台風16号は、蟹江町のみならず、東海地方に大雨被害を及ぼ

し、気象庁の発表では本町の時間雨量は54ミリを記録する豪雨に見舞われました。このときも現在建設中の宝排水機場のポンプも稼動しておりましたが、吸水口前の遊水地が未整備がありましたので、ポンプ運転が最大限活用されなかったことも冠水を早めてしまった要因の一つであると考えられます。

現在、この遊水地の整備工事を今年度中の完成を目指して愛知県が施工しておりますので、平成29年度には、ポンプ能力を最大限生かせることができるようになります。

このような状況ではありますが、現在、各地で多く発生しておりますゲリラ豪雨などの自然災害に対して、事前の情報収集を密にし、被害を最小限に抑えるべくでき得る限りの準備をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

現在の気候変動ということで、50ミリが当たり前という時代が来るかもしれません。それに対して、少しは町としても、県の事業に頼るんじゃなしに、やっぱり少しは何か考えていただきたいなど。近鉄蟹江駅周辺というのは、何十年とこの状態が続いております。これは、私はこちらに参ってから、かれこれ40年近く同じような状態が毎回、毎回年に一度ぐらいは起きているような状態でございますね、一度か二度は。だから申し上げるんですけども、本来なら、何とか遊水地とかを考えながら、30年、40年前から1期、2期、3期、4期工事とか、そういうのをやってくるべきじゃなかったのかなと思います。

そこで、町の見回りの方、町の職員さんですね。この方たちも、私どもが現場にいますと来ていただけるんですけども、そこで見ていかれるのは、1本中に入った道路、帰宅者が歩かれる道路とかは見ていかれていないです。これが現状。そして、1本中に入った道路は、またひどく膝上まである地域も多いです。だから、ここにいただきました土木のほうの資料とは、また違う部分が冠水しておりますので、よくごらんになってください。

また、古い水路では、北から南に流れるのではなく、南から北へという地形的に少し矛盾するところも見受けられます。再度集中的な水路調査をお願いし、整備じゃないです、まず調査をお願いしますね、水路の。どういう流れになって、どういう状態で来ているのか。同じところばかりですから、冠水するのが。ですから、これは北から南に流れるのが本来なのに、南から北に流れる水路もありますので、そこら辺でぶつかって漏れるのかなという、いろんな考えをいたしております。

ですから、水路の調査をお願いし、見えないインフラの整備も急務であると思いますので、駅は町の顔とJRの橋上駅化するときに町長もおっしゃっていましたよね。駅は町の顔、駅に通じる道路は冠水ではイメージは大変悪いです。これを少しでも防げるように、ですから、1期、2期、3期、一気にやる、一気にいう、全て一発でやる事業じゃなしに、1期、2期、3期、4期、5期と、そういう長期のスパンで考えていただいたインフラ整備をお願いいた

します。こういうことで、何か副町長、ございますか。こういう町の今の状態で。

じゃ、町長から、よろしくお願いします。

○町長 横江淳一君

戸谷議員からたくさんのご質問をいただきました。まさに雨水対策、治水対策、冠水対策がもう急務であります。

私が就任させていただきまして以来、今担当者が述べさせていただきました。戸谷議員は多分ご存じだと思いますし、議員各位も認識の深いところであると思いますが、蟹江町の排水機というのは、ほとんどが農業用排水機でございます。この市街化が進んでまいりましたこの地域におきまして、市街化の雨水対策をどうするかということは本当に考えてまいりました。

1つは、自動真空復旧装置を早々につけさせていただきましたが、都市下水路が大変密集しております地域には、まさに今、戸谷議員がおっしゃったように、水が南から北へ流れる状況も今は変わりません。そのことに対して水路の改修も行ってまいりましたが、基本的には遊水地の不足、これはもう十分わかっておるわけであります。ある意味、県の湛水防除事業、そして緊急防災事業のお金を使いまして、補助率の高い事業でずっとやってまいりましたが、いよいよ平成29年には一定の完成を見るわけであります。それと供用開始と同時に、近鉄の土手の下にあります遊水地の拡充を進めてまいりたいと思います。それが全てだとは申しません。暗渠、ボックスカルバートになった部分にヘドロがたまっている状況もたくさんございますので、そういうのも順次緊急性の高いところからやっていきたいというように思っております。まさに、それが近鉄の周辺に広がっているのも十分承知おきをしております。

今後とも、先ほど言いましたように、優先順位の高いところから、緊急性の高いところから、そして最終的には少々の水でも冠水しないような、安心・安全なまちづくりができればな、こう考えてございます。よろしくお願いしますと思います。

○6番 戸谷裕治君

町長のおっしゃるとおり、町の安心・安全、そして住みたくなるまちづくりということでやっていただきますと、やっぱり遊水地も必要かなとか、いろんなことを考えてまいられると思います。無理なインフラ整備を早急に莫大なお金をかけてやれとは申しませんので、長期で、1期、2期、3期、4期、5期と考えられるような、やっぱり株式会社風な、物の先を見た先行投資的なことを少しずつ、そして、水路の調査を再度重点的にこの周辺はお願い申し上げて質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で戸谷裕治君の質問を終わります。

続いて、質問2番 安藤洋一君の1問目、「日光川東側に津波避難タワーの設置を求む」

を許可いたします。

安藤洋一君、質問席へお着きください。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、1問目、「日光川東側に津波避難タワーの設置を求む」と題しまして質問をさせていただきます。

今回は、参考資料としまして、A3サイズのパネルを多用させていただきますが、私は議会のICT推進部会のメンバーでもありますので、この議会にタブレット端末が導入されれば、もっとわかりやすくかつ効率的に、しかも町民に開かれた議会運営がなされるのではないかという思いを込めまして、模擬タブレット、紙でできたタブレットという感覚で臨みたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

1問目、日光川左岸堤防の耐震補強工事について質問いたします。

まず、お手元の資料の①が、この写真になります。この看板に堤防の耐震補強を行っていますとあります。場所は西之森9丁目、いわゆる中瀬台付近の日光川左岸堤防であります。

これは資料②ですね。これはグーグルから航空写真をちょっと借りてきました。多分この辺の赤丸のあたりかなと、この日光川が南北に走っています。このあたり、ここは西之森9丁目になりますので、このあたりかなということでございます。写真ではちょっとえぐれたりしていますけれども、この写真がちょっといつのものか確認していませんので、これはちょっと置いておきます。

これが資料③でのり面の工事状況ですね。工事状況なんですけれども、バリケードから中には入れませんので、これ以上はちょっとわかりませんけれども、現在はもう少し進んでいるようでありました。手前の電柱に、ここの地盤は海拔マイナス2.0メートル、西之森9丁目というのがあります。これについては、また後ほど触れさせていただきます。

以上の資料をもとに質問させていただきます。

まず1つ目です。この工事は通常の工事なのでしょうか。それとも、実は緊急性のあるものなのでしょうか。

それから、2つ目、この工事はどこまでの範囲で工期はどれほどでしょうか。この先も順次ずっと続けていかれるのでしょうか。

3つ目、耐震補強はどの程度を想定しているものなのでしょうか。できれば工事内容も知っておきたいと思いますので、お教え願います。また、周辺の地盤の液状化も見込んでの対策なのでしょうか。よろしく願いいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

それでは、安藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。3点ほどあるかと思います

が、随時一緒に説明をさせていただきます。

まず、ご質問の日光川左岸堤防の耐震工事に関しましては、現在、愛知県が施工しております工事でありますので、質問の回答は施工者であります愛知県に確認した内容をもってお答えをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、この工事の緊急性についてでございます。

議員のおっしゃる日光川左岸堤防の耐震補強工事は愛知県が策定しました第3次あいち地震対策アクションプランによる工事で、これはさきの東日本大震災の教訓により、愛知県の地震予想調査結果等をもとに施工しているものでございます。したがいまして、緊急性のあるものと考えます。

なお、この第3次あいち地震対策アクションプランの目標は、「地震から県民の生命・財産を守る強靱な県土づくり」の理念から策定しているものと聞いております。

次に、工事区間と工期、またこの先についてでございます。

現在施工中の工事区間としては、日光川上流部の津島市鹿伏兎町から中瀬台団地、団地西側道路から日光川堤防に上がるのところまででございますが、平成29年3月までを工期として、計画的に工事が進められているところでございます。

今後につきましては、継続して下流部の補強工事を行う計画がございますが、県といたしましては、地震予測の診断結果に基づき、県内の緊急性の高い箇所から順次施工しているものと聞き及んでございます。

最後に、耐震補強の想定、工事内容についてでございます。

基本的に耐震補強は海拔ゼロメートル地域であり、地震による液状化が懸念されている実情を鑑みて計画されたものでありますので、耐震補強の想定は、地震による液状化被害から堤防の破堤を防ぎ、被害を最小限に抑えることでございます。また、工事の内容としましては、第3次あいち地震対策アクションプランにおける地震予想調査結果等をもとに、地震発生による液状化対策として有効な工法として、堤防沿いに鋼矢板18メートルを打設し、盛り土によりのり面整形を行っておるところでございます。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

1つ目のことについてですけれども、重要かつ緊急性があるということですので、そういうことであるならなおのこと、周辺住民のみならず、流域の住民がそのことを知っておるかどうかということですね。知らせておるのか、こんな重要な情報は広く告知する必要があると思うんですけれども、その辺いかがですか。事業は愛知県の担当なんですけれども、そこに住む人、住民はやっぱり蟹江町の住民でして、町民ですんで、蟹江町の町民の生命・財産を守るのは、やっぱり蟹江町行政ということだと思っておりますけれども、その辺の告知とか何とかに関してはどういうふうなお考えでしょうか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

議員がおっしゃられるとおり、やっぱり緊急性ということであれば、周知の方法はということでございますが、愛知県に確認いたしましたところ、こちらについての事業、工事施工につきましては、関係町内会等を通じ、回覧等でお示しをさせていただいているということ、余り緊急性といっても不安を与えてはいけませんし、実際にはすぐに工事に施工にかかるということで、現在は回覧で関係町内会にお示しをしているということを知り及んでおります。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

回覧ということで、回覧も、何か話を聞いていると、余り見たことないとか見ないとかということもあるんでどうかなとも思うんですけども、一応お知らせはしているということで理解しておきます。

2つ目の内容、こちらにしても、県の情報ですね、なるべく早目にキャッチして、町としても独自に少しでも早くいろいろ教えていただけると安心しますんで、そういったところもよろしくお願ひしたいと思います。

それから3つ目のことですが、具体的に例えば今よくいう震度6強に耐えられるのかとか、そういった設計指針とか、それから基準とか、そういったものはあるのかどうかということですね。南海トラフによる3連動が来るかもしれないとかというようなことを想定していると思うんで、もし想定しているのであれば、やっぱりそれに耐えるのはどんだけの強度が要るんだよとかという基準というものはあるんでしょうか。もしおわりの範囲で結構ですから、お教えいただければと思います。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

愛知県のほうに確認は、ごめんなさい、してございませんが、先ほど言いましたとおり、第3次あいち地震対策アクションプランというものは東日本大震災の教訓により策定されておりますので、地震予想調査結果等をもとに施工するという事で聞き及んでおりますので、震度幾つをもってということの大きさの被害でどの程度の工事を進めるかということは、ちょっと詳細までは今ここでわかっておりませんので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○13番 安藤洋一君

またいろいろそういった情報が流れてきましたら、ぜひ教えていただいて、広く町民の皆さんにも理解いただけるような体制をとっていただけるといいかなと思います。

それでは、2問目に入ります。日光川の左岸堤防について質問します。

資料の④、これになります。日光川左岸堤防の八幡一丁目、二丁目付近から南側を見ているところでありまして。それから、これは資料の⑤になります。そこから北を見たところでありまして。私が水たまりの水深を測定しているところでありまして。これがその拡大の部分です。

ね、メジャー部分の。水たまりの部分だけで深さ8センチメートルあります。実際のへこみになりますと、もっと大きな、そっちにあります。これが先ほどのやつですけれども、水たまりはここですけれども、もっとぐっとえぐれていますので、もっと深いえぐれになるのではないかなと思っております。

それから、またこれ、日光川のグーグルの航空写真なんですけれども、ここは図書館、それからこっちがウォーターパークですね。ちょっと赤線を引いてみたんですけれども、右岸堤に比べて、右岸堤というのはこっちになるんですね。明らかに左岸堤のほうが細いことがわかります。ということで質問をさせていただきます。

1つ目、左岸堤防の八幡二丁目、一丁目付近には大きなへこみができており、水たまりも深くなっております。これは土砂の流出という可能性はないのでしょうか。液状化しやすい状態になっているのではないのでしょうか。

2つ目、右岸堤防と比較して、明らかに細いことがわかりますが、本当に大丈夫なんでしょうか。防災道路整備のあるなしがあるかもしれませんが、余りにも見た目が貧弱であります。大きな地震などの災害時に、先に切れることはないのでしょうか。

3つ目、現時点でのこの場所の耐震強度はどの程度と見ておられるのでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

それでは、3点ほどご質問いただきました。

まず、土砂流出の可能性や液状化しやすい状態なのではというご質問でございますが、愛知県では、河川・海岸施設の異常、変化の発見や不法行為の是正指導を行い、その施設が良好な状態で保てるよう河川パトロールを実施しております。

議員ご指摘の八幡一丁目、二丁目付近のへこみについては、愛知県に確認しましたところ、今現在緊急性はないものであり、液状化や土砂流出の可能性も低いとのことでしたが、堤防敷を良好な状態に保つために、随時補修はしていくと確認がとれてございます。

次に、日光川の右岸堤よりも左岸堤は非常に貧弱である。先に切れることはないのかというご質問でございます。

日光川右岸堤防は現在防災道路の整備にあわせ、堤防の強化、液状化対策が図られております。議員ご指摘の左岸堤防につきましては、愛知県に確認しましたところ、第2次あいち地震対策アクションプラン策定による実施期間である平成15年度から平成18年度までを工期として、JR関西本線南側から八幡二丁目付近までの間で鋼矢板20メートルから23メートルを打設し設置工事が行われ、既に日光川堤防破堤対策は施されてございます。

次に、現時点でのこの場所の耐震補強はどの程度かということでございますが、この場所の周辺の日光川の耐震補強につきましては、第3次あいち地震対策アクションプランでは耐震対策区間に現在は含まれておりません。ただし、愛知県としては、近日中にこのあいち地

震対策アクションプランで行う堤防耐震箇所を公表すると聞いてございます。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

補強はされておるといことなんですけれども、やっぱり地域の住民の皆さんにとっては、何かささいなことが起こってもやっぱり非常に心配なので、先ほどから何回も言いますけれども、できるだけ県と緊密に情報の交換、やりとりをしていただいて、それをすぐ地域住民の皆さんに公表する、情報、それから教育なり、そういったことをしていくということをお願いしたいと思っております。

次に、3問目です。日光川水位と平地の標高差、それとハザードマップについて質問します。

次、資料の⑧をごらんいただきます。同じく日光川左岸堤をもう少し図書館寄りで撮影したものであります。陸地や図書館の1階面よりも、日光川水面のほうが高いことがよくわかるかと思えます。目視ですけれども、正確などれだけというのはちょっとわからんですけれども、見た感じではっきりとわかるのかなと思えます。

これは、蟹江町がホームページで公開しています蟹江町内の標高サイン設置位置図であります。この現物が先ほどの資料に、これですね。この電柱の、これが標高サインというものだと思います。これがどんな場所に、蟹江町内のどこにあるのかというのが、この標高サイン設置位置図ですね。これだけだと数字がだーっとあるだけで、感覚的にわかりにくいので、国土地理院の地図がありましたので、それを持って来たんですけれども、少しでもわかりやすいかなと思ったんですけれども、ごらんのとおり全面真っ青でかえってよくわからないということ。

要するに、蟹江町全域で標高が低いと。ここに小さくあるんですけれども、色の濃い青が低いよ、どんどん低くなって、ゼロメートルからあとは大ざっぱになって、国土地理院の場合は大ざっぱで、ゼロメートル未満からマイナス100メートルと書いてあるんで極端なんですけれども、そのぐらいもう全面真っ青で低いということが確認できるということになります。

これが今度、愛知県が公表しております津波浸水想定図というものであります。これでも日光川流域では、ほとんどの地域で1メートルから2メートル、さらには2メートルから5メートルの浸水を想定されております。若干の違いはありますけれども、蟹江町が公表しているハザードマップとほぼ同じかなという感じでございます。

次に、これが皆さんのお手元にも資料で配付しておりますハザードマップですね。これらの資料をもとに質問いたします。

先ほどの写真でもお話ししましたけれども、目視で比較したところ、日光川水面の水位のほうが平地よりはるかに高く、破堤した場合、一般家屋の1階は完全に水没し、2階も危う

いのではないかと見られますが、行政の想定はどのようになっているのでしょうか。これが1つ目。

2つは目、このような状況の中で、日光川のすぐそばに建つ図書館が指定避難所とされています。ちょっと小さくてわかりませんが、ここにちゃんと図書館が印がされておりまして、避難所というふうになっているんですけれども、実際の災害時に機能すると考えられるのでしょうか。しかも、たどり着くまではきつい上り勾配があり、大雨などで流水があれば足がすくわれて、それだけで危険な状態になると思われませんが、いかがでしょうか。

また、その反対側の面のやつですけれども、このハザードマップにも河川から離れる方向に逃げると太字で明記されています。逃げなさいというときに川の方に逃げられるのかどうか、ちょっと心理的に抵抗があるんじゃないかなというふうにも思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

3つ目、浸水津波避難ハザードマップによりますと、最大規模の南海トラフ地震が発生した場合、日光川流域においては、その東西を問わず、地震発生後5分から15分で浸水深が30センチメートル以上になる可能性が非常に高いと示されています。水深が30センチを超えると、水平避難が困難となり、緊急避難場所などへの垂直避難を選択することも考えなければならないとしています。

しかしながら、この日光川流域には指定緊急避難場所、緊急避難場所、ともに非常に少ないのが現状であります。発災時は避難移動距離を稼ぐ時間も少ないと想定されます以上、地域的にもっときめ細かい緊急避難場所の設定、設置をする必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか、お願いします。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、今、3点ご質問いただきました。

まず、1点目の日光川の水位と堤防が破堤した場合の浸水想定についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

海部地域一帯が海拔ゼロメートル以下の地域であるため、議員のおっしゃるとおり、日光川の水位の高さのほうは平地より高いと考えております。

また、本町の南海トラフ地震による浸水想定といたしましては、今年度6月に全戸配布いたしました浸水津波避難ハザードマップに記載のとおり、南海トラフ地震が発生し、最悪の被害想定では、液状化により堤防が沈下し、町内の約9割が浸水するという被害想定になっております。日光川に沿った地域では、地震発生12時間後でおおむね1メートルから2メートル、深いところでは2メートルから3メートルの浸水が想定されていますので、3メートル以内の浸水であれば、2階部分で命を守ることはできると考えております。

1問目のご質問に対するお答えは以上でございます。

次に、2番目のご質問の図書館が災害時に避難所として機能するかどうかというご質問で

ございます。

図書館を含めた町指定の避難所22カ所は、耐震性もあり、浸水時においても避難所として機能を備えております。

災害時の避難先につきましては、災害の種別及び周辺の被害状況により判断し、安全な経路で避難していただく必要があると考えております。台風など事前予測できるような災害であれば、ある程度早い段階で避難することが可能でありますので、図書館とか各小・中学校などの指定避難所への非難を推奨いたします。また、南海トラフ地震による浸水想定では、河川の周辺は発災直後に浸水が生ずる可能性があり、避難時に玄関を出る時点で既に浸水が始まっているような場合は、近隣のできるだけ高い堅牢な建物か自宅の2階以上に避難するなど、直ちに命を守る行動が必要となります。

安全に避難するためには、常日ごろから自宅近くにある緊急避難場所や避難所をしっかりと確認していただくよう啓発してまいりたいと思います。

以上でございます。

続きまして、3点目の指定緊急避難場所及び緊急避難場所のきめ細かい設置についてのご質問にお答えをさせていただきます。

災害時に避難する際には、災害の種類や避難路の被災状況等を勘案し、最も安全な経路で避難していただく必要があります。

大きな地震の後に避難しようとして玄関を出た時点で、既に歩行困難な30センチ以上の浸水をしている場合、遠くへ逃げるのではなく、最寄りの高い建物に避難するか、自宅2階以上に屋内退避し、まずは命を守る行動をとっていただくよう住民の皆様に啓発をしているところでございます。

蟹江町には、現在、指定避難所22カ所、避難所6カ所、指定緊急避難場所11カ所及び民間事業所などとの協定による緊急避難場所12カ所があります。そのほかに町内会独自で民間事業所などと協定を締結し、避難スペースを確保しているところもあります。

平成23年度から浸水時の逃げおくれ対処といたしまして、緊急かつ安全確保のため緊急避難ビルの指定を進めているところでございます。蟹江町の被害想定を考えますと、少しでも多く緊急避難場所を確保する必要がありますので、今後も地域と調整をとりながら確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

まず、1つ目のことについて、津波より先に来る堤防の破堤の浸水のほうが心配されております蟹江町にとって、素人目には陸地より川面の水位のほうが高いというのは、即命取りになるような気がするんですけども、その辺はどういうふうなお考えなんでしょうか。

また、津波は川の水位とか川幅とかが複雑に絡んで、より増幅されて河口より奥深くまで

遡上していくというのもよく知られたことで、そういうふう理解していたんで、津波を防ぐために水位を高くするというのは、ちょっと意味がよくわかりませんので、もしこの場で資料がなければ、また場を改めてそういった津波と防御する方法とか、そういうことを専門的なことでも何か機会を設けていただいて教えていただければいいかなと思いますので、その辺またよろしく願います。今わかることはあるんですか。

○総務部長 江上文啓君

日光川の水位の関係でございますが、これは県のほうで調整をされておるものでございまして、雨量とかそういった条件によって、もちろん水位を下げたりとか、そういった調整をされておるわけでございますが、日常的にこういった対応をされてみえるかというのは、またちょっと県のほうへ確認をとりながら、またご回答したいと思っておりますので、よろしく願います。

それから、先ほど河川の、近隣で破堤によって水位が高くなって、危険性があるのではないかというお話もありましたが、ことし6月に配布させていただきましたハザードマップ、こちらに緊急的に避難を外へしていただくよりは、自宅の2階のほうへ上がっていただいたほうがより安全であるというような内容のエリアも書いてありますので、こちらのほうを住民の方によく周知しながら啓発してまいりたいと思います。よろしく願います。

○13番 安藤洋一君

それから、2つ目ですね。避難訓練に参加したり、家族や町内会で話し合いをして最終的には自分で判断すると、自分の命は自分で守らなければいけませんよということと理解をいたしました。

ただ、このハザードマップに避難所として記されていますと、ハザードマップをよくよく見ると、この一覧表に用途が違って書いてあるんですけれども、こちらにぽつ、ぽつというふうに表示してありますと、どうしてもそれを当てにしてしまうのが人間の心理じゃないかなと思いますので、その辺また、もう一遍、次回、ハザードマップが更新される時、そういったことも配慮してつくっていただけるといいかなと思います。

それから、3つ目ですね。蟹江町内では緊急避難場所をお願いできる事業所が見当たらない地域、それから町内会とか地区の自治区だけでは、単独ではなかなか協定も進まないといったこともあるかと思われますので、どうかその辺もぜひ行政が指導していただいて、積極的に進めていただくようによろしく願います。

それでは次、ちょっとこれは参考資料として国土地理院から標高地形図があるんですけれども、これは名古屋市を中心とした濃尾平野なんですね。日光川がこの辺で、先ほど見ていただいた、この辺がぐっと真っ青になっております。それから、参考なんですけれども、東京、関東平野のあたりですね。この辺がディズニーランドになるかなと思うんですけれども、この辺はわかりません。これが大阪平野、大阪周辺ですね。淀川のあたりでちょっと青が

濃くなっています。それから、これが東日本大震災で津波にも見舞われた仙台のあたりの標高ですね。

そういった主なところを見ていただいたんですけれども、どれも今同じ縮尺なんですけれども、名古屋の西の付近、我々の蟹江のあたりへ行くと、濃い青が広がっているところというのは余りほかに見当たらない。津波の被害のあった仙台でもそんなにはないということがよくわかりますね。

これが、私たちの会派、新風で、先月、11月17日に視察に行っていました。岩手県大槌町の標高地形図があります。これはちょっと縮尺は違うみたいなんですけれども、東日本大震災で津波の被害を大きく受けた地域であります。地形的には、海拔がマイナスのところはほとんどないと、プラスがほとんどだということでもあります。そんな大槌町でも、このように、これは旧役場庁舎なんですけれども、津波によって破壊されています。コンクリートの壁面が津波によって、ここですね、こっちの窓から入った津波がこの壁面を内側から押し出しているというような状況です。この平成23年当時の大槌町長は、この庁舎の中で犠牲になられたそうであります。

また、余談ではありますが、そう遠くない将来、海面下に水没すると言われております南太平洋に浮かぶ島国、ツバルとかキリバスというのがあるんですけれども、そのツバルにおいても、平均海拔は実はプラス2メートルだそうであります。一方、先ほどの標高サインとか標高地形図を見ていただきました蟹江町では、ほぼ全域で標高がマイナスとなっております。平均でどれだけになるかちょっとわかりませんが、ほとんどマイナス表示になっておりました。

これは一体何を意味しているのでしょうか。私には排水ポンプと堤防でもっている蟹江町は、水害対策を精力的に進めていかなければ、いざというときに間に合わないよと言っているような気がします。

では、4問目、町道大膳線に浸水津波避難タワーの建設を求めることについてお伺いします。

まず、去る10月10日木曜日に東名阪蟹江インターの北にあります中部第一輸送において、緊急避難場所の完成説明会が開かれましたので、ちょっとお伺いしてまいりました。24時間365日の対応をしていただけるすぐれた施設でありました。また、このように案内表示板も夜間誘導に十分な大きさと明るさを備えております。これは夜、撮影したものですけれども、はっきりとわかります。

次に、これです。これは平成26年11月、ちょうど2年前になるんですけれども、私たち会派新風において視察に伺いました静岡県吉田町に建設されました津波避難タワー15基のうちの1基であります。1基あたりおよそ800人収容とか1,200人収容があるそうであります。

先ほどの津波避難ハザードマップの避難所配置図に戻りまして質問を進めます。

関西線より北は緊急避難場所として、先ほどの民間の中部第一輸送とか中日本高速道路なんかの協定により、高速道路ののり面が期待できそうであります。

これはこの間の22日の新聞でありましたね、福島県沖で発生した地震の際に、常磐自動車道に設置された津波避難所が早速利用され役立っている様子が中日新聞の夕刊に掲載されております。

次に、近鉄線より南は希望の丘とか各排水機場の屋上が期待できそうであります。ところが、その真ん中には、ここのさらに西は日光川、東は中央道に挟まれた地域、このあたりですかね。ぽっかりと何も無い。避難所が何も無い状態です。特に日光川堤防の破堤による浸水や津波から身を守るための指定緊急避難場所が設置されていないのであります。この後、多世代交流施設の建設も予定されておりますけれども、地域人口の割に規模が小さくて収容し切れないと思われま。さらに、地域も広く、大膳線や温泉通りの南側からたどり着くには時間がかかり過ぎると思えます。

そこでこの地域の南北をカバーするため、町道温泉通りの日光川及び佐屋川の突き当たり、このあたりにぜひ浸水津波避難タワーを早急に建設していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。水平な面から見ると、こういったところに、ちょうどこのあたりですね、こういったタワーを。こんなイメージになるかと思えます。ご答弁をお願いいたします。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、町道大膳線に歩道橋型の浸水津波避難タワーを早急に建設をというご質問でございます。

議員のおっしゃるとおり、関西線より南、近鉄線より北の日光川と中央道の間は、緊急避難場所の少ない地域であります。資料にあります浸水津波避難タワーを整備されました吉田町は、外洋に面し、津波の影響を直接受ける被害想定であり、蟹江町は津波の直接の被害ではなく、河川の堤防の破堤による浸水被害想定であります。

さきにお話ししましたとおり、浸水時の逃げおくれ対処といたしまして、緊急かつ安全確保のため、緊急避難ビルの指定を進めているところでございます。今後も地域と調整をとりながら、少しでも多くの緊急避難場所の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

時間がないので、最後は町長にお尋ねしたいと思います。

この大膳線についてでありますけれども、都市計画道路ということでもありますけれども、今現在、西の端は佐屋川、日光川に突き当たってしまっていて、いわゆるどん詰まりの状態です。交通量も極端に少ない状態です。車道のみ幅員が13メートル、片側2車線の立派な道路ですが、その規模に見合うほどの交通量がない状態です。その日光川に延伸してかける予定の橋につきましても、全くめどが立っていないとお聞きしてござ

す。

また、この幅員13メートルの車道の中に階段を設置する等の工夫次第で、用地買収等は発生しないと思われま。この地域はほかにこれといったあいた土地も建物もない地域であります。この広大な町有地をこのままの状態にしておくよりも、町民の声明を守るために、土地と空間の有効活用をされてはいかがでしょうか。町長のお考えをお聞かせ願います。

○町長 横江淳一君

安藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

避難タワーをとということであります。るる本当に資料をご提示をいただき、わかりやすく説明をいただきました。

今の質問でございますけれども、確かに避難タワーの設置が随所で有効だということは、私自身も理解をしているところであります。

今、担当のほうから申し上げましたとおり、地域によっては直接外洋に近いところ、海岸線から数キロのところの道路に設置をされ、まさに今、例を示されたところでもありますし、ほかにも命山がたくさんつくられているところもあるというふうに考えております。

ご質問いただいた大膳線の活用につきましては、ちょうど私が議員になる前ぐらいに、平成に入ってからではないでしょうか、日光川に橋をと、そういう議論があったことは今でも覚えておりますし、実際、人が通れるだけの橋ということで、今図書館と西地区を渡る歩道橋は今ついてございますが、大膳線と佐屋地区を結ぶ、いわゆる日光川のウォーターパークに入っていきます。その橋については、計画がなかなか進んでいないのが現状であるのは事実であります。

それは、佐屋地区のほうに都市計画を今全くないような状況でありますので、そのことについては、県サイドも、そして国の環境もそうでありますけれども、必要性が若干ないのかなということも今現在思っております。

しかし、今、安藤議員がおっしゃったような避難タワーというのも、先ほどの担当の話にもありましたように、緊急性がないということではなくて、あそこにそれをつくるということに対しては、どうも川のほうに向かって逃げるといった感覚がやっぱりどうしてもないというのもひとつありますので、川の縁のところタワーをとというのはちょっと難しいのかなというふうに、今現在では考えております。

しかしながら、あの地域に本当に緊急性のある避難所をとということで、近隣のマンションはオートロックのマンションが多ございますので、すぐそれを我々が今ここで結論を出すわけにはまいりませんが、すぐに避難をとということでしたら、また考えていかなきゃいけないことは十分承知おきをしておるわけでありま。

いずれにいたしましても、すぐ自助・共助・公助の考え方の中で、まず自分の命はしっかり自分で守るといった訓練、そして地域のコミュニティーを強化をしていながら、またご要

望いただければ、できるところからやってまいりたいという考え方でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

時間がなくなりましたので、これで日光川流域の市町村、愛知県、そして国がしっかり連携をしていただいて対策を図っていくことをお願ひしまして、私の1問目の質問を終わります。

○議長 高阪康彦君

以上で安藤洋一君の1問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時55分より再開をいたします。

(午前10時41分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

○議長 高阪康彦君

引き続き質問、安藤洋一君の2問目「町長選挙 4期目挑戦の決意を問う」を許可いたします。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、2問目「町長選挙 4期目挑戦の決意を問う」と題しまして質問をさせていただきます。

さて、この質問をするに当たり、私が町長、いえ、横江淳一さんと初めてお会いしたのはいつごろのことだったのかなと思ひ返してみました。それは、たしか平成3年10月ごろだったと思ひます。私は、蟹江町の外に働きに出ておまして、町内のことが全くわからない状態のときに、たまたま友人に誘われて商工会青年部という組織に入れていただきました。そのときちょうど青年部長をしておられたのが横江淳一さん、あなたでした。その右も左もわからない私の目に焼きついたのは、大変よくしゃべる、そして、そのしゃべりよりもはるかによく動く、フットワークの軽い青年部長の姿でした。そのころから既に人を引っ張る力を持つ、人を導くリーダーの片りんを見せておられました。

その後、縁あって、いろいろな活動や組織でご一緒させていただいておりますが、その類いまれな行動力には、ますます磨きがかかってきているのではないかと思ひます。そのほんの一例として、何も無いところから、商売屋さんの集まりである発展会の組織を新たに立ち

上げ、またイベントなど、地域の行事を創造し、軌道に乗せてこられました。多分頭の中には、あふれんばかりのアイデアが詰まっているのではないかと思います。

これらは、ただ単に個人の行動力があるなしでできることではなく、大勢の協力者が必要です。その大勢の人を引き寄せる吸引力、人を束ねる統率力、何かをやろうとするひらめき、それを具体的に組み立てる企画力、成功に導く組織力、そして、それを実現するために必要な資金を集める集金力、さらには、行動力を保障するための頑丈な体力、これらを全て兼ね備えている、今まさに地方自治体の首長として求められる能力の全てを兼ね備えている理想形であると私は確信しております。

それらの資質が持って生まれたものなのか、それともこの長い間の経験で身についたものなのかは私にはわかりませんが、恐らくその両方が融合してなるべくして町長、横江淳一が誕生し、今ここに確固たる立場にあると私は思っております。

さあ、私がいろいろしゃべっていても仕方ありませんので、町長の思いを語っていただきたいと思います。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず1問目です。これまでの3期12年を振り返って、町政及び町長ご自身の総決算をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

安藤議員の過分なるお褒めの質問に対応させていただきたいと思います。

久しぶりに褒められまして、余り褒められぐせがついておりませんので、これから答えることについてちょっと浮足立った答弁になるかもわかりませんが、お許しをいただきたいというふうに思っております。

私、元来、ぺらを見てしゃべることが苦手でありますけれども、今回、3期12年の思いの中で、皆様方にお訴えしたいこと、そして皆様方と一緒に成就してきたこと、数々あるわけです。この短い時間の中で全て網羅するということは不可能でございますので、私が思いついたことを羅列をさせていただき、答弁とさせていただきたいというふうに思っております。

私が就任したのは平成17年4月2日、ご存じだと思います。第17代の蟹江町長として、町民の負託に応えるべく、蟹江町役場の自動ドアの前に立ちました。自動ドアですから、当然ドアは自動的に開きますし、中の中扉に入って、たくさんの職員の方に拍手で迎えられたのも、本当にまだつい最近のことにように覚えておりますが、一つ、これは多分皆さんもご記憶があると思いますが、よくテレビ、新聞等で見っておりますと、花束の贈呈か何かがあるわけですね。なかったんですね。どうしてないのかなという困惑と、この場をどう取り繕ったらいいのかなという思いが、いつもしておりましたが、単に忘れてただけということの後で聞きまして、これからの4年間、大変だなというふうに思って2階の執務室に入ったのを覚え

ております。

そんな中で、当蟹江町、つい最近でありますけれども、伝統のある須成地区がユネスコの世界文化遺産に認定をされました。それだけの歴史のあるこの蟹江町のトップにつかせていただき、そして皆さんとともに蟹江町をつくっていくんだな、こんな考えを確かに実感をした、責任の重さを感じた一日であったということは、今でもはっきり覚えております。

社会に目を向けてみますと、ちょうどそのころ、2005年、愛知万博がモリコロパークでスタートした年でもございます。同時に、中部国際空港セントリアがオープンをした年でもございます。

議員各位におかれましては、プレオープンに参加をされた方も中にはおみえであると思いますが、新たな愛知の幕開け、スタートとして華々しい状況であったのも事実であります。その反面、蟹江町では大変厳しい硬直化した状況にあったのも事実であります。ちょうど1年前まで、平成16年まで蟹江町の議会議長をさせていただいておりました。その前後には、平成の町村合併が随所にあったわけですが、当蟹江町といたしましては、独立独歩の道を皆さんと一緒に歩ませていただき、そして議員としても、町民の皆さんの住民説明に赴いた、そんな日々があった、そんな記憶がございます。

まず一番最初に、蟹江町は何をやっているのかなというふうに考えたときに、まずは万博効果をしっかり我々もいただくために、観光事業に力を入れてみようじゃないか。じゃ、蟹江町に観光は何があるんだろう、蟹江町といったときに思い出すのは、カニ、カニですか、うーんという、そういう答えしか返ってこなかった。観光協会は確かにございましたが、やっぱり皆さん、蟹江町というのは商業の町、ある程度裕福な方が多かったのか、そういう考え方がなかったのか、町としては観光というイメージがなかったのも事実でありました。

蟹江町には温泉があります。この温泉を使って何か地域の起爆剤になるものがないのかなというふうに考えて、最初に興したのは宝くじの交付金を使っての足湯でございました。今も地域の地権者は違いますけれども、内外の方に1年中無料という形でございますけれども、20年間の借地契約をいたしまして、湯のほうも協力をいただいて、たくさんの方に入っているわけでありまして。

そんな中で、まずは蟹江町の先ほど言いました、ちょっと硬直化した行政の中身を何とか変えていこうということでジャストインタイム、これは前に勤めておりました会社での一つのスローガンでありましたので、とにかく今できることは今やろう、先に延ばすのではなくて、すぐ判断して行おうという、そんなものでありました。それを職員の幹部に徹底をさせていただき、幹部をマネジャー、マネジメントができるようなそういうくくりで考えさせていただき、内外に発信をさせていただきました。いわゆる地方自治体は確かに住民サービスのかなめではありますが、事業を経営するという感覚で、しっかりと物事を進めていっていただきたいということで始めさせていただきました。

ちょうどそのころ、平成17年から21年間の第1期でありましたけれども、行政改革の嵐が吹きました。事業仕訳だとか構造改革だとか、それから財政機構の改革だとか、ありとあらゆる改革という言葉がメインに出てまいりましたのも記憶に新しいところでございます。

そんな中で、当蟹江町も17年から21年の間、行政改革、集中改革プランと称して、5年間しっかりと努めさせていただき、今現在、それも継続をさせていただいているわけですが、そのときにも、この改革という言葉の重みをしっかりと味わっていたという記憶がございます。

そんな中で、じゃ、改革も含めて、蟹江町の指針である方向性を、何か簡単な図表であらわせないかな、こんなことで考えましたのが、蟹江町のKをもじって3つのK、いわゆる観光・環境・改革、この3つからスタートし、それに健康と教育を入れました5つのKでスタートさせていただいたのもそのころだというふうに考えております。

住民の皆さんの生の声を聞きたいということで、平成17年からはタウンミーティングを随所で行い、あるときには町内会全てを回った年もございます。それができないときには、それぞれ部門別で、我々がその地域へ赴いて皆さんのご意見を聞き、全てではないですけども、町民の皆さんの新たな意見を聞くことができました。それは今現在も、今年度も中学生を対象とした、そして若い子育て世代のお母さんを対象とした、そして若者を対象とした5会場で行ったのも今年度でございます。

そんな中で、行政改革の中心にしながら、5つのK、そして最後には国際と、そして共生というつくりの中で、協働のまちづくりモデル事業、官民一体でまちづくりを進めようという、そういう考え方の中で、協働まちづくりモデル事業というのを発案をさせていただきました。今現在、支援事業、そしてNPO法人を立ち上げられた団体もあるやに聞いております。平成17年からすると、大変たくさんのボランティア団体、有料ボランティアも含めて、蟹江町を官民一体となってまちづくりを応援していただけるメンバーがたくさんできたのは、本当にうれしく感じるわけでありまして、今後ともそういう団体の方にはしっかりと支援事業という形、委託事業という形で頑張っていたいただければありがたいというふうに考えております。

それと同時に、平成7年1月17日に発災をいたしました阪神・淡路大震災の教訓でもって、まだ蟹江町の公共の建物が耐震がほぼやっていない状況であったのも事実であります。

そんな中で、まず庁舎、そして緊急性があります消防署、これに着手をいたし、体育館、それから給食センター、それから小学校、中学校の耐震、全ての耐震を平成23年度までに、全てとは言いませんが、ほぼ完了ができたのも、本当に議員各位の協力のおかげだと感謝を申し上げます。

もう一つは、ソフト事業としては、これは至極当たり前のことでありますけれども、福祉制度の充実を図るために、高齢化対策だとか、子育て対策をやるのは無論であります、ま

だ実施をしていない地域もございますけれども、医療費の中学生卒業まで無料化も、これも議員各位にご協力をいただき、早期に実施することができました。感謝を申し上げたいというふうに思っております。そういう意味で、健康日本21蟹江町計画を立ち上げ、蟹江町ぐるみで多世代の健康づくり施策にスタートをさせていただいたのも、ちょうどこのころであったというふうに考えております。

先ほど申しあげました公共施設の耐震化、そしてリニューアルにつきましても、特に内外から目を引きましたのは、給食センターのオール電化によるスタート、そしてオールエコの館ということで、給食4,300食を賄う給食センターがスタートできたことであります。そのことは、今でも内外の方から視察、それからお問い合わせが相次いでいるのも事実でございますが、これも早い時期にできたのも本当によかったのかなど、こんなことを思っております。

さらに、3期目になる前に、平成23年度からスタートしております第4次総合計画、「キラッとかにえ 明るい未来が見えるまち」、スローガンでございますが、その終わりが平成32年になっておりますが、まさに今順調にこの計画がここまで来ておるといふふうに考えております。

そんな中で、特に今年度、皆様方をお願いをし、最終的にご協力をいただきました町の顔であります、インフラ整備の頂点に立っていると言っても過言ではありません、近鉄の蟹江駅、そしてJRの橋上化、富吉のバリアフリー化につきましては、ちょっと前にエレベーターの設置もさせていただきました。たくさんの方にご利用いただいておりますし、JRの橋上化につきましては、この9月議会で、債務負担行為も含めてお認めをいただいたところでございます。このことにつきましては、本当に感謝を申し上げたいというふうに思っております。

などなど、5つのK、7つのKを含めまして、とにかく官民一体となった協働のまちづくりモデル事業も、これからはしっかりと前へ進めてまいりたいと思っております。まだまだ私のやってきたことに対しては、皆様方ご意見はあるとは思いますが、振り返ってみると、本当に楽しいことしか覚えておりません。確かにつらい時期もありましたが、人間という動物は、やっぱり苦しいことをどんどん忘れていって、新しいこと、楽しいことを前に向けていく、そんな動物なんだなと、つくづくそんなことを思っております。

3期を振り返っての今までの思いをここで、本当にまだまだでございますけれども、述べさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○13番 安藤洋一君

本当にまだまだたくさんおっしゃりたいことはあると思うんですけれども、次、2問目ですね。今、町長もおっしゃっておられましたけれども、これまでにJR蟹江駅の橋上駅舎化、駅周辺整備を初め多世代交流施設や近鉄駅前ロータリーの整備などなど、数々の蟹江町とし

での重要施策に道筋をつけ、軌道に乗せてこられました。また、そのほかの通常の行政におきましても、近隣市町村を初め、県さらには国との間において非常に良好な関係を築いてこられました。

このことについて、町長ご自身、日ごろから気をつけておられることはおありでしょうか。また、この際、これらのことに関する苦労話や裏話などがありましたら、差しさわりのない程度でお教え願いたいと思います。

○町長 横江淳一君

日ごろから気をつけておること、特に別には、特化してあるわけではございません。やはり、行政の中心、主導はやっぱり町民であるべきだというふうに思います。当然、二元代表制というものの中で、議員各位の皆様方の議決権は尊重しております。当たり前のことであります。

そんな中で、叱咤激励もいただくことが多いとは思いますが。しかしながら、蟹江町、先ほど言いましたように、町制128年、町が誕生してから数百年の本当に古い伝統と歴史がある町であります。たくさんの方がここに住んでおみえでございます。幸い、国勢調査でも人口増加が見込める新たな町として、これから新しいまちづくりをつくっていかなくちゃいけない、そんな中で、国・県とのパイプはしっかりとこれからも守っていきたいというふうに考えております。

特に、平成の合併が終わった後の海部郡33万の地域の4市2町1村のつながりをより強くし、近隣の名古屋市、そして広域行政ともやっぱりしっかりと手を結んでいかなければいけないかなというのは、このごろ思っておるわけでありまして。

そんな中で、やっぱり一番力になるのは、力になるというのか、新たな風を送っていただいたのは、やはり環境の違う広域の自治体の首長の意見を聞く、町長、村長、市長さんの意見を聞くというのが、一番僕にとってはいい刺激材になったのかなと。今現在もそれはしっかりと続けておるわけでありまして、当然、タウンミーティングの中で皆さん方に新たな情報、激励も叱咤もございませうけれども、情報をいただいて、そして職員とともに語り合えるような、100回を迎えましたYUME創り会議というのを実はつくっておまして、もう8年半、足かけ9年になるわけでありまして、毎月1回ずつ、YUMEというのはヤングのYです。Uはユビキタスと、これはラテン語であります。U、Mはマネジメント、Eはエンターテインメント、いわゆる夢を持った若者、夢を持った職員がいつでもどこでもマネジメント感覚を持ってエンターテインメントをしましょうよということで意見の交換をしている会がYUME創り会議であります。その会議を通じて、新たな発見も我々もあるわけでありまして。お互いの情報共有が、その間、9年間やってこれたというふうに私自身は思っております。

これは苦しいなと思ったことは、確かにあったかもわかりませんが、楽しいことがあると、

その苦しさというのは本当に軽減されるわけでありまして、喜びに変わった日のほうが多いというふうに考えております。

以上です。

○13番 安藤洋一君

続きまして、3問目、第4次蟹江町総合計画、これの完了時期と来期の町長の任期とはちよほど重なります。これまでの中でやり残したことで、これらをやり遂げるために4期目を目指す、いよいよ4期目を目指す決意と覚悟をここで述べていただきたいと思っております。

○町長 横江淳一君

安藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

第4次総合計画、先ほどちょっと述べさせていただきましたが、第3次総合計画のころから、私は町長をやらせていただいております。第4次総合計画、まさに策定前から、平成21年度から住民参加、そしてコンサルタントに中に入らせていただきましたが、県の職員の方にも入らせていただき、幅広い見地の中でワークショップも行いながら、将来の蟹江町を見据えた計画が立てられたと思っております。

ただし、10年スパンというのは大変長うございます。今はもう5年一昔という時代でありますので、3年ずつ、毎年皆様方にこの計画をお示ししながら、少しずつ修正を加えて、完了が平成32年というふうに考えております。

そんな中で、町長は4期目をということでございます。過日、実は平成7年4月に蟹江町議会議員に就任して以来、私は若者世代の政治団体と申し上げますか、そういう団体を立ち上げてございます。名前は差し控えさせていただきますが、年に数回、いろんな話し合いをさせていただき、地域の問題、それから広域の問題、そして県の問題、国の問題、そういう情報公開をずっとここ20年強やらせていただきました。町長に就任して以来も、同じくその団体といつも話し合いをしながら、いろんな意見、いろんな情報をいただきながら、町政の糧にさせていただいておるのも事実でございます。

過日、その団体の皆様方と実はお話し合いをする機会がございました。それと同時に、私を日ごろ本当にバックアップしていただいております後援会の皆さんも含めてでありますけれども、その方々から4期目の出馬の依頼を受けたのも事実でございます。私自身、その話をいただいてから、じくじたる思いで自分の中でいろんな結論を出させていただく時期を考えてございました。

集まりでございますので、一定の結論を出させていただくということで前向きに考え、またそういう機会がございましたら答弁をさせていただきますというお答えをさせていただきましたが、一部のマスコミのところからそういう情報が出たのも事実でございます。これは事実でございます。そういう集まりをしたのも事実でございます。

きょう、安藤議員にご質問いただき、4期目の出馬につきましては、私は前向きに検討を

させていただく覚悟でございます。ただ、これは町民の皆さんが私を選ぶか選ばないかであり、ますので、とにかく私としては、今までの実績をひけらかすつもりは全くございません。しかしながら、未来永劫、蟹江町がどういう形になろうと、ここに住んでおみえになる皆様方が未来永劫安心・安全、幸せに暮らせる、その夢が与えられたらいいのかな、そういう意味で4期目のチャレンジをさせていただきたい、こんなことを今現在考えてございます。どうぞよろしく申し上げます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

ちょっと私が想像していたよりも大分控えめな、もうちょっと力強いのかなと思ったんですけれども、これからおいおい、まだまだ年が明けてからのことになりますので、しっかりと準備をしていただきたいなと思っております。

それでは、最後の質問にまいります。今おっしゃっていただきました第4次蟹江町総合計画を完遂された後、その先、将来へつながる新しい計画、施策等の構想、またはご自身の思い等がありましたらお教え願います。

○町長 横江淳一君

第4次総合計画は平成23年から32年とまだ先でありまして、今現在、私が第4次総合計画を皆さんと一緒にまちづくりをやっているわけでありまして、32年の後のことについては、ちょっとまだ考えてはございませんが、たくさんのご意見があると思っております。先ほどもうちょっと強いということをおっしゃいました。私の中には強い気持ちはございます。しかしながら、これは本当に私一人が考えることではありませんし、これからまた皆さんとご相談をし、これからの蟹江町で何が必要なんだろうということもしっかり精査をさせていただいた上で、しっかりと出させていただきますつもりでございます。

この第4次総合計画だけではなくて、蟹江町はいろんな計画があるわけでありまして。当然優先順位の高いところ、災害計画もあるし、防災計画もあります。そして、地域のインフラの整備もあります。そんな中で、第4次総合計画に網羅をされていない部分、たくさんあると思いますので、また議員各位にお示しをしながら前へ進んでまいりたいというふうに考えております。

私としては、自分の体力の続く限り、この蟹江町でしっかりと皆さんと手を取り合いながらやっていきたいという考えは全く微動だにしないものでございませぬ。よろしく願いしたいと思っております。

○13番 安藤洋一君

いずれにしても、来期が町長ご自身にとって、新たな挑戦であるとともに、これまで種をまき、育ててきた果実をさらに大きく実らせ収穫する総仕上げの重要な任期になることは間違いありません。そのためにも、しっかりと準備をし、堂々たる成績で4選を果たして

いただきたいと思えます。

私たち与党議員も横江町長をしっかりとお支えし、一丸となって応援させていただきますので、これからも蟹江町民の暮らしを守るため、より一層町長職に邁進されますことをお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○議長 高阪康彦君

以上で、安藤洋一君の質問を終わります。

質問3番 石原裕介君の「蟹江町における防災対策について問う」を許可いたします。

石原裕介君、質問席へお着きください。

○4番 石原裕介君

4番 新風の石原裕介です。

議長の許可をいただきましたので、「蟹江町における防災対策について」質問させていただきます。

質問の前に、私も以前、一般質問にて議題に上げさせていただきました須成保育所の早朝保育、延長保育を要望させていただきましたところ、来年度より、開始をしていただくということで感謝申し上げます。これからも子育て支援に力を入れていただけるようお願いいたします。

では、質問のほうへ入らせていただきます。

安藤議員とちょっと内容等が重なる点がありますので、よろしく申し上げます。

近年、自然災害が非常に多く頻発しております。5年前の3月に起きました東日本大震災では、マグニチュード9.0、日本観測史上最大震度7と大津波で死者、行方不明者約2万2,000人という甚大な被害をもたらしました。また、同年8月には、台風12号の風水害で、死者、行方不明者110人を超え、紀伊半島では記録的な豪雨となり、紀伊山地の山間部では土砂崩れによるダムができたこともご記憶にあるかと思います。

その後も2014年8月の豪雨では、近畿地方から中国地方で豪雨が続発し、広島県では豪雨による土石流が発生し、住宅地が崩壊、死者、行方不明者が多数出ており、昨年9月には台風17号、18号の影響で関東から東北、北海道にかけて数十年ぶりの豪雨となり、東日本各地で河川が氾濫し、茨城県上総市では、鬼怒川の堤防決壊により1万棟以上が浸水する被害がありました。

記憶に新しいところでは、ことし4月14日に起きました熊本地震では、前震で震度7を観測し、多数の余震を伴った後、さらに本震で震度7を観測するという前代未聞の地震が起き、死者、行方不明者50人以上、建物全半壊、数千以上、土砂崩れも多発しました。2016年は災害の多い年でもあり、8月には4つの台風が立て続けに北海道や東日本に上陸し、多くの被害をもたらしました。つい先月には、東日本大震災の余震と見られる震度5弱の津波も伴う地震も発生したばかりです。

この地域におきましても、過去にさかのぼりますと、1959年、昭和34年9月26日に上陸した伊勢湾台風では、暴風雨と高潮で多くの河川が氾濫し、死者、行方不明者も多数、町は壊滅状態となりました。また、2000年、平成12年9月の東海豪雨では、名古屋市を中心とした東海地方が台風14号の影響により、活発化した停滞前線、秋雨前線による集中的な豪雨に見舞われ、2日間の積算降水量は多いところで600ミリに上り、庄内川水系新川では、長さ100メートルにわたる破堤があったほか、愛知県内で少なくとも10カ所で破堤し、各地で多数の浸水被害が生じました。

我が蟹江町は、水郷の町と呼ばれるほど多くの川が流れる町で、町の総面積から見て約25%程度を河川が占めています。そのため、一番懸念される災害は河川の決壊です。堤防が決壊する理由は、崩壊、洗掘、漏水、越流の4つが挙げられます。

そこで、1つ目、質問させていただきます。崩壊は堤防が耐えられず崩壊することを指しますが、日光川や蟹江川等の堤防の耐久性は大丈夫なのかお聞かせください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

それでは、石原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

堤防の耐久性は大丈夫かという問でございます。

なお、安藤議員の答弁と重複するところがございますが、お許しをいただきたいと思います。

日光川、蟹江川そして福田川は愛知県管理による2級河川でありますので、愛知県に確認した内容をもってお答えをさせていただきます。

河川は河川管理施設等構造令によって流量や計画高水位等によって、より安全な堤防を造成することになっております。

県は、第3次あいち地震対策アクションプランにより、「地震から県民の生命・財産を守る強靱な県土づくり」を地震防災の目標に掲げ、河川堤防につきましても河川整備計画が策定されており、順次耐震補強工事を行っております。また、日々、河川パトロールにおきまして異常がないかを確認していただいております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

2つ目の、次は洗掘です。堤防の斜面が水流によって浸食されることを指しますが、堤防が削られ、薄くなって崩れることがあります。福田川や蟹江川、舟入地区の堤防等の斜面が一部土の部分がありますが、今後、検討し整備する予定はありますかお聞かせください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

まず、堤防が削られ薄くなって崩れることがあるが大丈夫かというご質問、また、福田川、蟹江川の舟入地区の堤防等の斜面が一部土の部分があるが大丈夫か、また今後整備、検討する予定はあるのかにつきまして、あわせてご答弁を申し上げます。

河川管理施設等構造例によりますと、堤防は土堤が原則となっております。また、河川パ

トロール等で、危険箇所につきましては、巡回、警らを実施する中で把握しておりますので、緊急性、危険性の高いところから対策を講じていくという回答を得てございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ぜひとも対策のほうをよろしく願います。

3つ目の漏水は、堤防の止水性が不足して、中の水が浸透して崩れることを指しますが、舟入地区で蟹江川の水が浸透して、満潮時などにじみ出ている箇所があると聞きますが、把握しておりますか、お聞かせください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

舟入地区での蟹江川の水が浸透して満潮時などじみ出ている箇所があると聞かすが、把握しているかのご質問にお答えをさせていただきます。

町民の声と県による河川パトロールでじみ出ている箇所をまとめ、重要水防箇所として愛知県より安心安全課、土木農政課に情報提供をしていただいておりますし、もちろん現場も当然のことながら、合同で確認をしております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

それに対して、対策等は考えておりますか、お聞かせください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

しみだしの多い箇所につきましては、蟹江川においてボーリング調査を行っておりまして、その原因を確認中であると聞いてございます。また、ご質問の舟入地区につきましても、点検されておりますので、今後も河川パトロールを継続していただくとともに、万一異常等が見受けられた際には、速やかな処置を行っていただくよう県に要望しておるところでございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

早目の対策を要望いたします。

4つ目の越流は、堤防の上流の水が流れ、水流によって堤防上部より崩れることを指しますが、舟入地区にて多数の船が停泊していますが、その中に放置されている船があると聞きますが、把握されておりますか、お聞かせください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

放置されている船もあると聞かすが把握しているかのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほども答弁しましたとおり、河川パトロールにより放置された船につきましても、愛知県は把握しておりまして、適正に処理を行っているところでございます。蟹江川につきましては、平成22年度に2隻、平成23年度に12隻の船を撤去してございます。また、ちなみに日

光川でございますが、こちら平成23年度に3隻、24年度に14隻、平成26年度に4隻撤去してございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

万が一、堤防が決壊したときに、町へその船が流れ出て二次災害をもたらす可能性があると思いますが、その点についてお聞かせください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

舟入地区に多数の船が停船しているが、万一堤防が決壊して船が町へと流され、二次災害をもたらす心配はないのかのご質問にお答えをさせていただきます。

堤防の決壊による二次災害の可能性はないとは言い切れるものではございません。平成23年3月11日に発生しました東日本大震災で船舶による災害を受け、また、東海、南海、東南海の3連動地震によります津波への心配もあり、平成25年12月に、愛知県、蟹江町と係留船所有者に参加を呼びかけ、意見交換会を行ってございます。

この交換会の主な目的は、現在停泊されている船は不法であることをお知らせし、係留に関する愛知県の考えをお伝えしました。また、既に弥富市境港に建設された暫定係留施設の運用につきましても説明し、蟹江町における暫定係留施設設置の可能性について検討する機会でもありました。

このようなことを踏まえまして、放置することなく参加者全員に適正に管理を周知していただくようお願いしているところでございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

課長の答弁の中にもありました、県が弥富市の境港に係留施設をつくられたようですが、蟹江町も日光川、蟹江川も同じように係留施設をつくっていただくよう県に要望していただけるようお願い申し上げます。

前問いに述べました4つの決壊理由のうち、越流以外は人為的ミスで起こると考えられています。今後も引き続き対策に努めるとともに、川は蟹江町だけでなく、上流、下流の市町村にもかかわることだと思いますので、他の市町村とも連携をしながら、県に対して改善、また対策を働きかけていただくよう要望申し上げます。

ここまでは防災の中でも整備に関することを答弁させていただきました。次に、事前防災行動計画、タイムラインと申しますが、その質問をさせていただきます。

これまで多くの自治体では、台風や大規模浸水といった災害が深刻な状態になったところで、住民避難など対応のピークを迎えるのが普通でしたが、しかし、今は予測が可能な災害を対象に時系列に定めた行動計画に従って対策を進めるタイムライン、事前防災行動計画を導入する自治体がふえています。これは、2年前にアメリカの大型ハリケーンが襲った際、

ニュージャージー州が迅速に対応できたことから注目されるようになりました。

どのようなものかといいますと、ハリケーンの上陸が予測される時間をゼロ時間として、そこからさかのぼって、例えば5日前に自治体は態勢をとり、4日前に情報を住民に周知し、3日前に水門などの防災施設の点検をし、2日前に避難を呼びかけ、前日には公共の交通機関を停止させるといった対策を実施する時期と担当者をあらかじめ決めておくものです。

ニュージャージー州トムズリバーという市では、このとき4,000棟の建物が全半壊する被害が出たものの、犠牲者は出なかったそうです。これはとても画期的なシステムだと思いますが、蟹江町はタイムライン、事前防災行動計画の導入をしておみえですか、お聞かせください。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、タイムラインの導入についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

スーパー台風などに伴う高潮に対するタイムラインにつきましては、現在、蟹江町も参加しておりますが、国が主体である東海ネーデルランド協議会、木曾川下流水防協議会、そして愛知県が主体である愛知県高潮対策検討委員会、海部地域津波・浸水避難研究会などにおいて被害想定を初めとした広域避難も含めたタイムラインに関する検討がなされています。

また、平成27年の水防法改正により、国と県は市町村長が行う避難勧告等の円滑な発令に資するよう、情報提供を実施することとされました。その情報の内容といたしまして、1つは、危険箇所等の提供。2つ目といたしまして、堤防の浸透、浸食に関する監視強化。3つ目といたしまして、氾濫危険水位等の位置づけ。以上の見直しがあり、具体的な作業が進められている現時点におきまして、これらのさまざまな想定、検討結果の公表を踏まえつつ、蟹江町として避難等に関するタイムラインの策定を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

このタイムラインは市町村単位だけでなく、やっぱりこれからは自治体単位で行うのもいいと思います。より効果が発揮されると思いますけれども、地域のタイムラインの導入はどう考えるかお聞かせください。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、地域のタイムラインの導入についてのお答えをさせていただきます。

市町村の行政機能が麻痺するような大規模広域災害が発生した場合には、まず自分で自分の命や身の安全を守ることが重要であり、その上で、地域コミュニティでの相互助け合いが重要であります。

本町では、今年度から地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、町内会ごとに自発的な防災活動に関する地区防災計画の作成をお願いしております。地区防災計画には、地域での防災活動体制の構築をし、自助・共助・公助の役割分担を意識しつつ、

平常時に地域コミュニティーを維持・活性化させるための活動、地域で大切なことや災害活動の妨げになるような原因等について整理し、災害時に誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきかなどについて規定することが重要と考えます。

災害時には、できるだけ早く町内会へ各種防災情報を発信し、町内会での対策がとれるよう、地区防災計画の作成についても推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ぜひ蟹江町も、タイムラインの計画を導入していただき、事前防災に努めていただきたいと思います。

次に、不幸にも災害が起きてしまった、または起きる可能性が高くなった場合、自主避難が困難な高齢者や要介護者、障害者の方々を地域単位で援助する取り組み、災害時要介護者支えあいマップというものがあります。これについてはご存じですか、お聞かせください。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

災害時の支えあいマップについてお答えをいたします。

災害時の住民支えあいマップとは、集中豪雨や地震などの災害時における高齢者や障害者など、要配慮者の避難支援対策のため、要配慮者の様態に配慮した避難支援計画を具体化するためのマップであります。平成7年の阪神・淡路大震災では、無事に避難できた人の9割以上が自助・共助によるものでした。

このことから、いつ災害が起きても、要配慮者が無事に避難できるようにしておくためには、避難支援計画を整備するとともに、地域住民相互の助け合いの中で避難支援計画の情報を共有していくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

町内で申し上げますと、藤丸団地や中瀬台団地でこの取り組みを行っているようで、取り組みに携わった方からお話を聞いてまいりました。どちらも平成19年から取り組んでおり、中瀬台の場合は、約30世帯で1グループとし、その中に支援リーダーを2、3人、支援スタッフを3人から5人定め、養護支援体制をつくってみえるそうです。藤丸団地の場合は、先に全世帯にアンケートをとり、助けてほしい人、助けに行くことができる人を調べ、約100世帯1グループで活動をしているそうです。

このお話を聞き、とてもいい取り組みだと思えますが、他の町内会でも導入していただくよう、町のほうから働きかけをしてはどうかと思いますが、どうでしょうか。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、町内会での災害住民支えあいマップの取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

平成25年の災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行により、災害時避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけをされました。

本町では、平成27年から災害時避難行動要支援者登録制度の運用を開始し、登録者の本人の承諾をいただき、消防機関、区町内会、自主防災組織、民生・児童委員、社会福祉協議会などの関係団体に名簿情報を提供し、地域での支え合い、助け合いによって災害時要支援者を支援できる取り組みを行っております。

また、町内会によっては、災害住民支えあいマップを作成するとともに、マップを活用した防災訓練を実施している町内会もあります。このマップの作成につきましては、秘匿性の高い個人情報のため、取り扱いには十分注意が必要であると考えますが、先進的な取り組みをされている町内会を参考に、各町内会へも導入を推進したいと考えております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ぜひお願いしたいと思います。

聞かせていただいたお話の中で、中瀬台に関しましては、避難訓練もこのグループ単位で活動しているようで、災害時のみならず、幅広く活用されているのだと感じました。また、藤丸でも、災害が心配される状況ではないときでも、リーダーさんやスタッフさんが自主的に様子を見に行くというような動きもあるとお聞きし、地域の人たちに根づいているのだなと感じ、ぜひ進めていただけたらと思います。

次に、災害時避難勧告等の情報に同報無線が使われておりますが、最近は夜間等、シャッターを閉めている家庭も多く、聞き取りづらいという声を聞きます。どのような対策をとっているのかお聞かせください。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

災害時の同報無線が聞こえない世帯への対策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

災害時、暴風雨等の騒音に加え、雨戸を閉め切ることにより同報無線が聞こえない世帯が発生することも考えられます。このような原因を初めとして、同報無線が聞こえない世帯への対策につきましては、他の情報提供といたしまして、愛知県高度情報ネットワークシステムを通じて避難準備情報等が表示されるテレビ放送のLアラート、ホームページ、携帯電話のメール配信、緊急地震速報、災害避難情報を一斉配信するNTTドコモのエリアメール、地域FM放送などを活用し、迅速確実な情報伝達を図っているところでございます。

地域FM放送などの活用につきましては、防災ラジオの普及にも努力しているところであり、さらに他の方法も今後研究・検討し、情報伝達の多様化を図ってまいりたいと考えております。

また、現在のアナログ同報無線は整備から30年以上が経過しているとともに、平成34年12

月1日までにデジタル化方式に移行しなければならないため、今年度、デジタル同報無線の実施設計を行っているところであります。この設計において、同報無線による確実な情報伝達が図られるよう進めているところでございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

エフエムななみ等、さまざまな形で情報提供がされているということを知らない方がまだまだみえると思います。今後も周知されるよう働きかけをお願いいたします。

さて、防災対策の避難という観点から、弥富市と蟹江町が津波や高潮などの災害時、両市町を通る東名阪自動車道ののり面に住民らが一時避難できるよう、中日本高速道路名古屋支社と協定を結んだと報道されましたが、設置場所はどのあたりになるのかお聞かせください。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

東名阪ののり面の一時避難場所の設置場所についてお答えをさせていただきます。

初めに、中日本高速道路株式会社名古屋支社桑名保全・サービスセンターと締結した協定の内容からお答えをいたします。

蟹江町は中日本高速道路株式会社名古屋支社桑名保全・サービスセンターと本年8月29日に、津波・高潮・洪水時の緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書を取り交わしました。この協定書に基づく使用可能区域は、蟹江町大字須成の蟹江インター東交差点の南西側のり面であります。

よって、一時避難場所を設置する場合は、この蟹江インター東交差点の南西側のり面となります。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

いつごろ設置場所、また内容、計画等はいつごろになるのかお聞かせください。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、今後の計画についてお答えをさせていただきます。

中日本高速道路株式会社名古屋支社桑名保全・サービスセンターとの締結した協定締結の意義からお答えさせていただきます。

本協定を締結したことにより、初めて一時避難場所の設計に関する検討を開始することが可能となりました。設計に関しましては、地盤調査、のり面保護のための措置等を初め、道路法施工例に基づいたさまざまな配慮が求められます。また、これらに伴う調整、申請等が必要であり、国土交通省を初めとした関係機関からの許可、承認等が必要になります。

先ほどお答えしましたとおり、一時避難場所を設置できる場所としましては、蟹江インター東交差点の南西側のり面となります。今後、地盤調査、のり面保護のための措置等を初めとして、道路法施工例に基づいたさまざまな要素等に加え、予算も配慮し、引き続き検討を

進めていく所存でございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

この件に関しましては、まだ地盤調査や通信ケーブル等埋設物の調査等、まだまだ時間がかかるようですが、地元須成も須成祭がユネスコ文化遺産に登録され、いつ災害が来るかわかりませんので、一時避難の開設に向けて早目の実現を要望いたします。

最後に、最近各地で頻発している地震に対する耐震対策として、木造住宅耐震改修補助金制度、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の対象がありますが、蟹江町はこの補助金制度は実施されているのかお聞かせください。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

では、ご質問のございました耐震改修補助制度についてお答えをさせていただきます。

現在、蟹江町のほうでは3種類の耐震改修補助事業を実施しております。

まず1つ目としまして、民間木造住宅耐震改修補助事業がございます。その内容としましては、昭和56年5月31日以前の着工の旧基準の木造住宅で、蟹江町が実施をする無料耐震診断等の結果、判定値が1.0未満の建物について、その耐震改修費に対し上限90万円で補助をいたしております。

次に、2つ目でございますが、民間木造住宅段階的耐震改修費補助事業がございます。その内容としましては、旧基準木造住宅を2段階に分けて改修工事を行うもので、1段階目として、蟹江町が実施する無料耐震診断等の結果、判定値が0.4未満の建物に対しまして、0.7以上まで判定値を上げることで、まずは倒壊を防ぐ程度まで改修を行う工事に対し、限度額60万円で補助を行います。2段階目としまして、判定値を1.0以上まで引き上げることで、耐震化を図ることを目的として、限度額30万円で補助をいたします。

最後になりますが、3つ目としまして、民間木造住宅耐震シェルター整備補助事業がございます。その内容としましては、高齢者などの避難弱者が居住している旧基準木造住宅で、蟹江町が実施する無料耐震診断等の結果、判定値が0.4未満の建物に対しまして、一部の部屋をシェルターとして整備することに対しまして、限度額30万円で補助をいたしております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

その補助金制度は、いつごろまで実施されますか。年数とか決まっていますか、教えてください。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

実施の期間についてですが、現在蟹江町におきまして基準の木造住宅で耐震化が行われていない建物はいまだに多数存在しておりますので、皆様方の事情に合わせて、引き続きこの3種類の補助制度については継続していく予定でございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

まだ続けられるということで、蟹江町はこの制度を木造住宅段階的耐震改修補助金制度とし、1回で耐震工事を行う場合と2回に分けて行う場合、また、1部屋をシェルターのようにする場合の3種類がありますが、2つ目の2回に分けて行う場合、途中で中断してしまわないような制度をつくっておりますか、お聞かせください。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のございます段階的な改修を継続させる制度についてお答えをさせていただきます。

段階的補助の趣旨としましては、建物の所有の耐震工事費の軽減を図ることが目的となっております。まずは倒壊を防ぐ程度まで改修し、その後、建物所有者の都合によりまして、予算措置ができた段階で最終的な耐震化を図ることを目的としていますので、現在の運用の中では、改修工事について期限や義務づけはございません。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

そのような制度はないということですが、耐震工事を1回で行う場合は問題ないと思います。2回に分ける場合、1度目の改修工事で満足してしまったり、例えば2回目が行われずに申請者が何らかの形で遂行できなくなってしまった場合など、改修工事が完全に終了しないまま放置されてしまう懸念があります。

宮崎県の日南市では、そういった事例が起こらないよう、耐震工事申請者が補助金の決定通知を受けた後、計画どおりの期間内で補助事業の遂行が困難になった場合に事業遅滞報告書というものを提出するよう義務づけており、また、事業遅滞指示書により申請者を明確にしているようです。

蟹江町も段階的な補助金制度を設けているのならば、よいことですが、その制度が最終的に実行されるような仕組みを検討していただけたらと思います。

今回、防災対策について質問をさせていただきましたが、私も先月、会派の視察に東日本大震災で多くの被害があった岩手県大槌町へ行かせていただきました。震災から5年がたちますが、復興にはまだまだほど遠い現状を目の当たりにし、現地での話を聞いて心が締めつけられる思いになりました。この地域におきましても、南海トラフ大地震が30年以内に起こる確率が60%から70%と非常に高い確率であると言われており、それに対し、防災対策について、国や県、町単位、強いては私たち一人一人が意識を持って高め、取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

蟹江町も希望の丘をつくったり、運送会社と協定を結んだり、ドローン撮影や、また先ほど言いましたけれども、中日本高速道路名古屋支社とも協定を結ばれ、防災対策に力を入れてみえると思いますが、これからも一層取り組んでいただくよう要望いたしまして、私の一

般質問を終わらせていただきます。

○議長 高阪康彦君

以上で、石原裕介君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時から再開をいたします。

(午前11時59分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 高阪康彦君

ここでふるさと振興課長から発言の申し出がありますので、許可をいたします。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

失礼します。

午前中の戸谷議員のご質問の中で、他に空き店舗関係の補助金とか、そういうものがないかということでご質問がありました。町のほうで、県に問い合わせをしました答弁として答えますので、よろしく願いいたします。

まず、現在、町のほうが行っている事業でございますが、県の補助2分の1を受けて、町が商工会に事業委託をしてげんき商店街推進事業があります。町としましても、400万円の予算を計上して実施しています。

この事業は、現在の商店の活性化、また町内外の方々と店主が触れ合うイベントを開催しています。町といたしましては、これにより空き店舗をふやさない施策の一つとして考えていますので、よろしく願いします。

愛知県にも問い合わせをいたしましたが、空き店舗対策の現在の補助制度といたしましては、この事業のほかに、同じ愛知県の元気商店街推進事業費補助金の中で、空き店舗対策事業、これは県の商業流通課のほう所管としてやっておりますが、あります。そのほかには、県のほうの回答としましては、見当たらないということございましたので、よろしく願いします。

ただ、これも空き店舗対策の一つとなると思いますが、融資制度がございます。融資制度としましては、創業等支援資金制度、これは事業を営んでいない個人が1カ月以内に個人で、または2カ月以内に会社を設立し、事業を開始することです。こういうときに融資が受けられるということがございますので、よろしく願いします。これは、県の中小企業金融課のほう担当しておりますので、よろしく願いします。

以上が私の答弁となりますので、よろしく願いします。

○議長 高阪康彦君

質問4番 松本正美君の1問目「いじめ・不登校対策は大丈夫か」を許可いたします。
松本正美君、質問席へお着きください。

○1番 松本正美君

1番 公明党の松本正美でございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、1問目の「いじめ・不登校対策は大丈夫か」を質問をさせていただきます。

本年10月27日発表の文部科学省の問題行動調査によりますと、2015年度には全国の小・中・高校など、認知したいじめが前年度比3万6,468件増の22万4,540件で、1985年度の開始以来、最多となりました。増加は2年連続で20万件を超えたのは初めて、同省は解決に向けた積極的な認知を推進する施策が浸透してきたと見ているところであります。

調査の内容をしてみると、小学校が3万件近くふえ、15万件を突破して最多を更新、中学校は約6万件、高校は約1万2,000件の状況でもありました。

いじめの内容は、からかい、悪口、脅し文句などが認知件数全体の63.5%で最も多く、軽い暴力は22.6%で続いています。また、パソコンや携帯電話などを使ったいじめも前年度比1,251件増の9,149件と最多を記録いたしました。

平成25年に成立いたしましたいじめ防止対策推進法は、いじめの未然防止、早期発見、対処に当たるいじめの対策組織を学校などに常設することや、いじめが原因で自殺や不登校などの重大な事態が起きたときの対処などを定めています。

このいじめ防止対策推進法が9月に施行されてから3年が経過いたしました。この法律が施行されたきっかけは、大津市で2011年10月、中学2年生の男子生徒がいじめを苦に自殺した事件が契機となって制定されましたが、この事件以後もいじめに起因する悲惨な事件が後を絶ちません。いじめの兆候を早期に把握しようとする学校現場の機運は高まってきたとの見方もありますが、やはり深刻な数字と受けとめるべきではないでしょうか。

本町では、友人との仲たがいと仲間外れというようないじめや部活動でのトラブルなど、事案が起きているとも聞きますが、児童・生徒の中には、いじめを受けていても相談することができなく、悩んでいる子もいるかもしれません。子供たちのかすかな悲鳴を漏らさずキャッチし、支援の手を差し伸べるためには、これまで以上に未然防止や相談体制の拡充、強化が求められているところであります。

全国いじめの問題行動調査でのいじめの認知件数と比べ、蟹江町における小・中学校のいじめの件数、実態はどのようになっているのか。その際、何をもっていじめとみなしているのか、いじめの定義もあわせて教えてください。

また、2014年9月には、いじめが原因で自殺した仙台市立中学1年の男子生徒は、他の生徒にからかわれていたことで悩み、自宅で首をつり死亡いたしました。自殺した中学生の父親は、言葉で人は殺せる、言葉の暴力は絶対いけないうことだと改めて考えてほしいと文部科

学省を訪れ、職員にいじめ防止に向けた提言を提出し、防止策を訴えています。

また、11月2日の新聞報道によりますと、2015年11月に名古屋市西区の地下鉄で中学1年生の男子生徒が自殺、学校や部活でいじめが多かったなどと訴えている遺書が見つかりました。市の教育委員会の検証委員会は、ことし9月、同級生からの悪口やからかいなどのいじめ行為、生徒のストレスにつながったと見られる。教室や部活などの環境などが自殺に至る要因となっているとも言われております。このことから、言葉の暴力がどれだけ相手に傷をつけることにつながるかということでもあります。

今一番大事なことは、いじめ防止策はもちろんのこと、人の痛み思いを寄せる教育が求められているところであります。

今回の文科省の調査によると、暴力行為の発生件数は、小学校が1万7,000件で前年度の1.5倍に急増いたしました。小学校で暴力がふえたことについて、学校現場からは家庭教育力低下や感情をコントロールできない子供の増加が指摘されているところであります。

本町の小・中学校における言葉の暴力によるいじめ、いじめによる不登校の認知件数はあったのか。また、児童虐待が大きな問題になっておりますが、小学校における心理的児童虐待の行為など、認知件数や暴力行為の発生件数はあったのかどうか把握されているのかお伺いしたいと思います。まず、その点をお聞きいたします。

○教育長 石垣武雄君

まず、最初のご質問をいただきました小・中学校のいじめの件数、実態、いじめの定義についてお答えをしたいと思います。

平成27年度、本町の小学校のいじめの認知件数は2件、中学校認知件数は7件でした。主な実態としましては、小学校では男子4人が悪口から仲たがいになり、最終的に3対1の言い争いになった事案、また中学校では、部活動中や活動後に嫌がらせの言葉と同時にたたいた、蹴ったという暴力行為を伴う事案もありました。これら9件につきましては、いずれも加害者側の謝罪により、保護者了解のもと、既に解決しているとの報告を受けております。

全国の認知件数が2年連続増加というようなことでありましたが、蟹江町においては、平成26年度を見ますと、小・中学校が6件、27年度が9件ということで、蟹江町におきましても増加したということになりますけれども、平成25年度を見ますと、小・中合わせて15件ということで、全体的には、25年度から見ると少なくなっているのかなというふうに捉えております。

次に、いじめの定義につきましてお話をしたいと思います。

文科省が示しておりますが、現在、「いじめとは、一定の人間関係のある児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」であります。これまで「一方的」とか、「継続的」とか、「深刻な」といった文言は削除され、「一定の人間関係のある児童生徒」という文言が追加されたところであ

ります。

次に、小・中学校における言葉の暴力によるいじめやいじめによる不登校の認知件数並びに小学校における心理的児童虐待等の認知件数や暴力行為の発生件数についてお答えをしたいというふうに思います。

昨年度、言葉の暴力によるいじめは認知しておりますが、いじめが直接的な原因で不登校になった事案は、この蟹江町ではございません。松本議員が言われる、大きな問題となっている児童虐待については、毎月第4木曜日を原則として、子育て支援課が児童虐待実務者検討会議を開催しております、教育課からは指導主事、主幹が出席しております。

内容につきましては個人情報のかかわりがありますので申し上げることはできませんが、現在小・中学校合わせて15名ほどの児童・生徒が検討会に挙がっております。今後も児童相談所と連携を図りながら、児童・生徒の生命の安全を第一に考え対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

全国的には小学校のいじめ件数がふえているということですが、蟹江町におきましては中学校、中学生のほうがいじめ件数が多いということが、今教育長のほうからお話がありました。本町におきましても、このいじめ、不登校の問題行動ということにつきましては小学校に比べて中学校が今多いということですが、特に児童・生徒が学校生活に本当に満足してできるような取り組みが今後課題になってくるんじゃないかなと、このように思います。

そういう意味で、石垣教育長はこの件につきましてどのように考えてみえるか、ちょっとお聞きしたいと思います、学校生活の満足ということで。

○教育長 石垣武雄君

満足というと、学校生活において子供たちが毎日行きたいなというようなところ、そして勉強、学校での授業がわかる授業、わかったよ、次もやりたいな、そういうような勉強面と、それから生活面、この両方があるというふうに思います。ですから、学校におきましては、まず先生方が現職教育で自分の力量を磨いて子供たちによくわかる授業を行う、そして放課とか学校生活の中で友達同士のコミュニケーションがしっかりとれるかどうか、そして先生とのかかわり、子供たちのかかわりをしっかり、遠くで見ているんじゃないかと時には接したりなんかして把握をしながら、子供たちの満足というのはそういうように学校に行きたいなという学校を目指して取り組んでいく必要があるというふうに思っています。

○1番 松本正美君

どうか本当に満足できるような、蟹江町におきましては中学校のほうが多いということで、そうした取り組みもしっかり取り組んでいただきたいなと思います。

また、今回の全国のこの調査によりまして、教師が見て見ぬふりをしていたり、また、子

供たちの異変を見逃してしまった例も多く聞いております。本町でも教師自身がこの調査を機会に改めて指導体制を見直すなど、子供たちが相談しやすい環境づくり、そういった今後問題が起きたときにそういった環境づくり、指導体制が求められておると思います。この点につきましては、どのように考えてみえるでしょうか。

○教育長 石垣武雄君

先ほどもお話ししたわけでありますが、子供たちの満足というか、そういう学校ということでありますが、相談しやすい環境づくり、それはそれに基づくのかなということも思っております。そういうような観点から、まず子供たちが相談しやすい環境づくりということは、日ごろの教師と子供との信頼関係、これがベースになるというふうに思います。教師はあらゆる場面を通して児童・生徒とコミュニケーションを深めるように努力したいし、またしているところでもあります。

次に、今の話でいじめが発生した場合は、よろしいですか、それは、それもお話ししたほうがいいかな、指導体制ということでもありますので。

こういう場合、発生した場合、その報告書にいつも書くのは発見のきっかけを明記してほしいということでもあります。それは、いつ、どこで、誰がいじめを認知したのか詳細に記して、その後の対応を一系列でまとめ、報告書を作成しております。各学校においては教師自身がこの初動の対応が大切であるという認識のもとに、早期に管理職に報告する、あるいは加害者、被害者双方の話を十分に聞くなど初動の対応の徹底を図っている、これが指導体制ということでもあります。

以上です。

○1番 松本正美君

先生の指導体制のほうもしっかり取り組んでいただきたいわけですけれども。

それと、今回の問題行動調査の中でもいじめの認知件数のうち63.5%がからかい、悪口、脅し文句であったということが言われております。そういう意味では、学校生活で多数を占めるのは生徒であります。そういう意味で、先ほどは先生でありましたけれども、今度は生徒を傍観者にさせない取り組みも今後必要ではないかなと思うわけですね。いち早くそういったからかい、悪口を察知していただいて、生徒自身がそういった傍観者にならないような学校としての安全、そういった調査をしながら取り組んでいただく、そういった取り組みはできないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

これについては、確かに子供たちが第三者的に見て見ぬふりをする、あるいは報告しないということではできません。そういう意味で信頼関係、先ほど言いましたコミュニケーション、先生とのかかわりも図っているところではありますが、学校におきましてはそういうような学校安全アンケートというのを実施をしているところでもあります。これは大体いじめという言

葉は余りあえて使わず、友達と何をして遊んでいますかとか、生活アンケートですので、最近嫌な思いをしたことはありますかなど質問を設けて、交流関係から一人一人に焦点を当て、気になる児童・生徒には個別の懇談を行うなど対応を行っております。今後もいじめの早期発見に向けて質問項目をさらに精選をして、アンケートからもいじめの兆候をつかむことができるように行っていきたいということを思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

どうか子供たちもこうしたいじめに対しても本当に傍観者にならんように、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、いじめ防止対策推進法では、いじめの未然防止、早期発見、対処に当たる、いじめの対策組織を学校に設置することや、いじめが原因で自殺や不登校などの重大な事態が起きたときの対処などを定めております。いじめの防止対策推進法が形だけのものとならないよう、地域社会が総がりけでいじめの根絶に取り組める現場の体制づくり、そして関係機関の協力や情報の共有の仕組みづくりをより積極的にとられていくことが重要だと考えております。

いじめ防止対策推進法では、自治体には地域いじめ防止基本方針を、学校には学校の事情に応じたいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針の策定が求められておりました。本町では、いじめが発生した場合の対応や早期対応、早期防止に向けての取り組み、発生した場合における対応する組織など、いじめの防止対策推進法の基本方針の中でどのように取り組まれてきたのか、お伺いしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

いじめが発生した場合の対応や早期発見・早期防止に向けての取り組み、発生した場合における対応する組織などについてお答えをしたいというふうに思います。

まず、早期発見・早期防止の取り組みにつきましては、各学校が、先ほど申しあげましたように生活アンケートをとり指導に役立てております。アンケートにつきましては、先ほどもちょっと触れたわけですが、記名式とか無記名式、双方を織りまぜて実施をしております。また、日ごろのたわいのない会話などからも教員がアンテナを高くして子供たちの変化を敏感に察知しながら、学校運営、学級運営を行っているところであります。

それから、あと、防止対策推進法のかかわりを少しお話しをしたいというふうに思いますが、これはいじめが発生した場合に、各学校で作成しておりますいじめ防止基本方針に基づいて生徒指導主事が柱となって、担任、学年主任、生徒指導等が早急に会議を開いて今後の対応を検討しております。

そういうようなことで、以上であります。

○1番 松本正美君

本町もいじめ防止対策推進法に基づいて、基本方針に基づいて進められているということ
でよろしいですかね。教育長、よろしいですかね、それで。

○教育長 石垣武雄君

はい。

○1番 松本正美君

今、先ほどの教育長の話の中に、まずいじめ防止対策推進法で関係機関との連携強化とい
うことがちょっと言われたんですけども、学校が児童相談所とか、そして警察などの担当
者で構成するいじめ問題対策連絡協議会を置くことになっておりましたが、この点について
はどのような状況でしょうか、お聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

連携ということ、児童相談所もそうでありますし、それから特に最近では警察との連携、
これが大きいところであります。特にこれが犯罪行為というような、普通のそういういじめ
というかそういう場面とちょっと違ってくる場面、命にかかわるようなこととか、そういう
ような重大なこれは被害になりそうだなという場合には、教育的な配慮や加害者の意向も配
慮した上でありますけれども、警察に相談をするというようなことも視野に入れております。
それにつきましては、実は蟹江町においても、津島市もそうですね、海部地区が蟹江警察、
津島警察とそういう協定を結んでおまして、そして情報交換も少しできるというような段
階であります。

ですが、まだ実際にそういうような警察を動員をしたことはありませんけれども、情報交
換を含めて図っているところであります。

以上です。

○1番 松本正美君

どうか警察のほうとも情報、そういう連絡協議会をつくって進めているということによ
ろしいですか。

○教育長 石垣武雄君

はい。

○1番 松本正美君

それで、特に今回ネットによるいじめについても、これは犯罪行為でありますので、これ
までも学校の先生方におきましてネット上の書き込みについては十分注意をされて取り組
んでみえたと思います。特にネット上の書き込みについては危険な問題が多く、特に私が聞
いている中には、蟹江中においても子供たちのネット上の危険な書き込みから守るための、
そういった外部からの方が情報モラルの学習を教えているというか、そういう取り組みをさ
れているということをお聞きしましたが、それはちょっとどういう状況なのかお聞きしたい
なと思います。よろしくお願ひします。

○教育長 石垣武雄君

おっしゃるとおり、モラル学習ということで、これはそういうようなネット社会に向けてのことで、総務省とかそういうようなキャラバンというの出前授業みたいな形もあるわけですが、そういうのに蟹江中学校、最近では北中学校もそうですけれども、外部からおいでただいて、そういうようなネットでの、ネットというかそういうようなものの扱い方、そして逆にそれが物すごく相手に対して、第三者に対して大きな被害をもたらす場合がある、加害者になる場合もあるというようなことで、正しいそういうようなネット教育というんですか、そういうようなことを行っております。それは、学年全部とか、学校全部もありますけれども、定期的に毎年行っております。

以上です。

○1番 松本正美君

それは、北中のほうも今既にやってみえるということによろしいですか。

○教育長 石垣武雄君

はい。

○1番 松本正美君

どうか、こういった取り組みは非常にいい取り組みだと思いますので、情報モラルの学習ということでしっかり子供さんたち、生徒さんたちにしっかり勉強していただくということが大事だと思います。

次に、子供たちの学習意欲や学力低下、発達障害やいじめ、不登校の問題など、子供の心を捉えることが難しくなっております。現在のいじめの早期発見のために行っております現在のアンケート調査に加えまして、学校生活や学級への満足度について記述してもらうことで子供の心理状態を平素から把握し、楽しい学校生活を送ることができるhyper-Qアンケートを導入し、いじめの早期発見・未然防止に取り組む考えはないか、お伺いしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

じゃ、hyper-Qアンケートの導入ということで、いじめの早期発見・未然防止に取り組む考えということでお話しをしたいというふうに思います。

蟹江町では、町内の教務主任会を年に3回ほど実施をしております。先ほどちょっと学校の生活安全アンケートという話をしたんですけども、昨年度より話題に挙がっているは、先ほど松本議員が言われたQ-Uアンケートの効果的な活用であります。これはhyper-QとQ-Uアンケートがありまして、まず初めの一步でQ-Uアンケートというようなことが前段であります、学級における支援の必要な子供たちを心理面から診断をして、学校の職員全員が情報を共有し、個に応じた効果的な指導を目指したいという意見が出されておりました。

それは、実際に子供たちがアンケートというか、そういう学校生活どうのこうの、友達どうのこうのという設問に対して1から5までの段階があって、できているよとか、まあまあとか、そういうようないろんな質問に答えるわけでありまして。それを心理面から学校生活がうまくいっているかとか、ちょっと難しいなとか、そういうような専門的な判断の結果が来るわけでありまして。それを参考にして、先生方が情報を共有して子供たちに対応していくと。

そんなようなことで、これは実際にまだ予算化をしておりませんが、教務主任さん、学校生活、そういう子供たちのことということで、教育課としては前向きに検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

今教育長のほうから、このQ-Uアンケート調査、前向きに検討していきたいということでありまして。もうこれは既によその自治体でも取り組んでいるところもあります。そして、その中で取り入れた学校では、取り組みの中でいじめ等の気になる子供の早期発見にもつながっていると。また、予防、対応にも取り組むことができたとも、このようにお聞きしております。このhyper-QUアンケートということで、学校の先生方も子供たち一人一人の細かな指導に役立っているだけではなく、こうしたことが本当に子供たちを守る、そういったいじめから守っていくのにつながっているということをお聞きしております。どうか前向きに検討するということですので、ぜひ検討していただいて導入を図っていただきたいと思っております。

次に、教職員へのいじめの対応についてであります。

本町ではいじめは許されないという毅然たる方針で、未然防止やいじめが起こった場合にも学校の教職員を初め関係機関とも連携してしっかりと取り組んでいただいているものと認識しております。いじめは表面化せず、見えにくい部分で進行することも少なくありません。陰険ないじめの場合は、状況も複雑になっていて対応が出来る場合も考えられます。いじめが起こったときに子供たちが大人を信頼して相談してくれるかどうかは、ふだんの大人たちの態度が問われておるところであります。いじめは大抵の場合、遊び、ふざけ合いを装っております。そうした場合も大人の目に気づきにくいこともあります。このため、防止法では、いじめか否かの判断は被害者の主観を大切にし、積極的に認知するよう求めておるところであります。

しかし、いじめの定義があいまいであったために各地の現場の実態把握に差があり、対策も後手に回るケースもありました。

本町では、いじめの未然防止のための教職員の研修や生徒指導を中心にしたいじめ防止の早期対応、早期防止に向けて努めておられると思いますが、いじめの問題を担任の先生だけに押しつけず、教員一人一人が子供と丁寧に接することができるような教員の負担軽減が求

められていると思います。本町の教職員へのいじめの対応として負担軽減が問題になるが、教育委員会の取り組みについて石垣教育長へお伺いしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

教職員のいじめの対応として負担軽減、どういうふうを考えているかということですが、先生方の定数配置、学校においては県の指針に従って、その子供の数に合わせて、学級の数に合わせて行われておりまして、適切に行われているということでもあります。

ところが、最近インクルーシブの教育の構築等によって、特別の支援を要する児童・生徒が普通学級での学習もあります。そういった面で担任の先生の負担は大きくなっていると思います。

本町では各学校に町単独予算でお願いしておりますスクールサポーターを配置しまして、あわせて学校支援ボランティアを募集してそこにもおいでいただいたり、多くの大人が子供たちとかかわって問題の早期発見に努めるよう体制を整えているところであります。

また、いつもこれは基本であります。担任先生が一人で問題を抱え込まないと。まずは同学年、あるいは教務主任、教頭先生、学校全体の問題として取り組むということで、どの学校も校長先生の指揮のもとに取り組んでいると。

そんなことで、今後もスクールサポーターの増員を行う等、教員一人一人の負担軽減を図っていきたいと考えております。

以上であります。

○1番 松本正美君

今教育長のほうからお話ありましたように、教育長は教員のサポートとしてスクールサポーターをふやして頑張っていきたいと、取り組んでいきたいということですね。

特に教職員へのいじめの対応であります。中でも生徒指導は一人一人の児童・生徒の人格を尊重しております。学校教育の中での指導、援助をするなど、学校が教育目標を達成するための重要な機能の一つでもあると、このように考えます。それぞれの教職員が問題行動への対応にとどまらず、授業などの学校教育の各場面に応じた生徒指導を実践することができるよう、必要な力量を効果的に習得するための教員研修のあり方についてもどのように取り組んでみえるのか、お伺いしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

教員研修のあり方ではありますが、これも先ほどからお話しをしておりますように、まずはこういういじめ、町におきましては、学校におきましてもいじめ対策推進法ができた時点で、各学校でそれぞれのそういういじめ対策推進法に基づくものがございます、つくりました。それに基づいて生徒指導をやっているということで、そういうような流れをまずはベースで勉強というか、現職教育で行っている。そして、あと、学校生活の今アンケートの問題、そういうような質問の問題も、皆さん方が現職教育で行っております。

そういった意味で、学校の全体で小さな問題も隠すことなく情報交換を図る、これをベースにしながら、そして先ほどありました外部の先生方というか講師を場合によってはお呼びしながら指導を受けるというようなことであります。ですから、先生方が兼務、出張もごさいますけれども、いろんな場面を通して敏感に先生方になっていただくというようなことが一番ベースでいろいろな研究、研修を行っております。

以上です。

○1番 松本正美君

特に教師の授業準備など先生は本当に非常に忙しいわけですが、特に中学校教師に任されている部活動への指導等、そうした課題も聞きます。部活動で一人一人の目の届かないところでいじめが起きてしまうようなことがあっては大変であります。名古屋においても、そういったようなことも起きたということもお聞きしております。何かそういう意味では、教育委員会は教職員の生徒指導の中で、今先ほどもサポートということでお話をしてみえましたが、中学校の特に教師による部活動の指導について、こういったサポートはどのように考えてみえるか、お聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

特に確かに中学校においては授業のほかには部活動も大きなウエートを占めております。そういった面で先生方の負担は確かに大きいということでもありますし、部活動も今の段階で1人で見るとはなくて2人体制とか、そういうような複数で見るというようなことを行って、実際に行う場合に主と従ということで、そういった面で中学校の特にそういうような部活動において目が見えないようなところもひょっとしてあるかもしれませんので複数の目。

それから、先ほどから言っていますように職員間で、これは特に中学校の場合ですと教科担任もありますので、同じ子供を別の先生が見る場合がありますね。ある先生が見ていた場合に普通だよと思っていても、別の授業で入った先生がちょっとおかしいんじゃないかとか、そういうようなところの情報交換を授業が終わった後とか、あるいは授業後先生方のそういうような話し合いの中で、それは当然学校にもそういういじめ対策協議会というのがございますので、あるいは職員会議等、特に話題になる子はそういうようなところで拾い上げてといたらおかしいですけども、なかなか気づかないところを気づくような形ということで努力をしているというところでもあります。

○1番 松本正美君

要するに先生方は、教育委員会として本当にサポートをしっかり取り組んでいただきたいなと思うわけなんです。特に周りの地域を見てみますと、聞くところによると外部のコーチだとか、また支援ボランティアなどを養成して取り組んでみえるところもあるということもお聞きしておるわけなんですけれども、そういった取り組みは蟹江町としては考えていないですかね。

○教育長 石垣武雄君

実際にそういうような、部活動で考えますと部活動である程度先輩後輩の先生方もありますので、各学校とのそういう交流試合じゃないんですけれども、そういうようなところも行っているというようなところでもありますし、あと、ちょっとごめんなさいね、今詰まってしまうかもしれませんが、とりあえず、ちょっとすみません。

○1番 松本正美君

そういう意味で、どうか学校の部活動なんかもしっかりと応援できるようなサポート体制を組んでいただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、いじめ問題では、誰も悩みを打ち明けられず、学校や本人の側も把握できないまま深刻な事態に進むケースが少なくありません。今いじめの問題や不登校の早期発見や心のケアなどに取り組むスクールカウンセラーが注目をされております。文部科学省の問題行動調査でも、不登校の児童・生徒は17万人を超えました。その中にはいじめが原因で不登校になっている場合もあり、深刻な悩みを抱えたまま自殺に陥る場合もあると聞きます。心のケア対策といたしまして、スクールカウンセラーによる心のケアが求められておりますが、本町の小・中学校の不登校の実態、また、スクールカウンセラー配置状況、相談件数、主な相談内容はどのようなものがあるのか、石垣教育長にお聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

不登校の実態やスクールカウンセラーの配置状況等ということではありますが、平成27年度小学校の不登校児童数は9名で、これ出現率ってあらわれるパーセントがあるんですけれども、これは9名ということは蟹江町においては0.39という率ということでもあります。これは実は愛知県の出現率と比較してみますと、愛知県が0.53ということでもありますので、小学校においての不登校は蟹江町は低いとか少ないというように言えると思います。

中学校の不登校生徒数はちょっと多くなりまして38名、27年度。これが出現率というんですけれども、3.95というパーセントであります。これは、愛知県と比較しますと、愛知県が3.26ですので、中学校においてはこの蟹江町、ちょっと不登校が多いなというようなところでございます。

それから、不登校の実態であります。平成27年度、小学生の不登校の理由は精神的な不安定、それが多くを占めておりました。中学生の不登校の理由は、精神的な不安定と怠学傾向、怠学というのは怠けというんですか、そういうようなところの傾向がほとんどを占めておりました。

次に、平成28年度本年度の先ほどスクールカウンセラーというようなお話があったわけですが、このスクールカウンセラーの配置状況でありますけれども、これは県が派遣をいただいているカウンセラーであります。中学校は各学校に1名、小学校は中学校区ごとにそれぞれ1名、ですので蟹江町において合計4名のスクールカウンセラーがおいでい

ただいております、週1、2回の割合で配置をされているところであります。

相談の件数は週当たり4、5名ぐらいが平均ということを知っております。

相談内容につきましては、これは守秘義務があるということで詳細は控えさせていただきますが、児童・生徒の保護者もこれは対象になっているということで相談を受けることができる状況であります。

以上であります。

○1番 松本正美君

スクールカウンセラーは派遣ということで取り組んでみえるということでもあります。

そういう意味で、先ほど教育長が言われましたように、どうかサポートするに当たりまして、この不登校の生徒たちがどういう理由で今どういう状態であるかということをしつかり把握をして取り組んでいただきたいなど、このように思います。そういう意味でしっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

特に不登校の原因の多くはいじめ、そして友人とのトラブルなど、人間関係によるとも言われております。そういう意味ではいじめや生活困窮などさまざまな要因で不登校になり学校に行きたくても行けない生徒が、中学3年生まで進路選択するときに将来の選択肢を狭めるようなことがあってはならないと思います。このように最近のいじめや不登校、生活困窮の問題には、児童・生徒の心の問題、また、家庭環境や友人関係など、さまざまな問題が複雑化して絡み合っておるところであります。

特に今蟹江町におきましては、そういう意味で県のほうから派遣して取り組んでみえるわけではありますが、こういったいろんな生活困窮だとか、また家庭の環境だとか、あらゆる問題に対して今後児童のこうした問題に対しましても関係機関との調整を図りながら支援をしていくスクールソーシャルワーカーの設置も、今後考えていかなければいけないときが来ているのではないかなと思います。

現在、名古屋市では社会福祉の専門家でありますスクールソーシャルワーカー、SSWが常に学校にいて、生徒や学校内の変化をつぶさに捉えることができ効果を上げているとお聞きしております。社会福祉などの資格を持った人が学校や医療、福祉など関係機関と連携し、連絡調整を担いながら問題解決に当たることを目的にしていると聞いております。いじめ、不登校問題に対応できるもう一段一歩上のスクールソーシャルワーカーの学校派遣等の導入の考えはないか、お聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

スクールソーシャルワーカーの学校派遣というようなことではありますが、ちょっと現在のお話をさせていただきたいと思います。

現在学校におきましては、生徒指導担当、そしてスクールサポーター、特別支援コーディネーターを中心として、いじめ、不登校傾向にある児童・生徒に対してサポートを行ってお

ります。不登校児童に対しては、現在のところですが、適応指導教室あいらすがございますが、その指導員が窓口となる。それから、いじめの対応につきましては、現在教育課の指導主事、主幹が担当して他の機関とのかかわりを行っております。

議員おっしゃるスクールソーシャルワーカー配置ということは十分頭にあるわけですが、とりあえずは当面、先ほど申し上げたお二人を中心としながら蟹江町、そういうような不登校問題に対して取り組んでいきたいということは思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

どうか、こういった今後いろんな問題、事案が絡んで発生してくる場合がありますので、そういったことも一回検討していただけるといいかなと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

次に、本町でも早期発見のために学校以外においてもいじめに関する通報及び相談を受けるための相談体制の整備が必要だと考えます。いじめの防止には学校体制で取り組むということが基本ではありますが、必ずしも学校の中でとか、あるいは教師の目の届くところで発生するとは限らないのであります。

現在、大阪府高槻市におきましては、いじめを絶対に許さない子供を育てるために、市のホームページ上に小・中学生がいじめで悩んでいる友達を見たときに、それを教育委員会に通報できるようにしております。また、いじめで困っている子供やその保護者が相談できる窓口も紹介をしておるところであります。

本町でもホームページ上に蟹江版の子供いじめ110番の導入や相談窓口を設置する考えはないか、お伺いしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

ホームページ上に蟹江版の子供いじめ110番の導入、そして相談窓口の設置ということでもありますけれども、まず、現状をちょっとお話しをしたいと思います。本年度も文科省から子どもSOSほっとライン24ということや、厚生労働省の関係で児童相談所ダイヤル189など、いじめや虐待に関する配布物を学校を通して子供たちに配布をしておるところであります。

それから、また、蟹江の広報でありますけれども、いじめ、不登校相談として電話番号書いてあるわけですが、海部教育事務所にもその相談窓口がございまして、それも紹介をしておるところであります。

松本議員から今ご指摘、ご提案のありました、ホームページに蟹江版の子供いじめ110番導入とか相談窓口の設置ということにつきましては、近隣の状況もちょっと把握しながら、町としてどういう相談体制がいいのかということ考えていきたいと現在は今思っているところあります。

以上です。

○1番 松本正美君

どうか子供たちのためにいじめから守っていくという観点から、こういった取り組みも相談窓口の設置は重要ではないかなと、このように思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、いじめが重大な人権侵害であるというのは言うまでもありません。この12月は人権のそういった取り組みをされている月でもあります。いじめはどこでも起きる、そういったことであります。今どこかで苦しんでいる子供がいるかもしれません。特に言葉によるいじめは、同じ言葉でも深刻に受けとめて深く傷つく児童・生徒もいることを意識することも必要であります。言葉によるいじめは、言葉によって傷つくことにより心が病んで、誰にも相談できず悩み苦しむことも聞きます。被害者の心に大きな傷を残し、場合によっては自殺など取り返しのつかない事態も引き起こしております。この点の認識をいま一度、児童・生徒や保護者、教師らの間で共有することが必要だと考えております。

その意味から、学校における人権教育の充実がますます求められております。いじめを防ぐためには、命のとうとさを伝え、そしていたわりの心を育てるための着実な教育実践が不可欠だと考えているところであります。

学校においても、パソコンの授業などを利用したインターネット上でのいじめを題材に作文に書いたりディスカッションを行ったりすることで、他人の痛み思いを寄せる感性を育む取り組みも大事ではないかなと思います。また、学校や家庭にあっても、命の大切さや思いやりの気持ちについても話し合うようなことができる人権教育が必要ではないかと思えます。

本町の学校における道徳教育、体験教育などの充実やいじめの解決に向けた児童・生徒の自主的な取り組みについての本町の現状と、学校や家庭にあっても人の痛み思いを寄せる教育として人権教育について、少し石垣教育長へお伺いしたいと思えます。

○教育長 石垣武雄君

道徳教育、体験教育、人権教育というようなことであります。

現在学校でのちょっと状況をお話ししますと、小学校は平成30年度、中学校が31年度からありますが、道徳が教科化、道徳科というふうになるというようなことで今動きがありまして、学校ではその道徳の担当教師といたらおかしいですが推進教師がございまして、校内で現職教育へ取り組んでおります。そういった観点から、児童・生徒の望ましい生活習慣とか個性尊重、公德心、国際理解などの学習の狙いに沿った教材ですね、自作教材の作成やどういう教材がいいのかということで、その精選等に今現職教育で取り組んでいるところでございます。それによって子供たちの心を醸成、育てていくということ。

そしてまた、人権教育ということで考えますと、これはもう日ごろから先生と子供とのか

かわりの中で行っていくということでありまして、ちょうど12月上旬にその人権週間がございました。そういう学校での様子を見てみますと、そういうような人としての生き方を指導する、これはあらゆる場面で行っているわけでありまして、特に保護者に対して、この人権週間ではありますが、そういう懇談会とかそういう折に、障がい者差別に関する啓発とか自殺予防の研修等を行うなど、そして人に対しての思いやり、命の大切さということで、改めてこの人権週間を使いながら啓発を行いながら保護者にも働きかけを先週行ったところであります。

そういうことから、子供たちの心を培っていくということと同時に、実際に子供たちが主体的ということでも今お話があった取り組みではありますが、なかなか現在はこれはなかなか難しい問題だなということを思っています。

学校の様子を見てみますと、実はご存じだと思いますけれども、あいさつ運動というのがございます。校門で、おはようございます、こんにちは、さようならというような、こんなようなところが児童会とかというようなことで取り組んでおります。この運動が実際にいじめ防止につながるかという、これはなかなか難しい問題ではありますが、でも顔と顔を合わせて言葉を交わすというようなところから人とのコミュニケーションを図っていくということでは意義があるんじゃないかなということを思っております。

ですから、今後子供たちの主体的といいますとなかなか難しい問題でありますけれども、このいじめ解決に向けて特に児童会とか生徒会ですね、あるいはそういうような生活委員会もあると思うんですけれども、そういうようなところで自分たちで友達同士とか人とかかわりをいろんな場面で図っていくというんですか、訴えていくというような取り組みがこれからされるだろうと思いますし、また、学校の先生も働きかけていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○1番 松本正美君

きょうはいじめ、そういう不登校について教育長のほうからお話をお聞きいたしました。

道徳教育にも取り組んでいかれるということで、これ、小学校が平成30年ですか、中学校が31年だそうですので、しっかり取り組んでいただきたいなと、このように思います。

最後に、町長のほうにちょっとお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

最近深刻な問題となっている陰険ないじめによる自殺が後を絶たないわけではありますが、こうした子供をめぐる悲惨な事件をニュースで見るたびに、とても他人事とは思えないと思います。いじめは学校内、家庭だけではなく地域の中でも起きております。地域の中では先生や保護者が全て見ることはできないのでありますが、私たちが小学生、中学生のときは、地域を愛し、地域の子供たちを愛し、少しうるさ型のおばさんやおじさん、そういった方がみえました。ちょっと怖いなと思いましたが、地域に目を配り、また、気配りをして安全管

理をしてくれた方が多く見えたことを思っております。それが抑止力として十分に機能しておりました。そういった地域のつながりは、震災にも強いまちとして機能をするとおもいます。

どうか町全体の取り組みといたしまして安心・安全なまちづくりの中で、いじめ撲滅に取り組んでいただきたいと思います。さまざまな効果が期待できると思います。

また、学校でのいじめは経済格差など現代社会のひずみが子供たちの間にあらわれたものとも指摘されているところであります。いじめが発生した後に対処することは大切であります。いじめを起ささない地域社会づくりについて、最後に町長にお聞きして終わりたいと思います。

○町長 横江淳一君

松本議員から、いじめが起きにくいとかいじめのない社会をつくるにはというようなご質問をいただきました。

本当に大変難しい質問だと思いますし、一夕一朝ではなかなか難しいとは思いますが。まさに僕たちが生まれた昭和26年、戦後復興がそろそろ来たかなというころとは全く違います。松本議員も多分同じような時代を生き抜いてみえたというふうに思っておりますし、実際かつて蟹江町も人口分布の度合いが今とは全く違っておまして、今この役場のある地域もまさに農業地域でありましてほとんど人が住んでいなくて、田畑、川、沼、そんな状況であります。

そんな中で、今3万7,000余の人口があるわけでありましてけれども、俗に言ういわゆるゆとり教育の弊害だとかと、いろんなことを評論家の方だとかマスコミがおっしゃいます。確かにないことはないとは思いますがけれども、やっぱりこれは教育だと思います。今教育長が、るるいじめに対していろんなお話をされました。私もまさに総合教育会議だとか、それから教育委員会への提言として、町長部局としてお願いができることはしっかりお願いをさせていただきます。

松本議員、ご案内のとおり、ご認識いただいていると思いますが、地方自治体としてとにかく学校費、学校施設の充実、これがまさに我々地方自治体の主のかなめの仕事であります。しかし、ハード部分だけの充実ではなくてソフト部分の充実ということで、生涯学習だとかいろんなものを通じてサポートをさせていただくこととなると思います。

私もかつて保護司を経験をさせていただきました。民生委員の皆さん方との接触、そして人権擁護委員の皆さん方との接触も多々あるわけでありまして、役目上、今でも人権週間、先ほどおっしゃいました、それにはコメントを述べさせていただき、皆様方のお力添えに頼る、これからお願いしたいというお話の中で、まさにいじめをされて育った子供は、将来必ずまたいじめという形で返すんですね。地域がしっかり優しく育てた子供さんというのは、やっぱり地域にしっかりと優しい気持ちを残して大人になられるというふうに思います。そういう土台づくりを今ここでどうだということとは言えないかもわかりませんが、一生懸命つ

くっていくように、教育委員会、そして関係部局と協調しながらやってまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○1番 松本正美君

どうか、このいじめ、不登校対策、しっかりと蟹江町としても取り組んでいただきまして、子供たちが未来に向けて羽ばたいていけるようなそういう町にしていきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

1問目の質問を終わらせていただきます。

○議長 高阪康彦君

以上で松本正美君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「食品ロスゼロを目指せ」を許可いたします。

松本正美君。

○1番 松本正美君

1番 公明党の松本正美でございます。

2問目の「食品ロスゼロを目指せ」を質問をさせていただきます。

現在世界では、発展途上国などで食料不足による飢餓が深刻な問題になっております。世界の9人に1人が栄養不足に陥っており、発展途上国では5歳になる前に命を落とす子供が年間500万人とも言われているところであります。

一方で、世界では食品生産量の3分の1に当たる約13億トンの食料が毎年廃棄されております。このことにより経済的損失は約90兆円、また、廃棄物処理で排出されるCO₂は約33億トンに上るとも言われておるところであります。食品ロスの削減は、国連の持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられた国際損失及び廃棄が、経済、環境、社会において非常に重要な世界的問題であることが明記されているところであります。

農林水産省によりますと年間2,800万トンの食品廃棄物が発生しており、このうち4割近いまだ食べられるにもかかわらず廃棄されている632万トンが食品ロスと推計をされているところであります。この食品ロスの632万トン、これは世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料援助量である年間約320万トンを大きく上回る約2倍の量となっております。

また、日本人1人当たり換算すると136グラム、お茶碗にすると1杯分の御飯が毎日捨てられているということでもあります。

また、食べられるにもかかわらず捨てられる食品ロスは、家庭やスーパー、ホテル、そしてレストランなどあらゆるところで見受けられております。食料を無駄にせず100%の循環型社会を目指すには、さらに取り組まなければならないと思います。

特に食品ロス削減については事業者や家庭等多くの方々に関係するので、国民運動としての取り組みも求められているところであります。

福井県では去る10月10日、食育の先進地である福井市で開催されました、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の設立総会が開かれました。福井県が呼びかけ、食品ロス削減運動に賛同した全国44都道府県245市区町村のうち多くの地方自治体職員が参加しての総会となりました。参加する245自治体の施策やノウハウを共有したり、共同で全国チェーンの飲食店やスーパーに小盛り、少量商品の取り扱いを要請したり、各地の運動の発展や全国展開を目指す総会ともなっていると聞いております。

総会で福井県の西川知事は挨拶の中で、食べ残しをしない、食材を無駄にしないことは、当たり前のことだが見過ごされている状況である、食品ロス削減を社会的な運動にしていく必要があります、まとまって行動したり情報交換したりすることは大変意義あると言われております。

今まで食品廃棄物の生ごみに関しては、どうやって処理するのかを中心に対応を検討されてまいりました。現在全国的に問題になっている、消費されず廃棄されている賞味期限切れの商品や食べ残しについてどうしようかといった議論は余りされていないように感じます。

そこで、全国的に調べてみたら、各地で行われている既に先進的な自治体では、さまざまな食品ロス削減に向けた対策の取り組みが行われておりました。

富山市におきましても、おいしいとやま食べきり運動、北九州市では食べ物の残しま宣言運動など、食べ物を残さない運動に取り組んでおります。

そして、一番わかりやすいのが、松本市から始まって各地に広がりつつある、残さず食べよう3010運動であります。長野県松本市におきましてはみんなで減らそう食品ロスとして、食育の推進、生ごみの削減の観点からもったいないをキーワードに、あらゆる世代、家庭や外食などさまざまな場面で食べ残しを減らす運動の取り組みが行われております。飲食店から出る食品ロスの6割はお客様の食べ残しであることから、宴会の食べ残しを減らすために乾杯後の30分と終了前の10分は自席で食事を楽しむ、残さず食べよう3010運動を進めております。また、家庭版3010運動、毎月30日に消費期限の近い物、残り物を使い切り冷蔵庫をからにする冷蔵庫クリーンアップデーや、毎月10日には今まで捨てていた野菜の茎等を使うことに挑戦、推進するもったいないクッキングデーと呼びかけております。

また、横浜市では、小盛りメニューやハーフサイズの導入、持ち帰り希望者への対応、食べ残し削減に向けたポスターや呼びかけの啓発活動に協力する宿泊施設や飲食店を食べきり協力店として登録し、登録店を市のホームページに掲載するなどの取り組みをしております。

このような食品ロス削減の取り組みは、蟹江町にとっても大変有効であると思います。本町の飲食店における飲食店で残さず食べる運動や持ち帰り運動など、食品ロス削減のための3010運動などの啓発運動を進めてはどうか。また、家庭、スーパー、コンビニなどの食品ロスの削減の取り組みといたしまして、町民、事業者が一体となった食品ロス削減に向けての取り組みを進めるべきではないか。食品ロス削減の具体的な取り組みを町の計画に盛り込ん

ではどうか、お伺いしたいと思います。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

ただいまのご質問の件についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、飲食店における啓発運動を進めてはどうかということですが、議員が先ほど言われましたように、平成25年度国の統計によると日本国内における食品廃棄量は年間約2,800万トンで、そのうち食品ロスは約632万トンとされております。さらに、家庭における食品ロスは約半数に当たる約302万トンであるとも言われております。そこで、食品ロスを減らすために食べ物をもっと無駄なく大切に消費していくことが必要であり、今後は重要な課題であるとされております。

食品ロスは、小売店、飲食店、家庭などさまざまな場所から発生をしております。小売店や飲食店では、期限を超えたなどで販売できなくなったものや客が食べ残した料理、また調理段階での仕込み過ぎ等々がございます。そこで、食品ロス削減に取り組んでいる県・市町村ももう既にご覧いただけます。

蟹江町にとっても食品廃棄物の削減、すなわちごみ減量に大変有効であると考えられます。今後は取り組んでいる市町村を参考にし、飲食店にかかわる食品衛生協会や商工会等と連携をして啓発運動を検討していきたいと思っております。

続きまして、2つ目の町民、事業者が一体となった具体的な取り組みを町の計画に盛り込んでどうかでございます。

現在、町として食品廃棄物の削減等として、家庭からの生ごみを自家処理し再資源化を図るために、生ごみ処理機器を購入された方に補助金を交付しております。また、事業系一般廃棄物は事業者みずからの責任において適正に処理しなければならないことから、町が認可した収集業者または自己搬入により当組合にて処理をしております。また、町内のコンビニでは、残った食品をリサイクル工場へ持ち込んで飼料化している事業所もあります。

これからは、事業系食品廃棄物に関し、排出事業者がみずから積極的に再利用に取り組むことが必要であると考えられます。町としても、町民、事業者に対して食品ロス削減はもろんのこと食品廃棄物について考えていただくよう啓発、指導等を検討していきたいと思っております。

また、国においても市町村が定める一般廃棄物処理計画において適正に位置づけるよう都道府県に通知を発信したところであり、今後処理計画に取り込むかは県の動向を見つつ検討していきたいと考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

今次長のほうから取り組みのお話があったわけなんですけれども、特に本町の食品ロスの削減でありますけれども、具体的に取り組んでいかないと、なかなかこれはアドバレーン上

げているだけでは前に進んでいけないのではないかなと、このように思うわけなんです。そういう意味では具体的な取り組み、先ほど見ましたけれども、町の計画に盛り込んで推進していくというのも大事ではないかなと、このように思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

先ほどのほうもいろいろな取り込みに、計画にということでしたが、今の計画は県のほうに基づいて毎年一般廃棄物処理計画というのを作成をしております。その中に今後食品ロスについての計画を取り込んでいくかは県のほうのまた指導のほうがあるかと思えますので、それに準じていきたいと思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

今県のほうにということでもありますけれども、やっぱりこういう取り組みというのはやっぱり町を挙げてやらないと、県から計画がおりてきてからやるという、それも一つの進め方もわからないですけれども、要するに蟹江町の町民の方がみんなが一緒になって削減に取り組んでいかなければ前に進んでいけないのではないかなと、このように思いますよ。そういう意味では、この点、町長、どうですかね。

○町長 横江淳一君

ありがとうございます。食品ロスを目指すということで、まさに3010、実は我々の首長の中でやっているんですよ、既に。こういう機会が多いものですから、夜、例えば食事会があったりすると必ず宴会というのがつきまして、スタートするとすぐ、食事をせずすぐディスカッションだとかミーティングに入ってしまう。我々与えられた1時間半の間に食べようと思った食材がそのまま残ってしまう。帰りも、半ちゃん半ちゃんになって帰ってしまうというのが全く多いのが我々の、我々も見ていてもったいないなというふうにも実際思いました。我々の仲間では3010やりましょうよといって、あるところではたまたま初めて行ったんですけれども、8020に続き3010やりませんか、という運動を海部郡の町村会で一度スタートしましょうというような話もいたしました。

それは本当に小さな試みではありますが、やっぱりこれだけ食料の需要の多様化というんですか、特に戦後食糧事情が悪いときから、しっかりともう今食糧事情もよくなってきた。そんな中で多品種少量生産もあれば、多品種多量生産もありますが、ほぼやっぱり多品種の少量生産に限られてきたと思いますとニーズが皆さん違います。そういう中で食品メーカーも、それから生産者も消費者も、やっぱり一体になることが必要なのかなと、そんなことを思っています。

まず、我々ができること、町民に対して声を出すことが必要でありますので、環境課が今答えましたけれども、これは蟹江町の一つの流れとして、大きな運動としてこれからやって

いければいいなというふうに思っております。またアドバイスをいただいて、いい方法があったらお教えいただくとありがたいと思います。

いずれにいたしましても、海部郡の町村会でスタートしようかという話はこの前ちょっとさせていただきましたので、スタートさせていければいいなと思っています。

○1番 松本正美君

これは運動ですので、しっかりみんなが一緒になって取り組んでいけるような取り組みをしていただきたいと思います。

特に先ほど次長からもお話がありましたように、この食品の扱いにおいても大型店舗、そしてまた商業施設の連携、そういった面で食品ロスの削減の取り組みや、そして県内で展開しているスーパーなど、食べ切りサイズの設定や賞味期限の考え方、また、飲食店での持ち帰りなど、本町単独では対応できない課題もいっぱいあるのは事実であります。そういう意味では、先ほども次長が言いましたように、県とも連携をとっていただいてこうした取り組みはやっていかなければいけない部分もあると思いますが、そういう県とも連携しながら、地元には商工会もみえますので、商工会とも連携をして進めていっていただきたいなと思います。

特に私たちの町にはスーパー、またコンビニがあるわけなんですありますが、コンビニ等においても弁当だとか、そうした惣菜など、賞味期限前でも持ち越さないために廃棄業者による処分がされているとも聞いております。こういった弁当だとかそういったことも、今本当に生活困窮者で本当に大変な中で頑張ってみえる方がいるわけなんです。こうした物が何とかそういった生活困窮者の方にも提供できるような体制ができるといいなと、このように思うんですが、これ、次長はどういうように思ってみえますでしょうか。

○民生部長 橋本浩之君

ただいまのご質問でございますが、コンビニ等の弁当を廃棄するのではなく生活困窮者に提供できないかということでございますが、消費期限でゴミとして廃棄されるよりは、確かにこのような方々に安く提供できるほうが削減にもつながりますので、いいことだとは思いますが。これはコンビニ等の食品関連事業者がみずから取り組んでいただきたいというのが大きな思いでございますが、町としてもまたこういうコンビニ等と連携をして考えていきたいと思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

どうかまたそういった連携もとっていただいて、本当にそういった方々にも提供できるような体制ができるといいかなと、このように思っております。これも、食品ロス削減につながると思います。

次に、食べ物をつくってくれた人への感謝や資源の大切さを子供のころから学ぶことも重

要であります。学校で日本の食料自給率や食料不足の実情を教えた学校では、食べ残しの量が最大で34%も減少しております。食育の取り組みの中で、食べ物に感謝の気持ちがわいた、食べ残さないように家族で話し合っているなどの声も出たそうであります。

また、ことしは大雨や台風など異常気象により野菜が高騰するなど、学校給食にも大きな影響が出ておりました。本町においても、まずは学校、幼稚園、保育所などの教育施設における学校給食や食育、環境教育などを通じて、食品のロス削減のために子供たちのもったいない精神を呼び起こすことも必要ではないかと思えます。子供がやる気になれば、家族への波及効果は大いに期待ができるものと思えます。

本年4月から始まった政府の第3次食育推進基本計画では、食品ロスの削減のために何らかの行動をしている人をふやすことを柱としております。環境省が昨年度から始めた学校給食の食べ残しを減らす事業の拡充の検討や、食育、環境教育などを通じて食品ロス削減のための学習や啓発の取り組みを前へ進めるべきだと思えますが、この点についてはどうでしょうか。

○給食センター所長 伊藤和孝君

質問のありました給食センターがかかわる食品ロスゼロを目指せについてお答えします。

環境省の学校給食実施に発生する廃棄物、3R、リデュース、リユース、リサイクル促進に対して、給食センターと学校現場の連携の状況を説明いたします。

平成28年度4月から11月までの残食量は5.6トン、率にしますと3.4%であります。平成27年度は総量8.9トン、率は3.2%で、現在のところ今年度のほうが若干高いようではありますが、これから子供たちの成長とともに摂取量が向上していきますので、今年度は昨年度よりも減少するというふうに考えております。

参考ですが、平成27年4月に環境省が発表しました学校給食における食品ロス等に関する全国調査の残食率の平均値は約6.93%であります。

まずは、学校での取り組みですが、各小学校の給食委員会により残食ゼロキャンペーンを定期的に1週間ほど実施して、残食ゼロだったクラスを児童集会で表彰し、その後、校長先生がもったいないやいただきますの意味を講話されているということでした。児童たちは、もったいないやいただきます、そして頑張るなど、よく口にするようになったとのこと。中学校におきましても、同じような食べ残しゼロキャンペーンや牛乳飲み残しゼロキャンペーンを実施しているとのことでした。

さて、給食センターにおいては学校給食における食べ残し低減の手立てとしまして、毎月1回各小・中学校給食主任との会合であります献立研究会におきまして食べ残しについての情報共有を図っております。さらに、栄養教諭による学校現場での給食指導、食の授業時間、給食日より「ぱくぱく」や「ランチ」などを通して食べ物大切さを伝え、子供たちにもったいないという意識を高める工夫を行っています。給食日よりつきましては、栄養教諭が

給食の材量となる野菜農家に赴き、子供たちに生産現場の皆さんの苦労などを紹介する場合もあります。

また、小学校児童の給食センター施設見学時には、調理員や給食にかかわる人々の苦労を伝えることで、安心・安全な給食への感謝の心を育てることに努めております。

今年度からの新規事業としまして大学教授による食育講演会を小学校6年生や保護者を対象に開催しておりますが、その中で一部ですが食べ残しについても解説を行っております。

今後とも食べ残し率ゼロを目指して給食センターと学校現場の連携を深めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○1番 松本正美君

学校給食の取り組みということで、いろんな取り組みをされております。残食ゼロキャンペーンだとかね。そして、食育の、食べ残し、そうした取り組みを行ってみえるということで今お話がありました。

本町の学校での学校給食での食べ残しを減らすための取り組みといたしまして、本当に給食の食べ残し量のアンケート調査などは行われたのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○給食センター所長 伊藤和孝君

ご質問のありましたアンケートについてお答えいたします。

まず、食べ残し量等のアンケート調査についてですが、毎年、海部南ブロックの栄養関係職員による食生活アンケートは実施しておりますが、議員質問のアンケートは実施していないのが現状であります。ただし、先ほどの答弁で紹介しました献立研究会において、翌月の献立の内容説明とともに前月の献立の反省において毎日の食べ残し率を一覧表にして会議で配付しております。

その中で、小・中学校給食主任から各献立の児童・生徒からの意見、反響などを栄養教諭、栄養職員が聞き取り、なぜ食べ残しが多かったのか、また、なぜ好評だったのかを原因分析し、次回献立作成の際での食材の使用量や調理方法などを決める参考にさせていただき、食べ残しがないように配慮させていただいております。

今年度後期から実施しましたリクエスト給食についても、やはり児童・生徒の好みを反映させ、食べ残しを減らす一手段として役立てることができると考えており、そのための献立開発資料については、今年度初めて予算計上させていただいております。アンケート実施につきましては今後検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○1番 松本正美君

いろいろと取り組んでいただいているということでもあります。本当にどうか今食べ残し率、

そういった中でもアンケート調査みたいな形でとっているということでもあります。どうか、食べ残しだけでなくして本当に楽しく給食がいただけるという、そういったアンケートも、皆さん子供たちが本当に給食おいしいなと思えるような、そういったアンケートもとっていただきたいなど、このように思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用の取り組みは、食品ロス削減のためには重要であります。食品ロス全体の約半数に当たる年間302万トンが、家庭における食品ロスとなっておるところであります。家庭から出される生ごみの中には手つかずの食品が2割もあり、さらにそのうちの4分の1は賞味期限前にもかかわらず捨てられております。また、調理する際に野菜の皮を厚くむいてしまうなど、食べられる部分を過剰に捨てることも食品ロスの原因とも言われております。

また、削減のための工夫として、買い過ぎない、使い切る、食べ切ることは、無駄を減らすコツでもあります。食べ残しを減らすためには、料理は食べられる量だけつくるなど工夫が必要でもあります。食材が中途半端に残った場合は別の料理に活用することも、食べるための工夫も必要ではないかと思えます。こうした家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用が私たち蟹江町にも求められております。

京都市におきましては、家庭で出た食品のロスは4人家族で年間6万5,000円の負担になるという市独自の試算も示しております。損をしたくない気持ちが市民に芽生え、削減に挑戦する人をふやしています。

本町での家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用の普及、啓発や食品ロス削減に向けた目標を設定するなどの取り組み、そして人をふやす取り組みの考えはないか、お伺いしたいと思います。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

ただいまのご質問でございますが、家庭における食品ロス削減に向けた取り組みの考えはないかでございますが、まず、食品ロスの約半数が家庭から発生しておる状況でございます。そこで、家庭での食品ロスを削減できれば食べ物の廃棄量を減らすという、環境面だけでなく家計面にとってもメリットがあると思われれます。

家庭でできる削減として、余分には買わない、余分につくらない、早目に使い切る等々の取り組みが考えられます。また、それでも出てしまう生ごみは、コンポストや生ごみ処理機でたい肥として利用するのも削減となります。このような取り組みを町の広報やホームページに掲載をし、食べ物に対してもったいないという意識を各家庭で一人でも多くの方に持っていただくことが大切であり、食品ロスの削減に取り組んでいただけるように考えていきたいと思えます。

また、削減に向けた目標設定等は、先ほどの一般廃棄物の処理計画にも積極的に取り込んでいくかは、また今後検討していきたいと思えます。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

本町のごみの集積場に集まってくる燃えるごみの日ではありますが、週に2回あるわけであり、そういった中を見てみると、賞味期限前だとか賞味期限が過ぎた、家庭のそういった食品が捨てられているのも見えます。そういった食品の管理、食材の有効活用が、私たち蟹江町にも求められておるところであります。特に家庭の食品ロス削減については、蟹江町の一人一人の取り組み、意識というのが非常に大事になってくるわけであり、特に家庭において日々とにかく献立を考え、食事を用意し、その後の食品の管理や食材の有効活用に取り組んでみえる方もみえるわけであり、そうした視点に立ったそういった取り組みが参考になるのではないかなと、このように思います。

そういう意味では男はなかなかそういった、ごみ出すのは出しにいくけれども、そういった細かいところまで目が行き届いていないのかやらないのか、そういう意味ではやっぱり私たち一人一人もそういった取り組みをしていかなければいけないなど、そういうことを感じます。

本町におきましても生涯学習事業の中で親父の料理教室というのが行われておりまして大変有効であります。だから、男性の方は特にどんどん行って学んでいただきたいと思うわけなんです。これは基本的には調理実習を経験して、家庭内の実践につなげることができると思います。料理教室で多くの方が参加していただくことによりまして、料理教室での食のすばらしさについて体験学習していただくことにもなると思います。また、そういう意味では食に対する関心もさらに深まっていくのではないかなと、このように思います。

そういう意味で、この食の観点からも親父の料理教室の体験やそうした住民の皆様からの食品ロス削減のアンケート調査をするなど、皆様の体験や、そして意識が反映できるような食品ロスの削減、そういった取り組みは今後重要ではないかなと、このように思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○生涯学習課長 伊藤保光君

先ほど議員のほうから紹介のありました親父の料理教室につきまして答弁させていただきます。

平成28年度から、まち・ひと・しごと創生事業の一つとして親父の料理教室を今年度3回の開催を終えております。この教室は男性が積極的に家事に参加するきっかけづくりとなり、女性が家事と育児と両立しながら仕事をしやすい環境につなげていければと思っております。現在は料理に関する初心者を対象にしました内容で企画をしておりまして、食品ロスのことまで踏み込んだ内容ではございませんが、しかし、今後は食材を無駄なく調理をして、おいしくいただけるような献立も考えていきたいと思っております。

また、調理をすることだけではなく食事の買い物に行かれたときなどには、無駄なく食材を調達することが期待できると思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうかそういった取り組みも町を挙げて取り組んでいただきたいなど、このように思います。

次に、本町の災害備蓄食品については、これまでは消費期限が近づいたら備蓄食品は町内の防災訓練などのときに訓練に集まった皆様に配ったり、町の防災イベントなどのときの啓発に利用しているのが現状であります。今後は未利用備蓄食品の有効活用の観点から、未利用食品を必要とする人に届ける仕組みづくりも必要ではないかと、このように思います。

食品ロス削減の有効的な取り組みの一つといたしましてフードバンクの活動が注目をされているところであります。フードバンクとは、食料銀行を意味する社会福祉活動であります。賞味期限が近いなどの理由で不要になったレトルト食品や米、缶詰、お菓子など食べられるものに関しては、食べられる物にかかわらず捨てられる運命の食品を企業、個人から無償で提供していただき、生活困窮者を支援している団体や各種福祉施設などへ無償で配布する活動であります。平成27年4月、生活困窮者自立支援法が施行されたことにより、生活困窮者への食料支援団体として個人へ食品を届ける活動に焦点が当たるようになってきているところであります。

本町の災害未利用備蓄食品の有効活用として、消費期限が6カ月前など、NPOが活動している、消費期限が迫った食品を引き取り生活困窮者へ無償提供するフードバンク等への寄附等を検討してはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ご質問のありました蟹江町の災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附の検討についてお答えをさせていただきます。

蟹江町の災害用備蓄食料は、アルファ米3万3,200食、乾パン1万5,000食、缶入りパン2,000食、プチバゲット6,000食、合計5万6,500食の災害用備蓄食料を保管しております。備蓄食料は賞味期限のおおむね1年前に更新し、町内会へ啓発及び試食として食べていただくため、全て更新する備蓄食料を人口割で配布するとともに、町民祭りなどのイベント等で配布をし、有効活用しております。備蓄食料を配布、また実際に食べてもらうことで災害時の避難生活を具体的にイメージしてもらい、自分が好きな食べ物が用意できれば避難生活でのストレスを軽減することもできます。それぞれのご家庭に合った食料の備蓄を考える大切な機会と考えておりますので、今後も町の災害用備蓄食料を住民に配布するなど有効活用する予定でございますが、フードバンクへの提供についても検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうか、今次長のほうからもお話がありましたが、住民の皆様に配っていただく、それももちろん大事だと思いますが、フードバンクへのそういった提供も考えていただきたいなど、このように思います。

特にフードバンク等の活用の取り組みということで、今回熊本県で地震が発生したときに鹿児島県のフードバンクが真っ先に熊本の被災者への食料支援に動くなど、災害面においても有効活用したとも、このようにお聞きをしておるところであります。災害時におけるフードバンクの応援協定の締結、そうした被災地とのマッチング、そうしたことを推進することによりまして、災害に備えた食料の確保の取り組みの考えも必要ではないかなと、このように思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、災害時における食料の確保としてフードバンクとの応援協定の締結を検討してはとのご質問についてお答えをさせていただきます。

議員のご質問のとおり、ことしの4月に発生した熊本地震では、鹿児島県と災害応援協定を締結しているフードバンクが発災直後から食料の支援活動をされております。本町では各避難所及び防災倉庫に5万6,500食の備蓄食料があります。災害時には備蓄食料で対応できない場合の補填といたしまして、商工会とかJ A、大型店舗等と食料を初めとする備蓄資材の調達についての協定を締結しております。

今後も迅速な災害体制の構築を図るため、県内フードバンクを含めた民間企業、各種団体との災害協定を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうか、このフードバンクの取り組みも災害時にも協定を組んでいただいて取り組んでいただきたいなど、このように思います。

特に隣の名古屋地区においてもセカンドハーベスト名古屋というところがありまして、1,500円の手数料で1人約3週間の食料支援を行っているとも聞いております。27年度には100企業、団体、個人から食品502トンの提供があり、食品の小売価格に換算すると3億円になるとのことでありました。生活困窮になった多くの利用者からは、食料支援は心の支援である、生きる希望をいただいたとの感謝の声もいただいているともお聞きしているところがあります。

最後に、町長にお聞きしたいんですけれども、食べずに捨てられる、廃棄される食品ロスについてであります。生活困窮者に食品を届ける団体を通じて家庭などで余った食品、また、食品を必要としている方に届けるために、このフードドライブというんですけれども注

目を集めているわけなんですけれども、この取り組みは自宅にある未利用の食品を集めて、NPOなどの運用するフードバンクを通じ食事に困っている方々へ、そしてこども食堂、今こども食堂というのも最近言われているわけなんですけれども、そしてひとり親家庭に役立ってもらおう活動であります。本町でもフードドライブの取り組みといたしまして、決まった日に食品を持ち込める拠点を町内の役場だとか学校、そして企業などに設けていただいて、フードバンクを通じて生活困窮者への支援、そういった取り組みも今後考えていくべきではないかなと思います、町長、最後にお話をお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

勉強不足で大変申しわけございませんが、フードドライブ、勉強させていただきます。

過日、松本議員の質問にも一度お答えしたと思うんですが、生活困窮支援の制度ができたときに、こども食堂も含めて食品ロスと関係して、やっぱり賞味期限が切れる手前のものを集めてやったらどうだというご質問をいただきました。社会福祉協議会にお願いしてやる方法がございますし、そのフードドライブ、自宅にあるものを集める、ちょっと勉強させてもらって、大変いいことだと思っております。

先ほどの質問の中で答えさせていただいたんですが、もったいないという言葉も、本当はこれ2005年の万博のときにケニア人のマータイさんという方、もうお亡くなりなられてしまいましたが、推奨されて世界的な運動になったというのは記憶に新しいところでありますし、実際先ほど答弁の中にもございましたように、たくさんの食料が余っているところにはしっかり余っているというのか、無駄な生産をしているところもあるように聞いております。ある意味、そういうところをしっかりと把握をしながら、先ほど言いましたセカンドハーベスト名古屋、そして春日井にもフードバンクかすがいというのが多分あると思いますので、そういうところを通じて我々としてもできればいいのかなと、こども食堂のことも含めて貧困の対応にも、これ一助になるんじゃないかなと、こんなことを思っておりますので、どうぞよろしくお伺いしたいと思います。

フードドライブ、勉強させていただきます。

○1番 松本正美君

どうか、このフードバンクの取り組みも考えていただきますように。

蟹江町においても、ちょっと調べてみますとカーブスってありますね、カーブス、運動しているところ。あそこのカーブスも、要するに全国ネットでこういった取り組みをされているということもちょっとお聞きしましたもので、まだ細かいことは私も聞いてないですけども、蟹江町でもありますので、1回そういったところともお話をさせていただくといいかなと思いますので、よろしくお伺いいたします。

どうかそういう意味で食品ロス削減に向けて取り組んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお伺いしまして2問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます

ました。

○議長 高阪康彦君

以上で、松本正美君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後3時5分より再開をいたします。

(午後2時43分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時05分)

○議長 高阪康彦君

質問5番 飯田雅広君の「今須成線はいつ便利で安心できる道路になるのか」を許可いたします。

飯田雅広君、質問席へお着きください。

○3番 飯田雅広君

3番 民進党 飯田雅広でございます。

議長の許可をいただきましたので、今須成線に関して質問をいたします。

蟹江町内なんですけれども、交通渋滞が多く見受けられます。少しでも渋滞が緩和され、便利な住みやすい町になるよう、今回は須成地区を通過している町道今須成線に関して質問をいたします。

この今須成線なんですけれども、JR関西線の北から須西線の交差点を通り点滅信号までになっています。この点滅信号は非常に交通量が多い交差点になります。

この今須成線に関しましては、今までも多くの議員さんが何度も過去に質問されております。ざっと調べたところ、平成26年3月議会の代表質問の中で大原龍彦議員が、平成24年12月議会では伊藤俊一議員、大原龍彦議員、平成18年9月議会では山田新太郎議員、平成18年6月議会では伊藤俊一議員、平成15年12月議会では山田新太郎議員、平成12年12月議会では伊藤俊一議員が質問されております。これ以外にもあるかもしれないんですけれども、今読み上げました分の議会だよりと議事録等に私も目を通しておりますけれども、ある程度理解はいたしました。私も1期目ということもありますので、とりあえず過去の経緯から現在、今後まで教えていただきたいと思っております。

では、まず、須成駐在所から点滅信号までの今須成線道路整備事業、多分歩道設置が中心かと思っておりますけれども、この事業に関しての経過・現状・今後の見通しを教えてください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

それでは、飯田議員のご質問にご答弁申し上げます。

今須成線道路整備工事、駐在所から北方向、点滅信号までのこれまでの経過・現状・今後

の見通しについてお答えをさせていただきます。

現在、社会資本整備総合交付金対象事業として平成27年度から平成29年度までの3カ年計画で今須成線の道路整備工事を段階的に進めておりますが、これまでの経過・現状・今後の見通しにつきまして時系列をまとめ、順にご答弁申し上げます。

まず、整備工事に至るこれまでの経過でございますが、過去の記録から平成13年当時、須成地区の方を対象に今須成線駐在所から北方向点滅信号までの交通安全対策としまして、現況道路幅員10メートルから両側1メートルの用地を買収し、道路幅員12メートルの中で歩道設置の計画案を示しましたが、道路用地の取得が難航し道路整備事業の進展ができなかったものと聞き及んでございます。

その後は計画も進まない状態が続きましたが、このままでは買収を完了させ両側に歩道設置をするにはかなりの時間を要することと、さらに交通事故が3件発生していることを踏まえ歩道設置が急務であると、平成26年4月30日に須成公民館におきまして、当面は現幅員10メートルで片側（東側）に歩道設置する計画であることをあわせて出席者の皆さんにご説明を申し上げ、了承されました。

そして、翌年の平成27年度より工事に着手し、来年度完了予定でございます。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

そうですね、私、通らせていただきましたけれども、今ちょうど工事中という看板出ていますので、今ちょうど来年度の3月ぐらい完成予定というふうに見ておりますので、早目に完成していただきたいなというふうに思っております。

次に、点滅信号の交差点から北へ東名阪自動車道まで、県道須成七宝稲沢線の歩道設置に関してはどのようになっていますでしょうか。県道ですけれども、蟹江町から当然愛知県へ話は行っていると思われ、いかがでしょうか。

また、ここの県道の部分もですけれどもアスファルトの状態が非常に悪いというふうに思っておりますので、このあたりもあわせてお答えください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

飯田議員がおっしゃるとおり、点滅信号から北と東へは県道の須成七宝稲沢線でございます。この事業にあわせた区間全面の整備が必要と考えておりますので、継続して愛知県に行ってくださいよう協議、要望してございます。したがって、交差点のところも中に入っております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

そうですね、本当に一体化していると思いますので、こちらのほうも早目に進むようお願いしたいというふうに思います。

次に、点滅信号を普通の信号機にかえることはできないのでしょうか。

この点滅信号の交差点なんですけれども、県道須成七宝稻沢線とつながりますが、この交差点の南北の交通量が非常に多い。また、この点滅信号から東へ県道境政成線へと道路が続いていきますけれども、こちらも非常に交通量が多くなっております。特に龍照院の前あたりは舗装もグリーンに変えてあるんですけれども、子供が通学路として歩いておりますし、朝、門屋敷名探の子供は通学団、龍照院に集まって横断歩道を渡って小学校へ行きますけれども、非常に私が子供のころに比べても車の量が多くて本当に危ないなというふうに思っております。

本当にこの交通量、非常に多いんですけれども、平成24年12月議会で当時の産業建設部次長兼土木農政課長の西川和彦さんが、普通信号機の設置は難しいというふうに答弁をされております。しかし、今後の歩道設置の状況を見て再度公安委員会にお願いをしたいと考えているという答弁されました。まさに歩道設置ができる状況に今なっております。このことを踏まえて、この普通信号機の設置に関してどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

今ご指摘の交差点の点滅信号のところを普通信号にということでございます。

当時は公安の考え方といたしましては、現在の交通状況を確認した結果、一灯式信号機による交通の整理方法で支障がないということで、そこには普通信号がつかなかった経緯がございます。その後歩道整備事業をしますのでということの答弁でございました。

先ほど、今須成線道路整備工事は平成29年度完了予定でございますので、その点滅信号交差点の県道須成七宝稻沢線と連続した道路整備もお願いしておりますし、歩道ができますと人の流れも変わってまいりますので、再度完了した時点におきまして愛知県と協議し、公安委員会に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

この点滅信号なんですけれども、私も南のほうから北のほうへ向かって右折しようと思っているときに、ちょうど東から車が来られて、その車も右折して北に行こうとするときに、やっぱりけん制し合うときもあるんですね。なので、やっぱりそういう意味では本当にドライバーの事情にもよって状況も変わってきますし、場合によってはやっぱり危ないときもあると思いますので、そういう意味ではやっぱり普通信号にしていただければなというふうには思っております。

今須成線なんですけれども、私夜の8時半ぐらいに歩いたんですけれども、やっぱりそんな時間でも本当に自動車が多いんですね。速度も結構出ていますので、本当に素直に危ない道路だなと正直思っています。

また、10月の23日か30日、ちょっと覚えてないんですけれども、どちらかの日曜日なんで

すけれども、夜の7時半ぐらいだったんですけれども、ちょうど南に向かって、10月の終わりぐらいだったんで、ちょっとケンタッキーフライドチキンを買いに行ったんですけれども、南に向かっていたんですけれども、そうしたら自転車で東側を北に向かってくる自転車がいたんですけれども、ああ、自転車だ、危ないなと思っていたら、ちょうど加里部亭さんと菜も屋さんぐらいの間ぐらいのところでよたよたとしながら田んぼに落ちこちていったんですね。やっぱりのり面が整備されていて、アスファルトがあつて、ちょっとがたがたになっているので、ここに引っかけたかどうかかわからないんですけれども落ちていかれたものですから、結構高くなっているんで、とめて助けようかと思ったんですけれども、とりあえず駐在所まで行って駐在さんと一緒に助けにいこうと思って駐在所さんまで行ったんですけれども、駐在さんが留守だったので、とりあえず車をおりてそのまま見に行ったらもういらっしやらなかったんで、大事には至っていないのでよかったなとは思ったんですけれども。

やっぱりちょっと効率化しようと思って、がたがたのままで3カ年計画でというお話なんですけれども、やっぱりアスファルトの状態も悪いですし穴もあいているというので、ずっとほったらかしだったのはどうかなというのは正直いって思っています。効率化も大事だと思うんですけれども、やはりそのあたり、多分住民の方からも苦情は出ていると思いますので、効率化も大事ですけれども、やらなければいけないときは早くやっていかなければいけないかなというふうに思いますけれども、町長、その辺どのように思われますか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

私のほうから、まずお答えをさせていただきます。

昨年度より施工しております今須成線の道路整備工事につきましては、須成区を初め、たくさんの方々の道路利用者の皆様にご迷惑をおかけしております。町としましても来年度完了を目指し工事を進めておりますが、この工事中に今回のような事故がありましたことは議員の質問で始めて知りました。

今回の事故がありました場所、区間につきましては、今月末、12月中でございますが、舗装が完了し段差は解消されることとなりますが、今後このような事故が起きないように再発防止に努めてまいりたいと考えております。

また、来年度の最終の工事でございますが、農耕作に関係なく農閑期を待たずに施工ができますので、一日でも早く工事が完了できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

すみません、町長、そういう意味じゃなくて、ごめんなさい、それはそうなんですけれども、効率化も大事なんですけれども、やらなければいけないこともあるので、バランスが難しいと思うんですけれども、そのあたりのバランスを見て、やらなければいけないときはやっぱり、事業の予定はあると思うんですけれどもやってほしいというお願いです。

じゃ、次にいきます。

次に、今須成線の J R 関西線高架事業についてお聞きします。

J R 関西線高架事業の買収の状況や今後の予定ですね。当初の工法としてはアンダーの方式がとられているというふうに聞いておりましたけれども、高架となったというふうな経緯など、これまでの経過・現状・今後の見通しを教えてくださいたいと思います。

平成24年12月議会で建設産業部長の水野久夫さんは、現在持っているスケジュールの中では28年から29年をめどに用地買収を完了したいというスケジュールをつくっているという答弁をされていますけれども、どうなのでしょう、29年でこれ達成できるのでしょうか。よろしくをお願いします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

ただいまの今須成線の J R 関西線高架事業の買収の状況や、当初の工法はアンダー方式であったが高架へと変わった経緯など、これまでの経過・現状・今後の見通しについてというご質問、もう一点は、前部長の答弁でスケジュールでは平成28、29年度をめどに完了したいという答えであったが、達成できそうかというご質問にお答えをさせていただきます。

今須成線は都市計画道路ではありませんが、役場西側隣接道路から北の中心市街地と、北へ津島市、あま市、稲沢市をつなぐ主要な道路でありますので、J R 関西線の立体交差化を含む一体的、連続的に道路整備する計画が昭和63年当時からございました。

これまでの経過としまして、当初は高架事業ではなくアンダーの計画でしたが、事業費の検討額により計画を見直し、平成7年12月議会の全員協議会でアンダーから高架事業への計画見直しについてご報告をさせていただいております。その後、平成13年12月議会の全員協議会におきまして、須成西地区から J R 関西本線を立体交差化事業によって今西地区を結ぶ事業であることの計画概要や財政計画について計画を示してございます。

次に、現在の状況としまして、J R 関西線北側の須成西地区の用地取得は平成17年度に全て完了しておりますが、南側、今西地区につきましては、当時施工されておりました土地区画整理事業との関係から平成14年度の換地処分、区画整理事業の終了以降に用地取得を始めておりますことから、現時点ではまだ用地の取得が完了していない状況でございます。

具体的な今地区の用地買収につきましては、昨年度2筆94.36平米の用地を取得し、本年度も1筆取得できるめどがついております。現時点では全31筆中15筆取得済みでございます。

今後におきまして道路整備事業に必要な用地取得が最優先課題となっておりますので、残り16筆の土地所有者45名の方と今後も引き続き事業に対する理解と協力をお願いし、できるだけ早期に用地取得が完了するよう鋭意努めてまいりたいと考えております。

したがって、以前予定しておりました平成29年度間の用地取得の達成は非常に困難な状況となっております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

まだ16筆残っているということで、大丈夫ですかね、私死ぬまでに使えますかね。それぐらい思っていますので、本当に早くやっていただきたいなと思っています。

平成17年に須成西地区のほうは終わったということですがけれども、現状、須成の駐在所から南のほう、JR関西線の線路までなんですけれども、このところの部分なんですけど歩道がないんでラインで示してあったり、縁石があったり、もう何もなくて何があるかよくわからないとか、草が生えていて見通しが悪くなっていたりというふうで、何か非常に何とも言えない中途半端な状況になっています。見た目も正直、何か統一感がなくてみっともないなという感じもしますので、ここの部分、何でこんなふうになっているのかというのと、もう少し整備する予定はあるのかというのをお聞きします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

須成駐在所から南へJR関西線の線路までですが、歩道のラインで示してあったり、縁石があったり、草が生えていたりしている、どのような意図かというご質問かと思えます。

駐在所から南への今須成線は、議員がおっしゃるとおり、歩道がラインで示してあったり、縁石があったり、草生えのところがございませぬ。まず、縁石の施していない場所につきましては、一番南のJR関西線から2本目の東西に走る須成西23号線までは高架事業の降り口になりますので縁石がございませぬ。また、舗装されていない草が生えている場所が、用地を取得したところでございませぬ。したがって、毎年度、草生え状態にならないよう維持管理に努めているところでございませぬ。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

ある程度いろんな事情があるかなと思いますけれども、ちょっと草が生えているのはやっぱりみっともないのでなるべく刈っていただいて、少しでも見た目がいいようにしていただかないと、何やっているんだと言われることもあるかなと思いますので、そちらのほうお願いします。

もし仮に高架ができた場合なんですけれども、この場合の八ヶ島踏切の扱いに関してはどのようになるのでしょうか。現状のまま使えるのでしょうか。そのあたりを教えてください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

東郊線踏切の開設当時に、八ヶ島踏切の関係でございませぬが、平成3年9月25日、東海旅客鉄道と交わしました覚書により、今跨道橋、今須成線立体交差部完成後、速やかに東海旅客鉄道株式会社が除去できるものとするがありますので、八ヶ島踏切はなくなることとなります。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

覚書ではなくなるということですので、ちょっとその覚書に関しては、ちょっとまた後ほど言いたいことがありますので、飛ばします。

次に、用地取得に関してなんですけれども、南側なんですけどライオンズマンション蟹江があるかと思えます。こちらのほう、非常に権利者が多数いるかと思えます。ですので時間がかかるかなというふうに考えていますけれども、建設時の契約のほうはどのように、この高架事業に関して何か契約時に取り決めがあったのか教えてください。

また、その買収に関しての登記手続きに関しまして、区分建物ですので敷地権になっているかと思えます。ちょっと私で調べて、また知り合いの司法書士にも確認したんですけども、敷地権ということで専有部分と一体化されております。そのため、対象となる土地の部分を分筆して社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会へ権利関係の調査依頼をして確定すれば、権利書がない状態で承諾書で所有権移転登記ができるというふうに聞いております。権利者も多いですし分筆をするというようなことも考えますと、その土地の状況が今どうなっているのかというのを教えていただきたいのと、権利者が多いので、やっぱり早目に進めていかれたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりのほうはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

ただいまライオンズマンション蟹江の用地取得についてのご質問かと思えます。

拡幅計画には建物本体には影響はございませんが、東側駐車場部分、道路から5メートルの用地取得が必要であり、3筆31名の地権者の方が対象になっております。用地取得には皆さんの合意形成が必要となりますが、マンション購入時の売買契約書につける土地付区分建物重要事項説明書の中に道路拡幅計画に係る旨の記載がされており、町としましても平成13年8月に地権者の皆さんに確認のため説明を行っているところでございます。

今後、この具体的な用地取得に向け進展すれば、土地の分筆登記等の手続を行うこととなりますので、議員がご指摘されたことも参考にしながら、適切な事務執行に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

購入当時の権利者の方は重説のほうで説明がしてあるということなんですけれども、相続が起こったり売買があったりという場合の所有者、権利者が移転した場合は、どのようになっているのでしょうか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

ライオンズマンションのほうに前に聞いたところは、重要事項説明書はそのままいただくということをお願いいたします。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

じゃ、権利者、所有者かわっても一応大丈夫というふうに捉えさせていただきます。土地が3筆ということですので、権利者も31名ということですので、ちょっと時間もかかるかなと思いますので、なるべく早目にこちらのほうは進めていただけたらなというふうに思っております。

それでは、町長にお聞きします。

この高架事業に関してお聞きしますが、まず、2014年11月29日の夕方ごろですけれども、須成西にある中部第一輸送株式会社さんで大規模な火災がありました。ツイッター等で付近の住民の方が次々と燃えているビルの画像を投稿していらっしゃって、それは本当に衝撃的な画像でした。この火事の影響で周辺の道路は閉鎖され、現地では渋滞などのトラブルも発生しておりました。そのときの今須成線なんですけれども、大渋滞でした。本当にそれを見ながら、西尾張中央道が使えないと蟹江側から西の方、本当に南のほうへ行けない、本当に不便だなというふうに思いました。本当に、災害のときの安全な経路確保というのも午前中に話ありましたけれども、そういう意味でもやはりもう一本必要なんじゃないかなというふうに思っております。

また、11月30日、日本時間12月1日午前2時2分に、須成祭がエチオピアのアジスアベバにて開催のユネスコ政府間委員会において、須成祭を含む日本の山・鉾・屋台行事が無形文化遺産に登録されることが決定されました。須成という地域の祭りではありますけれども、その小さなコミュニティーの方々が伝統を守り継承してきたことというのは、登録にふさわしいと言えますし、蟹江町の誇りとなるものだというふうに思っております。

ユネスコ世界遺産文化登録を須成という地域からの視点で見た場合、地域の方にはいろいろな考え方があると思いますし、そこに関しましてはやはり個別に丁寧に関係者とコミュニケーションを密にとりながら対応していく必要があると思うんですけれども、蟹江町全体の視点で考えた場合には、やはり世界遺産の須成祭がある町というものは蟹江町を対外的に表現する上で大きなツールになると思います。そういうことを考えますと、やはり人も多く来られると思いますので、やはりこの道路の整備というのもまた必要だと思います。

さらに、9月27日の中日新聞に報道されているとおり、JR蟹江駅の自由通路及び橋上化事業ですけれども、あわせて駅周辺開発をするということで前に進むというふうになったと思っております。しかし、駅周辺開発というのは、何も本当に駅の前だけではなくて今須成線のほうまで含めてやっとならば駅周辺開発だというふうに私は考えております。本当に駅につながる道が整備されなければ、つくっても意味のない駅になると思いますので、そういった意味でも今須成線高架事業は必要な事業だと思います。

また、11月11日に子育てをしている女性を対象にしたタウンミーティングが開催されましたが、私、見学させていただきました。その中の意見で、蟹江町は自動車があることを前提

としたまちづくりがしてあると。小さいお子さんがいらっしゃって、保育所の送り迎えで子供を自転車に乗せて、例えば月曜日の朝とかお昼寝の布団を持っていくときに雨が降ってくると、もう本当に自転車で子供乗せて布団積んでいくと大変ですと。風が強い日とかですと、本当に悲しくてつらくて涙が出そうだと。もうその涙もばきばきに乾いてしまうというような話がありました。その話を聞きながら、私本当に悲しく思いましたし、胸が苦しい思いもしました。多分その女性の話を聞いていた町長も副町長も、多分一緒におられました政策推進室長も同じような思いを多分されたと思います。

とはいえ、主要施設に地下鉄を走らせるわけにもいかないのですけれども、なかなかすぐに歩行者に優しいまちになるわけではないんですけれども、その際、町長解決策の一つとしてお散歩バスをもっと改良して進化させて、しっかり運行していくという話がありました。そうすると、やはり交通渋滞が多いこの蟹江町、効率のいいお散歩バスが運用できないんじゃないかなというふうに思います。そういった面でも、やはり道路の整備は本当に必要だと思います。

すみません、ちょっと長くなってしまったんですけれども、何が言いたいかといいますと、この今須成線高架事業、この前の大火災を見ても、災害ですとかそういったものに対応、ユネスコ世界文化遺産登録した須成祭に人を多く呼ぶためにも、また、JRの蟹江駅を新しくつくってもっと使用してもらうためにも、そしてお散歩バスの活用をしっかりしていくためにも、高架事業は本当に早くやっていかなければいけないと思っておりますけれども、町長、どのようにお考えでしょうか。

○町長 横江淳一君

飯田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まさに今須成線は本当に計画からもう既にもう10数年以上たっておるわけでありまして、一部、須成地域の皆さんのご協力を得まして、やっと駐在所から北の部分が完成を見る、最後が見えてきたわけでありましてけれども、それとて本当に地域の皆さんのご協力があったこそであります。感謝を申し上げたいと思います。

ただ、その南側の整備につきましては、ちょうど私も、平成7年ですから議会議員に当選をしたばかりの年でありました。冒頭アンダーの計画からどうしてオーバーになったのかというのを、よくあれから調べてみたんですが、建設費の問題だとか、いろいろあったやには聞いておりますが、どうもそここのところがはっきりとした理由がちょっとまだ私としても落とし込んでない部分があったのも事実であります。

しかし、それと同時に始まりました今西の区画整理事業も相まって、若干南側の買収がおくってしまったことに関しては大変申しわけなく思っております。ただ、おくれたとはいえ、大変重要な道路だと思っておりますので、整備を一日も早く進めることは必要であります。

ただ、今、飯田議員がおっしゃったように、もう2年ちょっとたちますけれども、中部第一運輸の火災のときには、本当にたくさんの方々からいろんな情報をいただきました。特に

中央道が閉鎖をしたということで、本来通らないところに大きなトラックだとか、それから荷物を積んだ車両が頻繁に通ったということで、家が損傷したとか垣根が壊れたとか壁が崩されたとか、いろんな被害があったのも事実であります。

蟹江町はどちらかというと南北をつなぐ道路が非常にまだ弱いという部分も、これはもう指摘をされておりますし、幹線であります中央道は確かにきちっと通っております。これは言うことはないわけではありますが、先ほどから言っております今須成線、あまから稲沢まで通る、あそこがすかっと抜ければ、都市計画道路にはなっておりませんが、非常に有効な動線にはなるというふうに考えてございます。

また、同じくして東郊線も、あまを通り抜けて南まで、一部は都市計画道路になっておりますが、これも計画段階の中で、一部はまだまだちょっと半ばのところもあるわけでありませう。

結論から申し上げますと、南北の動線は当然必要であります。ただ、その中で我々今ちょっと危惧をするのは、中央道のバイパスになってしまって、交通渋滞が逆に今須成線で起きないのかなど。そこで今度は逆に交通事故の心配をしなければいかんかなということもちょっと危惧をしながら安全対策を考えていかなければいけない。これはいろんなところで相談をしてしっかりやってまいりたいというふうに思っておりますとともに、JRの駅の周辺という考え方より、JRの駅の周辺には当然東郊線がある南北の動線、そしてできれば、その南北の主要幹線であります、そのバイパスとして蟹江町の横の今須成線が多分利用されるであろう、そんな考えを今持っております。

いずれにいたしましても、災害に強いまち、そして先ほどお散歩バスのお話も出ましたが、蟹江町を一周するようなそんな道路の整備もこれから不可決ではないかなとは思っております。まだまだちょっとかかるかもわかりませんが、めどがついておるところが多いというふうに私自身は考えてございますので、もうしばらくお時間をいただいて、早急に道路整備に心がけていきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○3番 飯田雅広君

先ほど今、東郊線のお話もありました。東郊線も本当に渋滞もしていますし、本当に不便な道路だなというふうに思っております。とはいえ、なかなか東郊線をもっと使いやすくするのは時間がかかると思います。今須成線に関しましては約半分ぐらい土地の買収も終わっているということですので、ある意味、まだ計画しか立っていないような道路に比べると実現可能な道路だと思っておりますので、そういった意味では本当に早く進めていただきたいというふうに思っております。

あわせて、物流総合効率化法という法律があります。物流の効率化に取り組んでいる物流業者さんがこの法律を使って市街化調整区域に進出しようとするときに使う法律なんで

すけれども、インターチェンジから近いということが条件の一つになっています。津島市なんですけれども、蟹江インターから近い白浜町や高台寺町に物流業者を誘致しようというふうにしているというふうに聞いています。

蟹江町もぜひ今須成線整備をされて、あのあたりは青地、白地……

(「青もあります」の声あり)

青もあるんですね、白地地域も一番あるということですからけれども、開発のほうも物流総合効率化法を使ってやりやすくなりますので、ぜひ整備をしていただいて、そういった物流業者を呼んでいただくというようなことも、ひとつまちづくりとして考えていただけたらなというふうに思っていますけれども、どうでしょうか。誰か。

○政策推進室長 岡村智彦君

まちづくりの関係で物流、交流の構築法ということですね。他の市町村など、そういう物流業者を誘致しようということではありますが、これもマスタープラン等のまた見直しということが総合計画に基づいてございますので、そういう中におきまして、やはり地方創生の絡みで全体的に考えていく必要があると思います。また、その際には当然マスタープランの中に取り入れて、そういう人口の増ということも当然考えていきますので、またご参考になるようなことがあれば、またお教えしていただきたいと思いますので、少し勉強させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○3番 飯田雅広君

現実に津島市はもう動いていることもありますので、やっぱりこういうものはスピード感を持ってやっていただきたいなというふうに思っております。

先ほどの覚書に関してなんですけれども、JRの橋上化のときも、いろいろその北側の覚書だのどうのこうのという話がありましたけれども、ちょっと乱暴な言い方しますけれども、余りにもJRのやり方というか考え方が自社の利益のことを考えているんじゃないかなというふうに思っています。本当にちょっと乱暴な言い方ですけれども、公序良俗違反に当たるんじゃないかと思うぐらいひどいというふうに思っています。本当に法律行為の内容としましては、反社会的なものであってはいけません。これは社会的妥当性の要件といえますけれども、民法90条は公の秩序または善良な風俗に反する内容の法律行為は無効であると定めています。公序良俗の概念として伝統的な学説に関しましては、公序良俗概念を社会的妥当性の意味に捉えて、社会的妥当性を欠く行為を絶対的無効であるとしています。

しかし、最近では、この公序良俗概念を再構築する試みがあります。有力な見解として、社会的公序と経済的公序を対比させ、個人の基本権の保護と結びつけて考える学説があります。憲法的価値に反する行為や不当な内容の条約といったものは、公序良俗違反になるのではないのでしょうか。

憲法的価値に反する行為として平等権に関しては、男女別定年制、就業規則で定年、男性

60、女性55歳と定めたものを90条違反として無効とした判例があります。また、入会集團の会則のうち入会権者の資格について男子と女子で扱いが異なる部分を90条違反とした判例もあります。不当な内容の契約条項としては、約款における個別の条約が一方的に事業者に有利であるような場合、その規定を90条違反として無効とすることがあります。

日本国憲法第13条に、「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とあります。

J R側が出してきている条件は、蟹江町の住民が尊重されているのでしょうか。八ヶ島踏切を閉めるって、高架事業、高架なんて不便だと思いませんか、上るの。歩く人は踏切のほうがいいですよ、何で閉めるんですかね、意味がわからないですよ。だから、こんなものJ Rの利益追求じゃないんですか。だから、こんな覚書、違反じゃないですか。ちょっと乱暴ですけども、それぐらい何かおかしいですよ。町長、そう思いませんか。余りにもちょっと横暴だと思いますけれども、どのように思われますか。

○産業建設部長 志治正弘君

J Rに關しまして民法90条で言います公序良俗違反に反する云々というのはちょっと置いておきまして、平成3年に交わした覚書は、これやはり約定だと思っています。基本的に権利者、土地でもそうですけれども、軌道敷は土地の権利としてはJ R、鉄道事業者ですよ、持っておりますので。その権利をもって行政として、なすべきこと、やれること、その調整をとって約定として結んだのがこの覚書だというふうに捉えておりますので、これは約束事としてやはり行政側にも履行責任があるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

いろいろあるかなと思いますけれども、やっぱり納得いかないと思います。本当に公序良俗に反しているんじゃないかなというふうに正直思っています。日本国民は、健康で最低限度の文化的な生活を営む権利を有しているので、本当に危ない道路、危ない踏切でいいんですかねと正直思っております。

ということは置いておきまして、とにもかくにも本当に高架事業に關しましてはこれができることによって須成地区も大分変わってくる形になると思いますし、ある程度進んでいる事業でもありますので早目に進めていただくようお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長 高阪康彦君

以上で、飯田雅広君の質問を終わります。

質問6番 吉田正昭君の「インフラ整備について」を許可いたします。

吉田正昭君、質問席へお着きください。

○12番 吉田正昭君

12番 新政会 吉田正昭です。議長の許可をいただきましたので、「インフラ整備について」を質問させていただきます。

忠霊苑の隣にあいりすという建物があります。実は町内の資源ごみの当番で忠霊苑へ行きましたときに、建築業者の方が工事をするような感じでみえましたので聞いてみました。あいりすの工事に係るというようなことでありましたので、そのときはそのまま内容等も聞かずに実は済ましてしまいました。今回、公共施設のインフラ整備の状況を知るために、いろいろな確認等をさせていただきました。

その過程におきまして、蟹江町のホームページの業者の方へという場所というか、あります。そこを開きますと、その内容の一部、見出しといいますか、一部の表記に、平成28年度公共事業発注見通しがありました。そして、27年度、28年度の入札結果もあります。

今回、28年度の公共事業発注見通しの一覧表を開きますと今年度の公共事業の発注の一覧というか、施工の修繕等の項目が出てきて、この記載の中に担当部署が教育課で、施設修繕等工事として、このあいりすですね、学校生活適応指導教室という項目の改修工事が記載されておりました。そして、28年度の入札結果を見ると、6月に入札、そして工事が発注されていると思っています。

この建物は私が現地で見た限り、その時点ですが、非常に古くて相当傷んでいるじゃないかという思いがありましたし、以前はたしか図書館として利用されていたのではないかなという記憶もありますが、この建物は本来なら、私がその場で見た限りでは、解体し、新たな新規の施設になるのではないのかなと思ひまして、修繕工事とは実は意外でありました。

この建物なんですが、何年に建築され、建築後何年ぐらいたっているのでしょうか。そして、改めて今回の工事内容及び金額の確認をしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

ご質問のありました、学校生活適応指導教室あいりすは、何年に建築され、建築後、何年たっているか、そして、その工事の内容及び金額というご質問でございます。

学校生活適応指導教室あいりすは、昭和44年に建築をされ、ことしで47年になります。

また、工事の内容でございますけれども、耐震の改修工事、屋上の防水改修工事、外壁、内装の工事でございます。

金額につきましては、1,706万4,000円でございます。

以上です。

○12番 吉田正昭君

ありがとうございます。築年数47年といいますと、ほぼ耐用年数が来ているというような状況になっているかと思いますが、最近施設の長寿命化ということで、耐用年数が来ている施設を生かして利用する年数を延ばそうということもあると思いますが、これは本来なら非

常に印象的には古くて建てかえたほうが効率がいいんじゃないかと。全ての外装工事、防水工事、内装工事もして、そして相当な金額がかかっていると。改修工事で多分建築、この面積等の建築はできないと思いますが、私は建て直したほうが早いんじゃないかなと。今の状況に合う施設、例えば改修となれば、どうしても不具合等が出てきて新築みたいに完璧にできないところもできるんじゃないかなというふうに考えておりますので、その辺を考慮しながら今回は改修修繕工事をされたのか、お聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

今ご質問がございました内容につきましては、まずは管理計画等は今後、これ策定を今しておる状況でございまして、それに基づいて今後それぞれの施設等の内容のほうの改修を進めているような、まずそういった状況でございます。

ただ、このあいりすにつきましては、それよりも前にここら辺の改修等をして、まずこれを建て直すとなりますと、今の先ほど言いました金額等ではつくることも到底無理なことではございますので、そこら辺も含めて今ある施設を有効的に改修ということで検討させていただいて改修をさせていただいておるというところでございます。

○12番 吉田正昭君

ありがとうございます。おっしゃる意味はよくわかりますが、今後いろいろな面で検討、いろいろな面でいろんなことが起きるんじゃないかなというふうに思っております。

それでは、次に、28年度に学戸、蟹江、須西小学校の空調設備設置工事も行っていますが、これは児童のためには本当に大変ありがたいことであると思っております。

ただ、須西小学校において、あわせて屋上の防水工事を行ったことになっております。この建物は校舎だったのでしょいかね。それと、もう一つは、これは1棟なのか2棟なのか、その辺のこともちょっとお聞きしたいと思います。というのは、この防水工事というのは定期的なメンテナンスも必要であると思っておりますが、これは定期的なメンテナンスなのか、それとも雨漏り等がした緊急性なのかということですね。

それから、また、27年度なんです、蟹江北中の漏水工事、改修工事を行っておりますが、これもやはり定期的なメンテナンスなのか、それとも緊急な工事だったのか、その工事内容もお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

今ご質問がありました須西小学校の工事の関係の建築の年数と防水工事の内容、そして蟹江北中学校の漏水改修工事の内容等についてということでございます。

まず、須西小学校ですけれども、こちらのほうは須西小学校の本館の工事をしております。昭和41年に本館が建築をされ、ことしで50年になります。

防水工事を行いました経緯につきましては、本館の2階のコンピューター室、その南側で規模の大きな雨漏りが発生をいたしました。内装等にも被害が及びまして、そういった関係

で工事を実施をさせていただいたというところでございます。

また、蟹江北中学校の漏水改修工事につきましては、以前から学校の要望として上がってはおりましたが、平成22年度に耐震改修工事を北中学校のほうが行うために先送りをしてまいりました。その後ですが、空調機の設置、そして飛散防止フィルムの取り付け、そういった工事を優先的に行ったため平成27年度での実施ということになりました。

工事の内容につきましては、校舎の1階から4階までにそれぞれ2カ所あるトイレが、長年使ってきたことによりまして排水管等が腐食をし、破損をし、漏水をしたということでございます。また、におい等も発生をしてきたということで、大小の便器、そしてトイレのブーンスの破損ということもありましたので、そちらをあわせて取りかえ等の改修工事を行ったという次第でございます。

以上です。

○12番 吉田正昭君

須西小学校はやはり前も一度私お聞きした、いろんな意味で耐用年数の件は聞いたと思いますが、やはり耐用年数が来れば当然いろんなところに支障が来るはずで。この雨漏りも今お聞きすれば当然あってもしかるべきだというふうに思っておりますし、それから、蟹江北中の件もそうなんですが、例えば今回は5年ほど先送りしての修繕工事ということになるかと思いますが、やはり今後教育施設、学校等に関しては、当然高度成長期に建築された建物が多いのですから、当然いろんな面でメンテナンス、修繕工事が多々ふえてくるかと思えます。それに対応するには、やはりその時々金額とかいろんな条件等がついて回ると思うんですが、その辺のことですよね。

例えば、教育課においては小さな工事も含めて多くの修繕工事等されてみえます。最近も結構な件数、工事件数と金額等も相当な金額に上ってくるんじゃないかなと思っておりますので、今後教育施設に対する修繕に関して、今後先ほども答弁されたように、いろんな条件を加味して長期的な計画を立てられると思いますが、早急にしていただくか、それとももうどういうふうにするのかということ非常に実は心配しておるわけなんでして、その辺のお答えを少しお願いしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

ご質問のありました件につきましてですけれども、まず、工事等いろんな実際の状況を見て内容が変わってくるかと思えます。どうしてもこれ早急に緊急性があるものにつきましては、早急に修繕等をする必要が出てくるかと思えます。ただ、そこまでの緊急性がないもの等につきましては、今後、先ほども少し触れましたけれども、総合管理計画等、そちらのほうを策定をして、それぞれの劣化の調査等を踏まえた上で、個別計画等を含め優先順位を決めて、その優先順位に従って工事等はして、修繕等も含めてしていくべきものであるかなというふうに思っております。

以上です。

○12番 吉田正昭君

ありがとうございます。

もう一つ、例えばこれ全体的なこと、今回思ったことなんですが、公共施設の修繕等に関するの工事ですね。例えば議会に報告があったり全協に報告があったりすることもあります。たまたま公共事業の発注見通し、それから入札結果をずっと見てきますと、私たちの知らないところでいろんな工事等々がされているような気も実はしました。

今後、例えば長期計画が示されると思うんですが、その結果も私たちに当然示されると思いますが、前からちょっとお願いしておった、質問したりするときにも話しさせていたただくんですが、情報開示とか情報の出が非常に悪いような気がするんですよね。私たちが知りたい、知らなければいけないことがなかなか出てこない。たまたま現場行って、ああ、これ何、それで調べたら、ああ、こういうことかというようなことも多々あると思うんですよね。

今後のその辺の改善というか、その辺をどのように考えてみえるか、ちょっとお聞きしていきたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

ご質問のありました今後の、情報等が出が悪いということはどうしていくかということでございますけれども、これまでも議会に報告が必要な案件につきましては、法令等に從いまして適正に事務を推し進めてまいっておるところでございます。

通常、修繕等の工事に限らず事業を実施する場合につきましては予算を計上する必要があるございますので、こうした中で当初予算においては主だった事業を幾つかピックアップをいたしまして、総合計画の分野別で各分野のバランスを考えながら、その事業の内容を説明する主要事業一覧表を予算の関係資料として作成をし、議員各位にも配付をさせていただいております。

しかしながら、主要事業の一覧表の中に全ての事業や工事を掲載するということは物理的にも事務の煩雑さも含め困難であるというふうに思っております。実際の情報等の開示等の内容につきましてはどのように対応していくのが一番よいかということも、今後また財政当局とも相談をしながら、また検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○総務課長 浅野幸司君

では、私のほうからの現状と、先ほど教育次長が申し上げたとおり、現行ですと先ほど議員からご指摘ありましたホームページのほうに、公共工事の発注見通し一覧ということで年2回、これを現状アップしております。こちらのほうが原則250万円以上の工事ということで、総務課のほう、私ども総務課から各課に照会をかけ、そして毎年4月と10月にそれぞれ

ホームページ、それと紙ベースにいたしまして総務課の窓口のほうで業者様のほうの閲覧をしていただくような体制をとっております。

決算ベースのところでも主要施策成果及び実績の報告書という冊子で議員の先生方にお示しをするんですけども、何分、先ほど教育部の次長が申し上げたように、非常にこれ細々した修繕工事等も含めますとかなりたくさんの量というか数がございます。今後、そこら辺も含めましてなるべく開示をとということでございますので、ある程度のどの基準でいくかということも財政当局として今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

私たちもしっかり勉強させていただくつもりでおりますので、それなりの資料等々も請求しがてら、やはり町当局と色々なコミュニケーションをとりながら今後の蟹江町の施設のあり方等々を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、たまたま今回これ見ましたので、その続きということでちょっと質問させていただきたいと思ひます。

子育て推進課の工事発注見通しに保育所修繕工事という項目の中に、須成保育所と舟入保育所はエアコンの取りかえ工事と保育室修繕等とありますが、この工事内容をお聞きしたいと思ひます。

○子育て推進課長 寺西 孝君

ただいまの吉田議員の質問についてお答えをさせていただきます。

須成保育所のエアコン取りかえ工事につきましては、1階の2つの保育室の平成7年と10年に設置をいたしました既設のエアコンの取りかえ工事を行ったものでございます。

舟入保育所の保育室の内装修繕工事につきましては、乳児室と幼児室の天井の張りかえ及び修繕、壁の塗りかえ、下駄箱の修繕及びロッカーの修繕等を行ったものでございます。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

その中で、実は舟入保育所なんですけど、前もお聞きしたかと思うんですけど、ここは木造の平屋建てで、要は雨漏りもあつたりした、修理したというふうに聞いておりますが、この建物は保育所ということですから、本来なら次の世代の子供たちを預かる場所なのでもっといい保育所の環境というか施設、建物の環境なんですけど、建物なんですけど、必要だと私は前から言っております。

例えば今回町が多世代交流の施設の建設に取りかかろうとしてみえますよね。これは子供から高齢者までが利用でき、災害時には避難所として活用できる施設と、そしていろんな複合的な、課が入ったり、複合的に活用できる施設ということになっているかと思ひます。例

えば保育所を中心として、地域に健康づくりや地域福祉も含めた、また、この地区、舟入地区は高い建物が少ないですから、避難時の救急所としての機能をあわせ持った多機能的な施設の建設ができるかどうかということも今回新たに聞いてみたいと思います。

○子育て推進課長 寺西 孝君

ただいまの吉田議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、舟入保育所でございますけれども、昭和56年6月以降に着工いたしました新耐震基準に基づく建築物に当たります。鉄骨造平屋建てでございますので、耐震の面からは安全性が高いというふうに認識しておりますけれども、複合的な用途につきましては、例えば2階建てへの改修等は難しいというふうに認識をしております。

また、災害時の避難等につきましては、現在、舟入小学校への避難を想定しておりますけれども、今ご指摘のように付近に高い建物が少ないために一時的な高い場所への避難につきまして非常に懸念をされるところでございます。複合的な施設と申しますよりも、まずは保育所の敷地内に、例えば現在西のほうに倉庫がございますけれども、倉庫を2階建てに建て直し、屋上部分に一時避難できるような避難スペースを設けることができないかと、そういうことからまずは検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

何にしましても地域には大事な施設ということですので、これを維持管理していこうということになれば保育所以外にもいろんな併設した施設等をつけて活用すると、地域の活性化のためにも活用するという視点から考えていただきたいというふうに考えております。

それから、実はこの間、蟹江保育所に行くことがありまして、また、これ前もちょっとお聞きしたことがあったような記憶があるんですが、蟹江保育所の建物に亀裂の跡がありますよね。これは、いつ修理されたかわかりませんが、修繕工事前、あれだけきちっとというか幅広く補修してあるということは、雨水が浸透したのか、それに伴うコンクリートの劣化とか鉄筋の腐食とか、そのようなことも実は心配しておるわけでありまして、この保育所の修繕工事、これは何年前にどのように行われたのか、お聞きしたいと思います。

○子育て推進課長 寺西 孝君

ただいまの吉田議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、今ご指摘をいただきました蟹江保育所の外壁でクラック状になっておりますものでございますけれども、防水施工箇所から薬剤の油分が浮き出ているものでございます。施設において現在のところ漏水等発生しておりませんし、屋上の防水等も支障のない状況であることを、まず報告をさせていただきたいと思います。

外壁の塗装工事につきましては、平成11年度に実施したものでございます。しかしながら、建物につきましては、ご指摘のように建築からこれも40年以上経過をしております。今後は

町の公共施設等の総合管理計画に基づき、適切な修繕を行ってまいりたいと考えております。
以上でございます。

○12番 吉田正昭君

実は、あそこへ行きますと、とてもあの建物を見ると、この蟹江町が子育てに力を入れているとは思えなくなってしまうんですね。どうしてもやはり人は施設、目に見えるところからまずは入って、それから保育のソフト面等々に入っていくと思うんですが、最初の印象がちよっと私には悪過ぎるわけなんですよ。その辺のことを考えると、やはり施設ばかりじゃなくて子育てに関してのいろんなことも考えながら、印象も考えながら、メンテ、修繕等を今後繰り返していただかないと。

それから、今の話ですと11年に塗装工事をされたわけですね。その後に防水というか亀裂の修繕をされたんでしょうかね。当然亀裂の修繕が先なら、塗装かけますので、あの亀裂の修繕は見えないと思うんですね。あの亀裂の修繕が非常に実は気になっておりまして、その辺のこともやはり考えていただきたいと思います。

特にやっぱり蟹江町が発展するには、子供たちの人口比率が高く、若い世代が住みやすいまちにしなければなりません。それにはやはり、先ほど言いましたように施設も大事だと思います。古い施設は建てかえるなり、修繕もその都度その都度、お金がかかる。建てかえるのは先ほど言われたようにお金がかかり過ぎるんだったら、修繕をまめにしがてら、やはり見た目もよくしていただくということが大事なと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次に、道路関係で道路の修繕とか補修等についてお聞きしていきたいと思えます。

実は私が住んでいる舟入なんですけど、国道1号線の舟入1丁目の信号から蟹江側に突き当たっていく道路があります。この道路はカラー舗装ですね、オレンジ色にカラー舗装がされたと思っておりますが、私の記憶ではもう20年以上経過していると思いますが、もう一つ、この道路は既設の舗装の上に、もう一回舗装をかけたような記憶がありますが、その辺はどうか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

吉田議員の質問にお答えをさせていただきます。

初めに、舟入西福田線のことになります。これは舗装後、何年経過しているかということですが、このカラー舗装を施しましたのは平成3年、4年の2カ年にわたり施工し、25年目になってございます。それと、議員がおっしゃるとおり、従来の舗装の上に緑色に塗装し、通学路の安全対策を施してございます。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

この舗装というか道路なんですけど、やはり年数もたってきていますので初期のような色合

いもありませんし、当然アスファルトも劣化してきていますので、道路に亀裂が最近、前から入っていたんですが、最近特に目につくようになりまして、これはぼちぼち寿命かなというような気もしております。

また、実は防犯パトロールを私たちやっけてまして、これが道筋にもなっておりますが、ちょうど通学路になっておりまして、何年か前にカラー塗装ですかね、グリーンのカラー塗装がされたと思いますが、この塗装がされたとき、亀裂等々はその塗装されたときに入っていたか、その塗装した部分に入っていたのかどうか、ちょっとお聞きしていきたいと思ます。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

舟入西福田線道路の傷みぐあいの認識についてでございます。こちらは平成25年度の路面性状調査の結果では、舟入西福田線はすぐに修繕を必要としない結果が出ております。その調査から3年が経過しておりますので、舗装としましては修繕を行っていない箇所につきましては、道路パトロールや町内会の要望に対しまして緊急性の高いところから順次進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ます。

それと、通学路の緊急対策について少し述べさせていただきたいと思ますが、平成24年4月に京都府亀岡市で発生しました登下校中の児童等の列に自動車が入突する事故を初め登下校中の事故が連続して発生したことを受けまして、本町も通学路緊急合同点検を行いました。そこで、危険箇所として抽出されました路線が、舟入西福田線でございます。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

大丈夫だよと言われれば大丈夫だと思うんですが、やはり先ほども施設のところでちょっとお話しさせていただいたように、見た目が悪いということは、この町はどういう町だと、そのように外部から来た人が、道路も亀裂が入って、ここってどういう町かなと、この町はお金がなくて補修もできないのかなというふうにとられる可能性もありますし、また、当然先ほども言いました、ちょっとお聞きしたんですが、子供たちの通学路の舗装を施工されたときは、これは亀裂が入ってなかったですよ、その上に。最近入っているんですよ。グリーンが割れて、その下地が見えてきているような状態なんです。それを補修しなくてもいいよ、じゃ、この上にすつと塗るだけでいいよということになったら、結果的に亀裂が入って、何、ここと、いつやったのと、3年前にやったふうにはとても思えないんですよ。やはり児童も歩いていますし一般の方も歩きます、高齢者の方も歩きます。やはり、つまりいたりとかいろんな弊害が、今のところ聞いたことありませんけれども今後出る可能性もあるような状況じゃないかなと私は認識しているのですが、当局のほうの認識はどのようになっているのでしょうか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

先ほど少し述べさせていただきましたが、今回緊急的な交通安全対策としてカラー舗装を行ったものでありますので、将来的に交通安全対策としてカラー舗装を行ったものでありますから、舗装修繕も今後は施していかないかんというふうに思っておりますが、こちらにつきましても、町内会等からの要望がございまして現地を確認させていただき、緊急性の高いところからやらさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

緊急性という言葉、非常にいいですね。緊急性と言えば全て先送りできるのかなど。緊急性がなければ、もう後回しでいいよと。じゃ、ここ緊急性ないですから、それで終わっちゃうような言葉だと思うんですよね。現場を見られたかどうかということを、再度お聞きしたいと思います。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

現在も町の独自のパトロールをやってございまして、こちらはシルバー人材センターに業務委託しております。週2回ほど町内を巡回し、必要に応じて道路の維持管理をお願いしております。

また、町の職員といたしましても、現状いろんなところで工事を行っております。そんな中で道路の管理もきちっとしてございます。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

パトロールの件もまたお聞きしたいと思っておりましたが、今シルバー人材センターさんをお願いしておるとのことなんですが、報告等は当然上がってきていますよね。例えばどのような依頼をして、どういうふうにチェックをして、結局チェックシートもあるかどうかわかりませんが、こういうところをチェックしてきて見てきてくださいねと、それが町独自の施工する工事、そこに緊急性が入ってくるかもしれませんが、今の話ですと町独自の工事の工程も日程もあるでしょうし、地域から上がってきた工事の状況ですね、それとのすり合わせ等々もあると思いますが、何かちょっと今の話ですと、どうかな、腑に落ちないというか、ちょっとよくわからないんですが、再度聞きます。現場を自分の目で見られたかどうか、再度確認したいと思います。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

一番最初にちょっと答弁の中で、平成25年度に路面性状調査を行った、これは町内にある1級、2級町道の全てを見ておりますが、町道であっても本当に細い民家の中に入っているような中につきましても、これは目で見て点検を行っている状況でございます。

実際、舗装になりますと、現状、亀の甲になっているようだとか穴があくとか、そういったようなものについては緊急修繕でやりますが、それ以外のものについては路面性状調査の

まず結果をもとに、現在も計画的に各町内を年間スケジュールを立てまして今現在工事を行っているところでございます。そんな中で、先ほど吉田議員がおっしゃったように、舟入西福田線については、当時の段階ではなかったんですが、それ以降3年たってございますので、職員もそのところは通りますし、現状の確認はさせていただいております。

また、緊急性の高い地元からの町内会要望というのがございまして、町内会としてやはりここが一番に悪いんだということで上がってきますと、もちろんそれは全て現況も確認させていただいた中で、先ほど言いました緊急性の高い、本当に非常に悪いところから順次予算の範囲内でやらさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

次にお聞きしたいんですが、今もお話から出ました地元町内会等から要望が上がってきてまして計画を立てていると。緊急性の高いものから計画を立てているというお話ですが、例えばその工事の内容なんですけど、単年度で終了する場合、簡単なこと、単年度で終了する場合、そのような事業もあるかと思えますし、また、複数年にまたがっていく事業ですね、先ほど、今年度これ、来年度これというふうに進めていく事業もあると思うんですが、中には未着工の場所もあるかと思うんですが、その未着工の場所に関してはどのような対応をされているのかなど。あれ全然、あれしたんだけどもやってもらえてないよねということは、やはり先ほどの話の緊急性がないからやらないという答弁なのかなというふうに思うんですが、地元から上がってきた要望でしたら、やはりある程度、5年先だよとか、まだ大丈夫だからもう少し先だよとか、やはり回答等があってもしかるべきではないかなという気もするんですが、その辺の流れはどのようにしてみえるか、お聞きしたいと思います。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

吉田議員のただいまの質問にお答えをさせていただきます。

もちろん、町内会の要望だけでなく町の計画事業は、例えば大雨なんか降ったときですと、いち早く道路冠水が起こるとか、そういった浸水対策としてそういったエリアを順次毎年計画を立てて施工していたり、また、全ての要望を計画を1年でやり切るのは財政的に不可能でございますので、生活に直結するようなところから、単年でやれるもの、また複数年にわたってやるものを計画的に施工しております。

先ほどやり残した事業ということを言われました。確かに町内会から出てきたときには現地を確認させていただき、またここで同じ言葉を出してしまいましたが、緊急性の高いものなのかどうかという判断をさせていただき、各町内会から要望が出たものにつきましては、その結果を必ず町内会、また議員の先生方にもお示しをしているところでございます。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

土木に無理を言うのは非常に心苦しいと思っております。ここ何年かの予算を見ますと、どんどん削られてきておりまして、多分これも自分の担当者の中には、これほしい、あれほしいという気持ちは多々あると思うんですが、やはり先立つものはお金と。

前にも財政のほうにちょっとふやしてねという話はさせていただいた記憶がありますが、やはり限られた蟹江の町の予算の中で、今後こういう公共施設等々における予算の振り分けも、やはり住みよいまちということになれば、私は先ほども言いましたように公共施設等の整っているまちだと思っておりますし、また、公共施設の活用のソフト面もきちっと整備されているところだと思っておりますが、やはり見た目というのも非常に大事ではないかなというように考えておりますので、いろんな事業もあるかと思っておりますが、足元の小さな事業についても気配りをさせていただいて住みよい蟹江町にさせていただきたいと願っております。

質問を終わります。

○議長 高阪康彦君

以上で、吉田正昭君の質問を終わります。

お諮りいたします。

明日も一般質問が予定をされております。少し早いようですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会をします。

(午後4時32分)